

令和 7 年
第 1 回定例会会議録

令和 7 年 2 月 21 日 開 会

令和 7 年 3 月 25 日 閉 会

国 分 寺 市 議 会

目 次

○2月21日（金）

出 席 議 員	7
出 席 説 明 員	7
議会事務局出席職員	7
議 事 日 程	8
議席の一部変更について	9
会議録署名議員指名	9
会 期 決 定	10
施 政 方 針	10
委員会提出議案第1号 国分寺市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	22
議案第 25号 国分寺市オンブズパーソンの選任について	23
議案第 8号 令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
議案第 9号 令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
議案第 10号 令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）	
議案第 12号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	
議案第 13号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 15号 国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 16号 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 17号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	
議案第 18号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 19号 国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	{ 一括議題 } 委員会付託
議案第 20号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正	

	する条例について		
議案第 21 号	国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について		
議案第 22 号	国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について		
議案第 23 号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について		
議案第 24 号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について		
議案第 11 号	国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について	〔特別委員会付託〕	26
議案第 6 号	専決処分について	〔一括議題 特別委員会付託〕	27
議案第 7 号	令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）		
議案第 1 号	令和 7 年度国分寺市一般会計予算		
議案第 2 号	令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算	〔一括議題 特別委員会付託〕	28
議案第 3 号	令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計予算		
議案第 4 号	令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第 5 号	令和 7 年度国分寺市下水道事業会計予算		

○2月23日（日）

出席議員		33
欠席議員		33
出席説明員		33
議会事務局出席職員		33
議事日程		34
代表質問		
新海 栄一 議員		35
星 いろろ 議員		47
小坂 まさ代 議員		60
久保 けいこ 議員		72
鈴木 ちひろ 議員		81
高野 ふみお 議員		84
寺嶋 たけし 議員		86
中山 ごう 議員		89
木村 徳 議員		91

○3月25日（火）

出席議員		97
出席説明員		97

議案第 7 号 令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）	116
議案第 26 号 令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）	117
予算特別委員長報告	
議案第 1 号 令和 7 年度国分寺市一般会計予算	118
予算特別委員長報告（副委員長）	
議案第 2 号 令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算	〔一括議題〕 … 133
議案第 4 号 令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 5 号 令和 7 年度国分寺市下水道事業会計予算	
議案第 3 号 令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計予算	
補正予算審査特別委員長報告	
議案第 27 号 令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号）	137
閉会中の継続審査について	138
議員派遣について	139

2 月 21 日 （ 金 ）

（ 第 1 日 ）

令和7年国分寺市議会第1回定例会会議録

令和7年2月21日（金）

○出席議員（22人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
9番	松岡	まり	10番	高瀬	かおる
11番	森田	たかし	12番	丸山	哲平
13番	尾沢	しゅう	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	及川	妙子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	田中	政義	22番	新海	栄一

○出席説明員

市	長	井澤邦夫	副市	長	橋本正之
副市	長	塩野目龍一			
政策部	長	沢柳和彦	公共施設マネジメント担当部長	細川啓明	
総務部	長	宮本学	市民生活部長	杉本守啓	
健康部	長	新井宏伸	福祉部長	玉井理加	
子ども家庭部	長	石丸明子	まちづくり部長	加藤政幸	
建設環境部	長	島崎進一	秘書課長	佐藤久美子	
会計管理者心得		野中美由貴			
教育	長	古屋真宏	教育部	長	日高久善

○議会事務局出席職員

局	長	伊藤寿一
次	長	清水昭策

○議事日程

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第 1 | | 議席の一部変更について |
| 第 2 | | 会議録署名議員指名 |
| 第 3 | | 会期決定 |
| 第 4 | | 施政方針 |
| 第 5 | 委員会提出議案第1号 | 国分寺市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第25号 | 国分寺市オンブズパーソンの選任について |
| 第 7 | 議案第 8 号 | 令和 6 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 8 | 議案第 9 号 | 令和 6 年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 第 9 | 議案第10号 | 令和 6 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 第10 | 議案第12号 | 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第13号 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第14号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第15号 | 国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第16号 | 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第17号 | 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について |
| 第16 | 議案第18号 | 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第17 | 議案第19号 | 国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第18 | 議案第20号 | 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第19 | 議案第21号 | 国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について |
| 第20 | 議案第22号 | 国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第21 | 議案第23号 | 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第22 | 議案第24号 | 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について |
| 第23 | 議案第11号 | 国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について |
| 第24 | 議案第 6 号 | 専決処分について |
| 第25 | 議案第 7 号 | 令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第11号） |
| 第26 | 議案第 1 号 | 令和 7 年度国分寺市一般会計予算 |
| 第27 | 議案第 2 号 | 令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算 |
| 第28 | 議案第 3 号 | 令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計予算 |
| 第29 | 議案第 4 号 | 令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第30 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度国分寺市下水道事業会計予算 |

午前 9 時 31 分開会

○議長（田中政義君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 22 人であります。

これより令和 7 年国分寺市議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



○議長（田中政義君） この際、御報告いたします。

傍聴人から写真撮影の申出がありました。申出をされた方につきましては、これを許可いたしますので、あらかじめ御承知おきください。



日程第 1 議席の一部変更について

○議長（田中政義君） 日程第 1、議席の一部変更についてを議題といたします。

議場の変更に伴い、会議規則第 3 条第 3 項の規定により議席の一部を変更いたしたいと思います。

これより議会事務局長から変更となる議席を申し上げます。

○議会事務局長（伊藤寿一君） 議席について申し上げます。

1 番、鈴木議員、3 番、鳥居議員、4 番、対馬議員、5 番、中山議員、6 番、木村議員、8 番、小坂議員、9 番、松岡議員、10 番、高瀬議員、11 番、森田議員、12 番、丸山議員、13 番、尾沢議員、14 番、だて議員、15 番、星議員、16 番、及川議員、17 番、皆川議員、18 番、久保議員、19 番、はぎの議員、20 番、木島議員、21 番、田中議員、22 番、新海議員。

以上でございます。

○議長（田中政義君） お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり議席を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

それでは、議席の移動のため、暫時休憩いたします。理事者の皆様は、そのままお待ちください。

午前 9 時 33 分休憩

午前 9 時 35 分再開

○議長（田中政義君） 会議を再開いたします。



日程第 2 会議録署名議員指名

○議長（田中政義君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番 鈴 木 ちひろ 議員

2 番 高 野 ふみお 議員

3 番 鳥 居 あかね 議員

4 番 対 馬 ふみあき 議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定

○議長（田中政義君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月25日までの33日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの33日間と決定いたしました。

○議長（田中政義君） この際、御報告いたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第4 施政方針

○議長（田中政義君） 日程第4、施政方針を行います。

令和7年度市政運営に対する市長の施政方針を求めます。

市長、登壇願います。

（市長 井澤邦夫君登壇）

○市長（井澤邦夫君） 皆様、おはようございます。第1回定例会初日でございます。新しい議場で施政方針を述べさせていただきます。

はじめに。

令和7年第1回定例会の開会に当たり、私の市政運営の基本方針をお示しするとともに、主な取組を申し上げ、議員各位、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年度は市制施行60周年を迎え、様々な記念事業を通じて、これまでの歩みを振り返るとともに、次の70周年、さらにはその先の100周年に向けて新たな一歩を踏み出しました。

本年1月には新庁舎が泉町に移転し、分散していた市役所機能が一つに集約され、新たな行政サービスの拠点が誕生いたしました。庁舎が持つ機能を最大限に生かすことで、市役所の組織力を高め、複雑化・多様化する課題の解決に向けて、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を進めてまいります。

また、昨年8月に南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、危機管理に対する重要性が増しており、首都直下地震や南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対する備えも万全にしなければなりません。庁舎移転を機に、防災機能が大きく強化された市役所と国分寺市医師会災害対策本部が設置されるいずみプラザ、そして国分寺消防署が隣接することで得られる連携体制の相乗効果により、災害対応力を一層高めていく必要があります。さらに、市内でも強盗傷害事件が発生しており、市民の生活を守るための対策強化が急務となっているため、防災・防犯の観点で安全・安心なまちづくりは欠かすことができません。

近年、国全体では人口減少が問題となっている中、本市では人口増加が続いており、子育て世帯の流入に合わせて、子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組むとともに、今後さらに進行する高齢化に向けては、誰もが最後まで自分らしく生活できるまちづくりを進めていかなければなりません。

加えて、気候変動問題への対応に向けては、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロとするゼロカーボン

シティ実現のための取組も加速していく必要があります。

このように、本市を取り巻く環境は日々変化しており、さらには人の価値観やライフスタイルの多様化が進む状況において、市が抱える様々な課題を一つ一つ着実に解決していくためには、市民や事業者をはじめとした多様な主体が関わり、それぞれの強みを生かしながら、まちづくりを進めていく必要があります。

平成29年度からスタートした『国分寺市総合ビジョン』の8年間では、市の課題解決や魅力向上に向けて、市民や事業者と様々な場面で連携を深めてまいりました。今年度から始まる『第2次国分寺市総合ビジョン』では、未来のまちの姿として掲げる「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くまち」の実現を目指して、これまで培ってきたつながりを基礎としながら、一人一人の個性がこれまで以上に発揮され、みんなが活躍できる活気あふれるまちを築いてまいります。

続きまして、『第2次国分寺市総合ビジョン』に掲げる5つの「分野別の都市像」ごとに基本姿勢と中心事業を述べさせていただきます。

子どもを育み、学びがつながるまち（子ども・学び）。

基本姿勢でございます。

国分寺市の未来を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、切れ目のない子育て支援、教育環境の整備、一人一人の個性に合った居場所づくりなど、地域全体で子育て・子育てを支えることが重要です。

今年度から新たな『国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画』をスタートさせ、計画の基本理念「子育てと子育てでひとがつながり 子どもや若者一人ひとりが自分らしく 将来にわたって幸せに暮らせるまち」の実現に向け、子どもや若者、子育て当事者、そして地域の子育て支援者や団体等と協力しながら、それぞれの成長段階や生活環境に応じた支援を行うことで、地域全体で子育て・子育てを支え合うまちづくりを進めてまいります。

あわせて、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目のない子育て支援を推し進めるとともに、多様なニーズに合ったサービスや居場所づくり、保育所等の待機児童対策や、公設学童保育所の狭隘状況の解消などを通じて、子育て環境の一層の充実に努めてまいります。

学校教育では、今年度から『第3期国分寺市教育大綱』及び『第3次国分寺市教育ビジョン』がスタートします。子どもたちが安全で快適な学校生活を送り、より意欲的に学ぶことができるよう、ICTを活用した個別最適で協働的な学びを支える学習環境を拡充することで、問題解決や価値創造ができる子どもの育成を進めます。また、「国分寺学」を通じて、次代を担う子どもたちが地域の人々の思いを受け止め、地域に関わり、地域に根差した探求的な学習を進めることで、「課題解決力」「コミュニケーション力・協働力」「社会参画力」などの資質・能力を育んでまいります。

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進行する状況においては、今まで以上に学校と地域が連携し、子どもたちの学びと成長を支えていく必要があります。特に、学校教育活動の一環として、生徒の人格形成や健全育成に大きく寄与する中学校の部活動につきましても、地域連携及び地域移行を推進してまいります。

中心事業。

令和7年4月から、児童福祉分野と母子保健分野を集約し、一体的な支援を行うこども家庭センターをいずみプラザに開設いたします。妊娠から出産、そして、子育ての総合相談としての機能を有するこども

家庭センターを中心に、全ての妊産婦・子ども・子育て世帯に対する切れ目のない支援を実施し、福祉、保健医療、教育等の関係機関との連携も一層強化してまいります。

妊婦歯科健康診査につきましては、いずみプラザで実施する集団健診から各医療機関での受診による個別健診への移行を段階的に進め、妊婦が自身の体調や都合に合わせて受診しやすい環境を整備いたします。

産後ケア事業につきましては、現行の取組に加えてアウトリーチ型の事業を新たに実施し、さらなる支援の充実を図ってまいります。

親子ひろばにつきましては、市内3か所目の拠点として、中部地区拠点親子ひろばとなる「いずみひろば」をこども家庭センター内に開設いたします。また、西部地区拠点親子ひろばを利便性の高いひかりプラザに移転することとし、令和8年4月の開設に向けた改修工事を行うなど、子育て家庭が気軽に利用できる環境づくりを進めてまいります。

保育所等における待機児童対策につきましては、引き続き、既存の認可保育所の定員の見直しや、基準の範囲で弾力的に児童の受入れを行うとともに、認証保育所の認可保育所への移行を進めることで、保育ニーズに沿うよう受入れ枠の確保を図ってまいります。さらに、本年4月からベビーシッター利用支援事業を開始し、また、市立ひかり保育園及び市立恋ヶ窪保育園においては、1歳児と2歳児を対象にした定期利用保育を新たに実施するなど、様々な方策により、引き続き待機児童の解消に取り組んでまいります。

児童発達支援につきましては、昨年11月に開設した児童発達支援センターつくしんぼの支援体制を強化するとともに、市民から要望が多い専門相談の回数を増やすことで、さらなる取組の充実を図ってまいります。

幼児教育・保育の充実につきましては、東京都の『こども未来アクション』に位置づけられた「とうきょうすくわくプログラム」を市内の保育所等で実施し、各施設がその環境や強みを生かし、子どもの興味・関心に応じた探究活動を実践するなど、それぞれの取組が効果的な事業となるよう支援することで、子どもの意欲や自己肯定感、社会性などの非認知能力を高め、乳幼児期の成長・発達をサポートしてまいります。

また、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用し、保育所、幼稚園等を利用していない主にゼロ歳児から2歳児を、定員に空きのある保育所や幼稚園で定期的に預かることで、他者との関わりによる様々な体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を促すとともに、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減を図るなど、子育て支援のさらなる充実に向けて様々な取組を実施してまいります。

学童保育所につきましては、第五小学校区及び第八小学校区において、令和8年度中の開所を目指して、公設民営学童保育所の整備を進めていくとともに、引き続き、民設民営学童保育所の誘致を行ってまいります。また、放課後の安全・安心な居場所となるよう、現在小学3年生までとなっている児童館ランドセル来館事業の利用対象を小学4年生まで拡大してまいります。

加えて、児童館ランドセル来館事業と親子ひろば事業では新たに入退出管理システムを、また、児童発達支援センターつくしんぼの児童発達支援事業では、送迎バスの位置情報が分かる機能を有する連絡帳アプリをそれぞれ導入し、子育て支援サービスにおける利用者の安全・安心の確保と利便性の向上、さらには職員の業務効率化を図ってまいります。

学校教育環境整備につきましては、小学校35人学級の全面実施や、児童・生徒数の増加に伴う対応として、第六小学校及び第八小学校において普通教室確保のための修繕を実施するほか、校庭の狭隘状況の解消や今後の校舎の増築整備などを見据え、第三小学校及び第六小学校の屋外プールとその附属棟の解体・

撤去工事を行ってまいります。第三小学校及び第六小学校では、外部民間施設を利用した学校水泳指導が安定的に行われており、引き続き教員の負担軽減や子どもたちの学習環境のより一層の充実を図ってまいります。

さらに、児童・生徒が快適な学校環境の中で意欲的に学ぶことができるよう、昨年度に引き続き、第二小学校及び第九小学校の大規模改造工事を行うとともに、第一中学校では水飲栓直結工事を実施するなど、順次必要な施設整備を進めてまいります。

学校ICT環境整備につきましては、令和8年度の次世代教育系システムの本格稼働に向けて、次期システム環境に対応した新たなGIGAスクールタブレットを他自治体と共同で調達し、子どもたちの個別最適な学習環境を確保するとともに、教員用端末のネットワーク速度の増強や、システムのクラウドへの完全移行を行うことで、場所にとらわれない業務環境等を実現させ、教員の働き方改革にもつなげてまいります。

今年度をもって全ての小・中学校において導入となるコミュニティ・スクールにつきましては、その取組を通じて、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で主体的に地域の子どもの成長を支えるとともに、本市独自の「国分寺学」を柱に、学校を核とした協働の取組を通じて地域の将来を担う人材の育成を図りながら、特色ある学校づくりを進めてまいります。

中学校部活動地域連携・地域移行事業につきましては、昨年度策定した『国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行推進計画』に基づき、地域のスポーツ・文化芸術団体や地域活性化包括連携協定を締結している近隣の大学等との連携・協力により、意欲的に進めてまいります。

部活動については、学校と地域団体との連絡調整を図る部活動コーディネーターを新たに配置するとともに、専門的な指導を行う部活動指導員の体制を拡充いたします。また、一部の種目では、休日における活動について地域団体への移行を進めてまいります。

活気あふれる成長のまち（歴史・文化・地域づくり）。

基本姿勢。

活気あふれるまちづくりに向けては、国分寺市ならではの歴史、文化、都市農業などの魅力を、市民、事業者、団体など様々な主体と連携しながら、受け継ぎ、高めていくことが重要です。

本市には、史跡武蔵国分寺跡をはじめとする歴史文化や、日本の宇宙開発発祥の地などに由来する科学といった、ほかにはない貴重な地域資源が数多くあります。また、農業者やJAと進めてきた農のある豊かなまちづくりに加え、国分寺市商工会や事業者等との協働で培ってきたにぎわいの創出により、市内にはまちの活気があふれています。

これらの地域資源やにぎわいを最大限生かしながら、他の自治体と差別化を図った国分寺市ならではのシティプロモーションを推進していくために、これまで以上に親しみやすいイベントを企画し実施するとともに、新たな切り口によるアプローチや多角的な観点を加えることで、効果的な魅力の創出にもつなげてまいります。また、市民協働・公民連携を通じて国分寺市のよさや楽しさを広める機会を増やすことで、地域や住民と幅広く関わる新たな機会の創出につなげ、市内外における国分寺市のファンづくりを進めるとともに、シビックプライドの醸成を図ってまいります。

中心事業。

史跡武蔵国分寺跡につきましては、令和4年度から進めてきた南門地区の整備工事の最終年度として、南東範囲、中門東範囲、南西範囲の3か所で整備工事を行ってまいります。整備工事に当たっては、復元

した遺構の表示や解説板の設置に加え、古代に由来のある樹木の植栽やあずまやの設置を行い、これまでに整備してきた南西範囲と参道範囲が一体になった、雄大な古代の武蔵国分寺を想起させる、歴史と自然に親しめる憩いの場所となるよう取り組んでまいります。

市史編さん事業につきましては、『新たな国分寺市史編さん基本方針』に基づき、国分寺市域のみならず、広い視野で資料の収集と整理を進めるとともに、市民と協働で創る市史を目指すため、歴史講座等を通じて自ら学習・研究し、成果を発信する市民の育成につなげてまいります。

スポーツの推進につきましては、本年11月に日本では初開催となる東京2025デフリンピックを契機として、オリンピック・パラリンピアンを招いたスポーツ教室を実施し、障害者スポーツの認知度を向上させ、気運を醸成してまいります。また、ぶんじボッチャフェス等の開催を通じて、障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進してまいります。

あわせて、令和8年度の利用開始に向けて、市民戸倉第一テニスコートを現状の2面から4面に拡充するなど、市内のスポーツ環境の充実を図ってまいります。

地域経済の活性化につきましては、国分寺市商工会と連携して実施しているまちとつながる創業支援事業の対象者として、これまでのこくぶんじカレッジ受講生にこくぶんじ創業塾の受講生を新たに加えることで、地域に根差した創業への裾野を広げてまいります。

本市の地域振興・産業活性化の指針となる『国分寺市地域産業活性化プラン』につきましては、令和8年度中の新たな計画の策定に向けて、これまでの成果や課題を整理するとともに、地域産業に関わる様々な事業者や市民の意向などを把握しながら、今後、本市が目指すべき産業振興や施策体系の検討を進めてまいります。

都市農業の振興につきましては、「食料・農業・農村基本法」で示された趣旨を念頭に、昨年度、農業者、市民、事業者などを対象に実施した『第四次国分寺市農業振興計画』の策定に関するアンケートやヒアリングを通じていただいた意見を踏まえ、本市の農業の特性に応じた計画策定と施策の展開を検討してまいります。また、認定農業者を対象とした農業経営改善計画推進事業につきましては、昨年度に実施した補助率の引上げを今年度も継続することとし、効率的で安定した魅力ある農業経営を支えてまいります。さらに、防災兼用農業用井戸や土留め等の整備に対する補助事業を通じて、引き続き農業者の経営の安定化と農地の保全を推進してまいります。

観光まちづくりにつきましては、本市にゆかりのあるアニメーション制作会社との公民連携により、国内外の観光客からも人気の高いアニメ等のコンテンツを利用したイベントを展開し、魅力の磨き上げと誘客を促進し、地域のさらなるにぎわいを創出します。

また、史跡武蔵国分寺跡の魅力をより一層広く発信するため、当時の歴史的建造物をVR・AR技術により復元し、専用のゴーグルやスマートフォンを用いてリアルな体験・体感ができるアプリの運用を開始いたします。アプリの開発に当たっては、読み上げや記念撮影、外国語対応機能を持たせて、誰もが利用しやすいシステムを構築することで、インバウンドの取組も視野に入れながら、シティプロモーションを推進してまいります。

さらに、新たに構築した観光・シティプロモーションサイトを通じて、市の魅力や観光情報を効果的に発信するとともに、一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会との連携を強化しながら、広域連携によりインバウンドガイドを養成し、多摩地域の観光需要拡大に資する取組も推進してまいります。

本年は昭和30年4月12日に市内においてペンシルロケットの水平発射実験が行われてから70年目に当た

ります。これを契機として、本年3月21日から4月12日まで、各地で保存されているペンシルロケット実機の里帰り展示を行う企画展を市役所において実施いたします。国分寺ペンシルロケット記念日である4月12日には、いずみホールにおいて記念式典を開催し、JAXA名誉教授による基調講演や、ロケット開発の最前線で活躍されている方々によるパネルセッションを行うことにより、「日本の宇宙開発発祥の地 国分寺市」を市内外に発信してまいります。さらに、昨年度に設置したペンシルロケット水平発射実験70周年記念デザインマンホールカードの制作を通じて、本市への来訪促進を図ってまいります。

自分らしくいきいき暮らせるまち（共生社会・健康・福祉）。

基本姿勢。

全ての人が自分らしくいきいき暮らせるまちをつくるためには、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、国籍や性別を超えてお互いを尊重し、一人一人の個性を認め合うことが重要です。

社会環境の変化により、個人が抱える生きづらさや課題は多様かつ複雑になっており、専門的な支援体制の充実、「ひとりではない」と思える場づくり、尊厳ある本人らしい生活を継続できる体制整備などを推進する必要があります。これまで先進的に取り組んできた重層的支援体制整備事業を通じて、誰一人取り残すことなく、全ての人が相互に認め合い、共生できる社会の実現に向け、分野横断的に連携しながら進めてまいります。

また、本年は戦後80年となる節目の年です。さきの大戦以降、私たちは平和で穏やかな生活を送ることができていますが、世界各地では終わりの見えない紛争等が続いている現状があります。戦争体験者が年々少なくなっている中で、世界恒久平和の実現に向け、市民一人一人が戦争の悲惨さ、平和の大切さを学ぶとともに、行動する文化を根づかせていく必要があります。これからも非核平和宣言都市として、平和文化の振興に向けた市民交流等、恒久平和の実現に向けた様々な事業を実施してまいります。

中心事業。

健康増進施策につきましては、歩数やイベントの参加等によりポイントのため、ポイントに応じて特典を獲得することができる健康ポイントアプリを新たに導入し、市民の健康意識の向上や健康行動の習慣化を促進してまいります。あわせて、いずみ保健センターで実施している口腔機能向上歯科健診などで活用する診療用ユニット等を更新することで、健診環境の充実につなげてまいります。

がん検診事業につきましては、胃がん検診の検査内容を拡充し、これまでのエックス線検査に加え、50歳以上の市民を対象に、市内医療機関で、内視鏡による個別検査を新たに実施してまいります。また、乳がん検診において、近隣市所在の医療機関を新たに加えることで、利便性と受診率の向上を図り、がんの早期発見につなげてまいります。

予防接種事業につきましては、HPVワクチンのキャッチアップ接種対象者等について1年間の経過措置が設けられることを踏まえ、接種の対象となる方へ適切な情報提供を行い、接種体制を確保いたします。また、帯状疱疹ワクチンにつきましては、任意接種を引き続き実施するとともに、今年度予定されている定期接種化の準備を進めてまいります。

介護支援施策につきましては、高齢化の進行に伴うさらなる介護保険利用者の増加を見据え、地域のケアマネジメント体制を確保していくため、地域包括支援センターが担う要支援者のケアマネジメント業務に対し必要な支援を行うことで、体制強化を図ってまいります。

認知症施策につきましては、認知症の方が尊厳を持っていきいきと暮らすことができる共生社会の実現に向け、認知症月間における各種イベントや科学的知見に基づき、50歳以上の市民を対象に認知機能をチ

ェックする「あたまの健康チェック事業」を実施するなど、認知症予防に関する普及啓発の取組を強化してまいります。

障害者差別解消の推進につきましては、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重する共生社会の実現のため、関係機関等が相互に連携する「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向けた準備を進めてまいります。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するための取組につきましては、障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行を促進するため、特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所が行う関係機関との連携活動に関する費用の助成を行ってまいります。

また、多くの市民に親しまれている黒鐘公園につきましては、東京都が所有していた土地の市有地化を進め、適切なタイミングで有効な修繕を行う柔軟な管理・運営を実現してまいります。あわせて、公園用地の一部を活用し、市民意見を踏まえながら、インクルーシブな遊具やバリアフリーに配慮した大型のトイレ、駐車場を設置することで、障害の有無にかかわらず誰もが親しめる環境を整備するとともに、公園利用者の利便性を向上させてまいります。

成年後見制度利用支援事業につきましては、高齢化の進行等を背景とした制度利用の需要の高まりに対し、経済的負担の軽減を図り、円滑な利用を促進するため、成年後見制度の申立て費用の助成制度を新設するとともに、後見人等への報酬助成の対象を市長申立て以外にも拡大いたします。

生活に困窮されている方への支援につきましては、それぞれの状況や気持ちに寄り添い、関係機関と連携して、生活困窮者自立支援法に基づく支援を実施するとともに、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する就労準備支援事業を引き続き実施してまいります。

また、生活保護制度を必要とする方に対しては、取り巻く環境や課題が複雑化・多様化する中でも保護を適切に実施し、経済的・社会的自立に向けた支援を行ってまいります。

ひきこもり支援事業につきましては、生きづらさや人との関係に難しさを抱え、ひきこもりがちな方への支援として、他自治体と連携し、当事者や経験者が参加する交流会を開催することで、「ひとりではない」と思える場をつくり、本人だけでなく家族や支援に関わっている方をサポートする体制を整えてまいります。

平和事業につきましては、平和文化の振興と次世代への継承に向け、引き続きピースメッセンジャー広島派遣や平和祈念行事を実施するとともに、多摩26市で構成する平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークと連携し、「次世代へつなぐ」をテーマとした戦後80年事業に取り組んでまいります。

本市の外国人市民は年々増加しており、昨年5月に3,000人を超えています。昨年度は、「多文化共生×国分寺」をはじめとしたイベントを通じて、言語、慣習、価値観や文化等の違いを認め合い、多様性を尊重する環境づくりを国際協会と連携して進めてまいりました。今年度も、引き続き外国人市民のコミュニケーション支援活動の周知を図るなど、多文化共生社会の実現を目指してまいります。

安全・安心で快適なまち（都市環境・安全・安心）。

基本姿勢。

将来にわたって住み続けられるまちを実現するためには、利便性が高く防災力を備えた強靱なインフラや、人々の憩いの場となる公園・緑地などの環境整備、地域の安全性の向上が重要です。

昨年度は、8月の宮崎県日向灘を震源とする地震による南海トラフ地震臨時情報の発表や、9月には能登半島の被災地域を襲った豪雨による複合災害が発生しており、切迫性が高まっている首都直下地震や頻

発する自然災害を見据えた防災・減災対策が喫緊の課題となっています。自助力・共助力・公助力のさらなる向上のため、ソフト・ハードの両面から防災対策に取り組むことで、強靱なまちづくりを推進してまいります。

さらに、これまでも多発していた特殊詐欺被害に加え、いわゆる「闇バイト」による強盗傷害事件が相次いでおり、市内でも被害が発生するなど、市民の安全な生活が脅かされる事態になっていることを大変懸念しています。本市では、これまでも防犯まちづくり委員の認定や自治会等が設置する防犯カメラへの補助を実施してまいりましたが、今年度はこれらの取組に加えて、住まいの防犯対策への支援を一段と強化することで、市民の安全・安心な暮らしを守ってまいります。

また、時代の変遷により、都市基盤に求められる機能も変化しており、それらを的確に捉えながら、中長期的な視点を持ってまちづくりを進める必要があります。

都市計画道路の整備や市道における無電柱化事業の推進をはじめとしたインフラ整備に加え、誰もが心地よく利用できる公園や緑地の整備を計画的に実施することで、快適なまちづくりを着実に進めてまいります。

中心事業。

防災対策につきましては、自助力・共助力・公助力を強化し、全市を挙げて災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

自助力の強化につきましては、家庭用防災用品購入費補助事業を継続するとともに、幅広い世代が防災意識を持つきっかけとなる防災フェスタを関係団体と連携して開催いたします。あわせて、防災・ハザードマップを最新の情報に更新し、全戸に配布することで、居住地域の危険性の確認と有事への備えにつなげていけるよう取り組んでまいります。さらに、災害時において、外国人市民が避難所の混雑状況や、防災行政無線の放送内容を英語で確認し、適切に行動することができるよう、多言語対応機能を備えた市独自の防災アプリの有効活用を図ってまいります。

共助力の強化につきましては、防災まちづくり推進地区第16号地区である南町一丁目自治会に対する地区防災計画の策定等の支援を継続して行うとともに、自治会・町内会やマンションの管理組合等に対し、災害時に住民の安否確認や在宅避難支援を行っていただけるよう、出前講座等を通じた積極的な働きかけを行ってまいります。さらに、市民や自治会・町内会等が防災力を高めることができるよう、市役所庁舎に隣接する防災関連用地を活用し、国分寺消防署と連携した指導体制の下、防災訓練を実施してまいります。

公助力の強化につきましては、新たな庁舎が災害時にその防災機能を遺憾なく発揮できるよう、災害対策本部室を活用した庁内及び関係機関との訓練を実施し、課題の抽出と連携内容の確認を積極的に行ってまいります。また、災害発生時の医療活動や、市民の避難生活を支える保健活動を円滑かつ適切に実施するために、昨年度策定した『国分寺市地域防災計画』や国等のガイドラインを踏まえ、『国分寺市災害医療救護計画』及び『国分寺市災害時保健活動計画』を策定してまいります。同様に、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための廃棄物処理体制等の構築に向けて、『国分寺市災害廃棄物処理計画』の見直しも進めてまいります。

さらに、同報系防災行政無線子局のデジタル化と再配置に向けた実施設計に着手するとともに、内藤一丁目地域における防災備蓄倉庫の新たな設置、戸倉橋における橋梁の補修工事など、災害への備えを着実に進めてまいります。また、国分寺市商工会に協力いただきながら、携帯トイレをはじめとした防災備蓄

品の一層の充実を図るとともに、災害時における地区防災センターの迅速な開設に向けた体制を強化してまいります。

あわせて、欠員状態が続いている市消防団において、大規模災害時に特化して活動する機能別団員制度を創設することで、市消防団員経験者のほか、女性や学生、外国人といった、より多くの担い手に活躍していただけるような仕組みを構築してまいります。

地震発生時における避難、救急、消火活動及び物資輸送の円滑化のために重要となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化につきましては、これまでは東京都が特に重要な路線として指定した府中街道、五日市街道といった道路を対象に耐震化に対する助成を行ってまいりましたが、今年度から、多喜窪通り、国分寺街道、連雀通りといったその他の都道の沿道建築物まで対象を拡充することで、耐震化の一層の強化に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、各家庭における防犯力を強化していただくため、住居の防犯用品を購入した世帯に購入額の一部の補助を行う、住まいの防犯用品購入費補助事業を創設いたします。本取組と、自動通話録音機の貸与、地域団体が行う街頭防犯カメラ整備への支援といった既存の施策を通じて、地域全体の防犯力の向上を図ることで、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

国分寺駅南口駅前整備につきましては、まちの地域資源が集積するエリアの玄関口にふさわしく、また、安全で快適な公共空間としての機能やバリアフリー対策を含む交通環境の改善を目指し、これまでに実施した現況調査等を踏まえた関係機関との協議を進めるとともに、市民や駅利用者の意向を把握しながら再整備の方向性を検討してまいります。

西国分寺駅北口駅前エリア整備につきましては、昨年度、駅前へのアクセス道路等の都市基盤整備と都市計画変更に向けた具体的な検討を進め、関係権利者との土地利用等に関する勉強会を実施してまいりました。今年度は、関係権利者との協議を踏まえた街区整備案と事業フレームの検討を進めるとともに、都市基盤整備と都市計画変更に向けた具体的な検討と関係機関との協議を行ってまいります。

住宅施策につきましては、管理不全空き家の解消と利活用の促進といった空き家対策やマンションの適正管理促進の重要性が増していることから、空き家対策とマンション施策を包含した『国分寺市住宅マスタープラン』の改定に着手いたします。今年度は、現行計画の検証と空き家及びマンションの実態調査等を行い、令和8年度の改定に向けた取組を進めてまいります。

国3・4・12号線につきましては、国分寺駅北口へのアクセス性の向上を図るため、早期に開通できるよう、関係権利者との折衝等を丁寧に行い、用地取得を進めてまいります。

国3・4・1号線につきましては、引き続き国3・4・11号線を施行する東京都と連携しながら、道路整備等を進めてまいります。

また、国3・2・8号線につきましては、本年2月に市役所通りまで交通開放の区間が延び、現在は五日市街道までの交通開放に向けた整備が進められています。国3・4・6号線につきましても、工事が進められており、市内の道路網の基軸となる両路線の整備実現に向け、施行者である東京都と連携・協力しながら、事業の着実な推進に努めてまいります。

市道幹17号線、新幹線通りの一部における無電柱化事業につきましては、防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、引込連系管路工事等を行ってまいります。また、市道幹6号線、花沢通りの一部区間につきましては、無電柱化の実現に向けた詳細修正設計等を進めてまいります。

西町五丁目交差点につきましては、渋滞緩和のため、令和８年度の整備完了を目指してまいります。

街灯・道路照明灯のＬＥＤ化事業につきましては、市内の幹線道路におけるＬＥＤ化の完了に伴い、生活道路の整備に取りかかることとし、歩行者、自転車の安全確保と夜間交通事故の防止につなげるとともに、電気使用量をはじめとする環境への配慮、維持管理費の削減を図ってまいります。

市内に残る貴重な緑地の一つである西町五丁目の樹林地につきましては、昨年度に作成した都市計画図書に基づき、今年度は、都市計画緑地として整備するため、東京都と協議を行うとともに、懇談会や説明会等を実施することで、市民の意向を踏まえながら、都市計画の指定に向けた準備を進めてまいります。

新町一丁目緑地につきましては、昨年度の都市計画の決定を踏まえ、今年度は、指定区域の一部を市有地化するとともに、市民懇談会を開催してまいります。

野川につきましては、早期整備への気運を高めるため、今年度も市民団体との協働で野川源流の散策や座学を行う「野川源流スクール」を実施するとともに、早期整備の実現に向け、引き続き東京都へ要望してまいります。

また、業務の休止や作業時間の変更が困難な家庭ごみ等収集運搬業務及び中間処理業務を担う事業者に対し、エッセンシャルワーカーの熱中症対策事業として、猛暑の中でも業務を遂行できるよう空調服の調達を支援してまいります。

生ごみたい肥化事業につきましては、現在の公共施設６か所での拠点収集に加え、今年度新たに西町プラザに生ごみの収集拠点を増設し、さらなるもやせるごみの減量、生ごみたい肥化の推進、資源循環の構築につなげてまいります。

（仮称）国分寺市リサイクルセンターの整備につきましては、基本計画に基づき、今年度は仮設処理施設の建設工事を行うとともに、令和８年度に着工する清掃センター工事棟の解体工事に向け、事業者の選定を行ってまいります。

ぶんバスにつきましては、公共交通不便地域の解消や市民福祉の増進と利便性の向上を担うことを目的に、各事業者に運行していただいております。燃料費の高騰や運転士確保に向けた人件費の増加などに対応するため、このたびの運賃改定による増収分を運転士の処遇改善等に再配分することで、引き続きぶんバスの安定運用の確保につなげてまいります。

未来につながる持続可能なまち（公共経営）。

基本姿勢。

少子高齢化が進行し、人口減少の加速化が予測される中で、今後さらに深刻な人手不足に直面することが懸念されています。このような大きな社会環境の変化に対峙していくには、デジタル技術を最大限に駆使し、職員が人にしかできない仕事に注力する体制づくりがこれまで以上に求められます。

ＡＩ－ＯＣＲやＲＰＡといったデジタルツールをより積極的に取り入れながら、徹底した業務フローの見直しを推し進めるとともに、生成ＡＩなどの新たな技術について活用の領域を広げ、より効果的な使い方を検証していくことで、さらなる業務効率化と新たな行政サービスの展開につなげてまいります。あわせて、内部事務系システム端末のモバイル化やチャットツールの利点を生かしながら、機動的な働き方を実践してまいります。

地球温暖化による気候変動をはじめとした環境問題は、自然災害の頻発化など市民生活にも影響を及ぼしており、環境負荷の少ない社会の実現に向けた施策の推進が喫緊の課題となっております。今年度から『第三次国分寺市環境基本計画』がスタートすることを念頭に、環境保全等の計画やＧＸの推進などを担

う担当部署を新たに設置し、体制強化を図った上で、複数の分野に及ぶ環境問題を包括的に解決するための施策を展開してまいります。

そして、持続可能な行財政運営を進める上での課題としましては、今後、公共施設マネジメントが大きな比重を占めてまいります。公共施設の老朽化が進行している中で、計画的な修繕等を行う必要があり、これに伴う費用負担の増加に備え予防保全型の施設管理への転換など、コスト抑制に向けた取組を進めてまいります。また、公共施設の整備に当たっては、社会構造の変化に伴う市民ニーズの複雑化・多様化に対応すべく、一層効果的・効率的な施設機能の発揮を実現するための検討を進めてまいります。

中心事業。

令和7年4月から4年間を計画期間とする『第2次国分寺市行政デジタル化推進計画』では、デジタル化による市民の利便性向上や行政事務の効率化・高度化などを推進方針として掲げており、本計画に基づく各施策を強力に展開してまいります。

特に、行政手続のオンライン化につきましては、子育てや福祉分野を中心に、申請受付から内部処理までの事務フローを分析して一気通貫で業務を行えるよう、オンライン申請の利点を最大限生かせる効率的な事務の実現に向けた取組を進めてまいります。また、用途地域や道路、公園、埋蔵文化財、防災情報等の情報をインターネット上で、いつでもどこからでも簡単に入手できる公開型地理情報システムについて、年度内のサービス開始に向けた整備を進めてまいります。さらに、建築営繕業務における設計・工事監督支援業務の効率化とペーパーレス化の推進を目的としたタブレットや、契約事務の効率化を目的とした電子契約システムの導入により、あらゆる角度からデジタルを活用した市民サービスの向上と行政事務の高度化に取り組んでまいります。

広報事業につきましては、昨今のインターネットやSNSの普及により、市民が触れる情報量は膨大になってきており、これまで以上に必要な時に希望する情報を容易に入手できる情報発信の在り方が求められています。職員一人一人のスキルを培う広報研修の実施や、新たなプレスリリース手法の導入によって、全ての人に分かりやすく伝わりやすい情報発信を推進してまいります。

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた施策につきましては、再エネ・省エネ設備機器の助成設備に既設窓の断熱改修工事を加えるとともに、助成対象に事業所も含めることで、市内建築物の省エネルギー化や、再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組を一層推進してまいります。

また、市内公共施設への電力調達に競り下げ方式のリバースオークションを活用して、価格を抑制した再エネ電力の導入を試みるとともに、温室効果ガスを発生しないとみなされるカーボンオフセット都市ガスの導入を推進することで、市が率先して二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け取り組んでまいります。

公共施設マネジメントにつきましては、『国分寺市公共施設個別施設計画』に基づき、計画的かつ効率的な長寿命化等を推進してまいります。今年度は、障害者センター・いずみプラザ大規模改修や、並木公民館・図書館長寿命化改修に向けた設計及び福祉センターの長寿命化に向けた調査業務等を実施してまいります。また、バリアフリー化や老朽化などの課題があるもとまちプラザにおいては、旧し尿処理及びストックヤード施設跡地への移転に向けた用地の買戻し等の準備を進めてまいります。社会環境の変化に合わせた複合化や多機能化なども念頭に施設の在り方を検討し、機能性や利便性を高めていくことにより、引き続き持続可能で快適な公共施設の提供に努めてまいります。

施設の維持管理水準の向上や、付加価値サービスの実現を目指して昨年度から導入した包括施設管理業

務につきましては、各公民館・図書館等の業務を新たに追加するとともに、初年度のノウハウを生かした効率的な巡回点検や、小規模修繕対応を迅速かつ確実に行うことにより、予防保全型の施設管理をさらに推進し、ライフサイクルコストの縮減につなげてまいります。

旧庁舎用地利活用事業につきましては、現在施工中の旧庁舎等解体工事を着実に進めていくとともに、恋ヶ窪駅周辺地区のさらなるにぎわい創出を目指した複合公共施設及び民間施設の一体整備のための民間事業者公募・選定を確実かつ適切に行った上で、実施設計に着手してまいります。

また、市庁舎が泉町に移転した後も、旧庁舎の近隣にお住まいの市民に対する行政サービスを維持するため、令和7年6月1日から第6庁舎1階に恋ヶ窪市民サービスコーナーを開設し、既存の市民サービスコーナーと同様の証明書発行等のサービスを提供いたします。

あわせて、c o c o b u n j i 市民サービスコーナー及び国分寺市国立駅前市民サービスコーナーにおいて、証明書発行手数料や粗大ごみ処理券購入等の支払いにキャッシュレス決済を導入し、利便性向上を図ってまいります。

市庁舎移転を契機として職場環境は大きく改善し、従来の働き方にとらわれない新しい働き方を探求し、業務における効率化を実現していく必要があります。

人材の確保・育成につきましては、多様なキャリアを有する経験者採用や人材確保が困難となっている専門職の通年採用などを実施するとともに、新しい職場環境の下で、職員一人一人が自ら考え行動し、柔軟な発想力により効果的・効率的な業務遂行ができる人材を育成してまいります。また、仕事へのやりがいや地域への愛着が感じられるよう、ワーク・ライフ・バランスの確保を徹底しながら、国分寺市で働き続けたいという意欲を醸成することで、職員の定着を図ってまいります。さらに、会計年度任用職員につきましても、引き続き休暇制度の拡充などを行い、処遇の改善を進めてまいります。

令和7年度当初予算は、人件費や扶助費などの増加に加え、エネルギー・食料品価格等の物価高騰や、ふるさと納税による多額の市税流出の影響が想定される厳しい状況にあっても、財政調整基金を取り崩すことのない収支均衡型予算を編成し、防災や防犯への積極的な施策を展開して市民生活を守り、行政サービスの一層の向上に資する経費を計上しました。

一般会計の予算規模は、総額605億6,408万9,000円、対前年度比で30億9,722万8,000円、4.9%の減となったものの、前年度に完成した市庁舎の建設工事費の皆減を除くと、過去最大の予算となりました。

特別会計につきましては、公営企業会計である下水道事業会計を除いた3会計の合計額は244億4,097万1,000円、対前年度比で2億2,602万4,000円、0.9%の減となりました。

一般会計の概要として、歳入では、その根幹をなす市税収入について、個人市民税における個人所得や納税義務者数の増などの要因により、全体で前年度より10億円以上の増額を見込みました。また、税連動交付金についても、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金などの増が見込まれることから、全体で前年度より8億円以上の増額となりました。

歳出では、住まいの防犯用品購入費用に対する補助に係る経費、胃がん検診検査内容拡充のための経費、未就園児の定期的な預かり事業や定期利用保育事業に要する経費など、安全・安心で快適なまちづくりや、子どもを育むためのサポートを積極的に進めるために必要な経費を計上しています。

この予算を適正に執行し、将来予想される少子高齢化・人口減少といった大きな社会環境の変化にもしなやかに対応する、持続可能な財政運営を行ってまいります。

おわりに。

令和7年度を迎えるに当たり、私の市政運営の基本姿勢を示すとともに、主な取組についての所信を申し上げます。

市制施行60周年や市庁舎の移転を経て迎える新たなステージには、旧庁舎用地利活用や（仮称）国分寺市リサイクルセンター整備などの大きな事業が控えており、令和7年度は次のステップに向けた重要な助走の年となります。

『第2次国分寺市総合ビジョン』の基本構想では、「すべての人が主役であること」「変化に対ししなやかであること」「まちの心地良さを未来へつなげること」をまちづくりの基本理念として掲げており、変化の激しい時代だからこそ、多様な人々と共に、互いに認め、高め合うことで、まちづくりの大きな力としていく必要があります。

市に関わる様々な方々と描いた未来のまちの姿「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くまち」の実現に向けて、『第2次国分寺市総合ビジョン』に掲げる各施策を着実に推進することで、まちの価値を高め、より多くの方々にこのまちに対する誇りを持っていただけるよう、全職員一丸となって、全力で市政運営に取り組んでまいります所存です。

議員各位をはじめ市民の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。

○議長（田中政義君） 以上で、市長の施政方針を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時07分再開

○議長（田中政義君） それでは、会議を再開いたします。



日程第5 委員会提出議案第1号 国分寺市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（田中政義君） 日程第5、委員会提出議案第1号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（木島たかし君） 委員会提出議案第1号、国分寺市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるほか、文言を整理する必要があるため、条例の一部を改正いたしたいというものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第25号 国分寺市オンブズパーソンの選任について

○議長（田中政義君） 日程第6、議案第25号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） それでは、提案理由を申し上げます。

議案第25号。

本案は、国分寺市オンブズパーソンである高野太一朗氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き選任いたしたいというものでございます。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

国分寺市オンブズパーソン条例第7条第2項の規定により提案するものでございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



日程第7 議案第8号 令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第9号 令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第10号 令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第12号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第13号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第15号 国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第14 議案第16号 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第17号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第18号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号 国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第20号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第21号 国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第22号 国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第23号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第24号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について

○議長（田中政義君） 日程第7、議案第8号から日程第22、議案第24号までを一括議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第8号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,796万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ116億1,505万円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、繰入金9,800万3,000円の増額を行い、歳出においては、諸支出金1,796万3,000円の増額を行いたいというものでございます。

議案第9号。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,211万4,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ100億6,256万2,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、支払基金交付金3,206万8,000円の減額を行い、歳出においては、介護サービス給付費8,551万7,000円の減額を行うほか、介護給付費準備基金積立金3,227万4,000円の増額を行いたいというものでございます。

議案第10号。

本案は、収益的収入及び支出において、下水道事業費用2,959万4,000円の減額を行い、資本金的収入及び支出において、不足する額及び補填する財源の内訳を改めるとともに、下水道事業資本金的収入1億4,740万円の減額、下水道事業資本金的支出2億2,206万5,000円の減額を行い、企業債において、限度額を改めたいというものでございます。

議案第12号。

本案は、市長の事務部局等の職員に係る定数を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第13号。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、超過勤務の免除の見直し等を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第14号。

本案は、東京都に準じた扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の改定等を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第15号。

本案は、雇用保険法等の改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第16号。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等に伴い、外国旅行の旅費に係る規定を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第17号。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第18号。

本案は、福祉事務所所属嘱託医等の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第19号。

本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第20号。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育所等との連携に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第21号。

本案は、課の名称を変更するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第22号。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第23号。

本案は、建築基準法等の改正に伴い、事務手数料に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第24号。

本案は、戸倉四丁目地内に国分寺市立戸倉みんなの公園を新設するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） これより一括して質疑に入ります。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程第7、議案第8号から日程第22、議案第24号までは、お手元に配付してございます付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議 案 付 託 一 覧 表

番 号	件 名	付 託 先
議 案 第 12 号	国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	総務委員会
議 案 第 13 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 14 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 15 号	国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 16 号	国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 17 号	国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 8 号	令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	厚生文教委員会
議 案 第 9 号	令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
議 案 第 18 号	国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 19 号	国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 20 号	国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	建設環境委員会
議 案 第 10 号	令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）	
議 案 第 21 号	国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 22 号	国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 23 号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 24 号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について	



日程第23 議案第11号 国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について

○議長（田中政義君） 日程第23、議案第11号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） 議案第11号。

本案は、国分寺市新庁舎建設事業が完了したことに伴い、国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止いたしたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第23、議案第11号は新庁舎建設等特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、日程第23、議案第11号は新庁舎建設等特別委員会に付託することに決しました。



日程第24 議案第6号 専決処分について

日程第25 議案第7号 令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）

○議長（田中政義君） 日程第24、議案第6号及び日程第25、議案第7号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第6号。

本案は、国分寺市一般会計において、住民税非課税世帯給付金・子ども加算給付金給付事業を速やかに行うための補正予算を編成する必要があり、令和7年1月31日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案第7号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,984万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ698億2,959万2,000円とするとともに、債務負担行為として、次世代教育系システム導入・運用保守委託事業の変更及び2件の廃止を行い、地方債においては、新庁舎建設事業債外4件の変更を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、障害者自立支援給付費負担金6,894万8,000円の増額を行い、歳出においては、障害福祉サービス等に要する経費1億3,220万円の増額を行いたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第24、議案第6号及び日程第25、議案第7号は、議員7人を委員とする補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、日程第24、議案第6号及び日程第25、議案第

7号は、議員7人を委員とする補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。委員会条例第5条第1項の規定により、ただいま設置されました補正予算審査特別委員会の委員に対馬議員、寺嶋議員、高瀬議員、尾沢議員、及川議員、はぎの議員、木島議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(田中政義君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した7人の議員を補正予算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。委員会条例第6条第2項ただし書の規定により、ただいま設置されました補正予算審査特別委員会の委員長に木島議員、副委員長に高瀬議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(田中政義君) 御異議なしと認めます。よって、補正予算審査特別委員会の委員長に木島議員、副委員長に高瀬議員を選任することに決しました。



日程第26 議案第1号 令和7年度国分寺市一般会計予算

日程第27 議案第2号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算

日程第28 議案第3号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算

日程第29 議案第4号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算

日程第30 議案第5号 令和7年度国分寺市下水道事業会計予算

○議長(田中政義君) 日程第26、議案第1号から日程第30、議案第5号までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長(井澤邦夫君) それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第1号。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ605億6,408万9,000円とし、債務負担行為として、国分寺市土地開発公社の土地先行取得事業外54件の設定を行い、地方債においては、地方道路等整備事業債外16件の限度額を24億1,780万円とし、一時借入金金の借入れの最高額を50億円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、市税収入、対前年度比約4.3%増の266億2,417万2,000円を計上し、歳出においては、物件費として新教育系システム導入・運用委託料など合計136億6,505万円を、扶助費として民設民営保育所等に対する保育所入所児委託料など合計186億9,300万5,000円を計上したいというものでございます。

議案第2号。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億8,415万8,000円とし、債務負担行為として、医療費適正化支援業務委託事業の設定を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、国民健康保険税25億7,178万1,000円を計上し、歳出においては、保険給付費69億8,308万4,000円を計上したいというものでございます。

議案第3号。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,781万9,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、介護保険料21億7,361万8,000円、支払基金交付金26億1,014万5,000円を計上し、歳出においては、保険給付費93億2,233万7,000円、地域支援事業費3億9,978万4,000円を計上いたしたいというものでございます。

議案第4号。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,899万4,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、後期高齢者医療保険料20億4,097万7,000円を計上し、歳出においては、広域連合納付金33億9,149万5,000円を計上いたしたいというものでございます。

議案第5号。

本案は、収益的収入として下水道事業収益25億1,525万1,000円、収益的支出として下水道事業費用29億8,365万1,000円を計上し、その他資本的収入及び支出等を計上いたしたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第26、議案第1号から日程第30、議案第5号までは、議長以外の議員21人を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、日程第26、議案第1号から日程第30、議案第5号までは、議長以外の議員21人を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。委員会条例第6条第2項ただし書の規定により、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長に丸山議員、副委員長に星議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長に丸山議員、副委員長に星議員を選任することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、議会運営委員会において確認いたしておりますとおり、2月23日日曜日、午前9時30分から開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時28分散会

2 月 23 日 （ 日 ）

（ 第 2 日 ）

令和7年国分寺市議会第1回定例会会議録

令和7年2月23日（日）

○出席議員（21人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
10番	高瀬	かおる	11番	森田	たかし
12番	丸山	哲平	13番	尾沢	しゅう
14番	だて	淳一郎	15番	星	いつろう
16番	及川	妙子	17番	皆川	りうこ
18番	久保	けいこ	19番	はぎの	英輔
20番	木島	たかし	21番	田中	政義
22番	新海	栄一			

○欠席議員（1人）

9番 松岡 まり

○出席説明員

市 長	井澤 邦夫	副 市 長	橋本 正之
副 市 長	塩野目 龍一		
政 策 部 長	沢柳 和彦	公共施設マネジメント担当部長	細川 啓明
総 務 部 長	宮本 学	市民生活部長	杉本 守啓
健 康 部 長	新井 宏伸	福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	石丸 明子	まちづくり部長	加藤 政幸
建設環境部長	島崎 進一	秘書課長	佐藤 久美子
会計管理者心得	野中 美由貴		
教 育 長	古屋 真宏	教 育 部 長	日高 久善

○議会事務局出席職員

局 長	伊藤 寿一
次 長	清水 昭策

○議事日程

第 1

代表質問

午前 9 時 30 分開議

○議長（田中政義君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21人であります。

本日は日曜日ですが、会議規則第9条第3項の規定により、特に会議を開きます。

冒頭、松岡議員より、体調不良のため終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

また、新海議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、併せて御報告いたします。

また、傍聴人から写真撮影の申出がありました。申出をされた方につきましては、これを許可いたしますので、あらかじめ御承知おきください。



日程第1 代表質問

○議長（田中政義君） 日程第1、代表質問を行います。

施政方針に対する代表質問については、議会運営委員会において、自由民主党国分寺、立憲・市民フォーラム、国分寺・生活者ネットワーク、公明党、無会派（グリーンな国分寺）、無会派（れいわ新選組）、無会派（日本維新の会）、無会派（日本共産党国分寺市議団）、無会派の順序で行うことが確認されております。

これより代表質問を行います。質問は質問席にてお願いいたします。

最初に、自由民主党国分寺を代表いたしまして、新海議員。

（22番 新海栄一君登壇）

○22番（新海栄一君） 広いですね。昔とは大分違います。

先日、木島議員が演台まで1回、報告に行きましたが、かなり距離がありまして、旧庁舎、旧議場では、横田美郎元議員が16回往復したという記録がありますので、今回、誰かそれを破っていただくことを期待しております。

それでは、代表質問を始めたいと思います。

自由民主党国分寺の新海栄一でございます。本日は日曜議会ということで、インターネットで御覧になっておられる皆様も多いと存じます。自由民主党国分寺の7名を代表いたしまして、新庁舎における第1回定例会の最初の代表質問をさせていただきます。

まず冒頭に、北海道から中国地方までの日本海側並びに山間地域の異常な大雪のためお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、現在もなお大雪と闘い続けておられる皆様の御尽力に感謝申し上げますとともに、被害が最小限に抑えられることをお祈り申し上げます。

さて、令和6年11月2日、新庁舎落成記念式典が挙行され、令和7年1月6日より新庁舎における業務が開始されました。市長はじめ市役所職員の皆様、田中政義議長をはじめとする市議会の皆様、新庁舎の完成、誠におめでとうございます。

完成までには多くの紆余曲折がありました。それにつきましては、ほかの方が触れると思いますので、ここでは改めて御協力いただきました市民の皆様並びに新庁舎完成まで大変な御努力をいただきました新庁舎建設担当課長をはじめとする関係者の皆様に感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

新庁舎落成記念式典の翌日には市制施行60周年記念式典も挙行され、今回の施政方針におきましても、これまでの歩みを振り返るとともに、次の70周年、その先の100周年に向けての新たな一步を踏み出しましたと記されております。令和7年度より新たな第2次国分寺市総合ビジョンが始まりますが、第1次国

分寺市総合ビジョンにおける8年間を振り返り、市長としてどのように捉えているか、御感想をお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいま新海議員のほうからお尋ねがございました第1次国分寺市総合ビジョンの振り返りということで、少しお話をさせていただければというふうに思っています。

第1次国分寺市総合ビジョンがスタートするときに、JR国分寺駅の北口の再開発、これを早く完成に持っていかなければいけない。それがまた、今までなかなか事業が進められなかった、この新庁舎の建設事業につながるということ、その裏づけとなる財政の再建、これを果たしていかなければいけないということで、まずは国分寺駅の北口の再開発ビルの完成に向けてスタートしたわけでありまして。これが平成30年2月でございました。これが完成し、また令和3年2月には北口駅前広場が竣工いたしまして、市民の方々をはじめ、皆様に御利用いただいているところでございます。

さらには、先ほどお話がありましたように、令和7年1月から業務を開始いたしました、この新庁舎、これも長年の課題でありました。これについては、市民の方々に御不便をかけていたということと併せて、職場環境として、職員の働き方が非常に厳しかったということを受けまして、この新庁舎の完成に向けて、いろいろ手当てをしてきたところでございます。

それが大きな懸案事項の解決だったというふうに思っていますけれども、そのほかにも、スタートする際にはまだ可燃ごみの焼却施設について課題があったということで、第1次国分寺市総合ビジョンの間に、日野市、小金井市、国分寺市による3市の可燃ごみの共同処理が、日野市の周辺住民の方々をはじめ、多くの方々の御協力によってスタートをすることができました。これも大きな課題を解決したというふうに思っているところでございまして、これからも安定的なごみ処理について努力していきたいというふうに思っています。

そして、一番大きなことは、新型コロナウイルス感染症が発生したと。これはもう総合ビジョンの中でも想定されていなかった事件でありました。あえて事件と申し上げたいというふうに思っています。

我々としても青天の霹靂のように、こういう感染症が発生したということで、100年に1度と言われるような感染症の発生でありました。

当初、死亡者がたくさん当市においてもあったということで、非常に国民、それから市民、多くの方々の恐怖を招いたという事件でありました。

これについては、いち早く、当市としては緊急態勢ということの中で、災害時におけるBCPの体制は取ってございましたけれども、これを発令する形で、職場においても感染が拡大することを防ぐために、いろんな手だてをやってまいりました。他市に比べていち早く、これについては対応できたのではないかなというふうに思っております。まだ感染が終息したわけではありませんけれども、この大きな事件を乗り越えることができたということで、これについては多くの方々に御協力いただいたことを改めて感謝を申し上げたいというふうに思っています。

第1次国分寺市総合ビジョンにおきましては、「ともに進める」、「ともに高める」、「ともにつなげる」という基本理念を掲げて、また、「魅力あふれ ひとがつながる 文化都市国分寺」というのを引き継ぎながら、しっかりと進めてきたわけでありまして。

これを体現していくための取組としては、複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、従来から申し上げておりますように、行政だけではなかなか対応できないことの中で、産官学をはじめとした

様々な主体との連携をしてまいりました。平成29年10月のセブンーイレブンとの連携をはじめとして、現在まで、21もの団体と地域活性化包括連携協定を締結いたしまして、協力体制を構築したところでございます。

また、まちの魅力として、武蔵国分寺跡をはじめとした歴史・文化、そしてペンシルロケットにちなんだ日本の宇宙開発発祥の地、地場産農畜産物のこくベジをはじめとした様々な地域資源を活用いたしまして、国分寺市の魅力を高めてきたところであります。この結果、本市の人口は令和7年1月1日現在で12万9,500人を超え、8年間で約9,000人以上増加をいたしまして、まちの活力向上につながったものというふうに考えているところでございます。

○22番（新海栄一君） ありがとうございます。この8年間で財政健全化も着実に進められてきたと思います。これについての今後の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 確かに順調に推移してきたようには見えますけれども、これからはなかなか厳しい時代を迎えるんじゃないかなというふうに思っています。

国分寺市の人口は、現在のところ微増ではありますがけれども、増加し続けているという状況にあります。ただし、これからは全国的にもう広がっている人口減少、少子高齢化がさらに当市にも押し寄せてくるというふうに思っているところでございます。決して安心できる状況にはありません。

そしてまた、その前に生産年齢人口の減少が始まると同時に、これは市税収入に大きく関わってくるだろうというふうに思っています。現在のところは順調に市税収入が増加しておりますけれども、生産年齢人口の減少によって、それについてはどこかでストップを図り、また減少に転じる時期が来るんじゃないかなというふうに懸念をしているところでございます。これを見据えて進めていかなければいけないと思っています。

そして併せて、この新庁舎がこういう形で、土地の取得から始まって、完成を見ました。そして、旧庁舎用地のところの新しい開発も進めていくという状況で、徐々に国分寺市の公共施設の老朽化に伴うところの修繕であったり、新設であったり、また複合化であったりということを進めていかなければいけない。これはもう皆様御存じのように、現在は資材の高騰であったり、そしてまた働き手の減少ということの中、またワーク・ライフ・バランスということで、これは建設業に関わる方々を含めて、働き方を変えていくということの中で、労働時間、また勤務体制の見直しが、各企業においても行われているということでございますので、こちらについては、多分、建設費に大きく影響してくるだろうと、こんなふうに思っています。ですから、そういう意味で、歳入が減少するタイミングがどこかである。また、現在上昇している建設コストが高まっていくということの中で、公共施設の新設、そしてまた修繕においては多額の費用が発生してくるだろうというふうに懸念をしております。

また、私はなるべく借地による公共施設、これを解消して、なるべく安定的な公共施設の建設をしたいということで進めておりますので、その市有地化についても、多分、財源を要するというふうに思っておりますので、厳しい状況がこれからは想定されるということでございます。

○22番（新海栄一君） ありがとうございました。市制施行から60年の中で、井澤市長就任以来のこの12年間は、国分寺駅北口再開発の完成をはじめ、ただいま御答弁いただいた財政健全化など、国分寺市政における大転換期でありました。多くの困難を乗り越え、市民が望む多くのすばらしい仕事を成し遂げてこられたことを高く評価したいと存じます。改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。

次に、子ども・学び施策では、学童保育所の整備が進んでおります。当市では、小学1年生から3年生

まで全入制度を実施していることから、多くの公設学童保育所において定員を超えた児童を受け入れており、施設の狭隘状況が課題となっております。狭隘状況の解消を目指しての整備についての現状と取組についてお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） こちらについては、お子さんが増えているということの中で、当市においては従来から、今、御紹介ありましたように、御希望者を全員入所させるという形で進めてまいりました。ただ、施設数、定員数に比較して希望者が多かったということで、それが狭隘状況につながっているということでもあります。待機児童は学童においては無いわけでありますけれども、これが非常に厳しい状況にあります。

4月に第三小学校、第十小学校にそれぞれ1施設ずつ新たに公設学童保育所を、第1次国分寺市総合ビジョンの中では、8年間で15施設整備をいたしまして、定員を1.6倍まで増やしてまいりました。これは公設22施設、そして民設12施設の34施設をつくってまいったということでございます。定員は合計で、今、1,419名ということで、非常に申込みする方も増えてきておりますので、この辺については、学校の学級数も増えておりますので、これは35人学級の影響もございましてけれども、それと併せて学童保育所の増設を今後ともやっていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

民設民営学童保育所の誘致につきましては今年度も進めてまいりたいと思っておりますけれども、市内で学童保育所の設置に必要な物件がなかなか見つからないという、そういう状況も一方ではあります。そういう意味では、常にどこか場所がないか、また、応じていただけるような事業者がいらないかということで進めているところでございますけれども、ここでひとつ、目星がついたところがございます。

一つは、第五小学校区で国分寺市社会福祉協議会の御協力をいただきまして、また近隣の皆様にも御説明し、御納得をいただいた学童保育所、これが令和8年4月の開所を予定しております。また、第八小学校区においては、これは市民の方の御協力によって土地を取得することができるようになり、ここにも令和8年12月の開所を目指して学童保育所を新設してまいりたいと、こんなふうに思っているところでございます。

放課後子どもプラン等も併せて、積極的に進めていきたいと思っておりますので、より多くの保護者の方々にも御理解と御協力をいただきながら、しっかりと進めてまいりたい、こう思っているところでございます。

○22番（新海栄一君） 新たに2つということで、ありがとうございます。

民設民営学童保育所の誘致を引き続き行うということで、選定された事業者が安定して学童保育所を運営するためには、大幅な定員割れがないようにしていくことが重要だろうと思っております。民設民営学童保育所の入所状況について、定員割れを起こしている施設があるようですが、現状はどのようなになっているのでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 御指摘のとおり、一部には定員割れが発生している民設民営学童保育所もございます。これについては保護者の方々の御希望ということで、非常に調整が難しいところでもありますけれども、ぜひそういうところについては御利用いただくように、また、その魅力等の紹介もさせていただきながら利用者を増やしていきたいというふうに思っています。

現在の状況でありますけれども、令和7年度の民設学童の入所申請状況は、定員が441名に対しまして、低学年、小学1年生から3年生までで444名ということでございますので、本来であれば3名だけオーバーしているという状況にあります。ただ、学童保育所によってのばらつきがありますので、この辺をぜひ

是正をしていき、また、公設民営等も含めて平準化できればというふうに考えているところでございます。

○22番（新海栄一君） ありがとうございました。

次に、高学年、特に学童保育所を卒業したての小学4年生については、放課後の居場所の確保の希望が大変多いというふうに聞いております。民設学童保育所にて高学年の受入れを試行実施しておりますが、今後の見通しと対策はどうなっているのでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 現在、小学4年生の受入れについては、空きのある民設学童保育所において試行実施をしているところでございます。今後、公設学童保育所においても、低学年の受入れを行ってもまだ定員に空きのある場合には、そちらのほうで高学年の受入れも検討してまいりたいというふうに思っております。

また、併せて、児童館のランドセル来館事業を小学4年生まで拡大するという方向で今進めておりますので、こちらのほうも御利用いただければというふうに思っています。

○22番（新海栄一君） 引き続き高学年の居場所の確保をよろしく願いいたします。

次に、歴史・文化・地域づくりでお尋ねをいたします。

本市にある武蔵国分寺は、敷地面積からも建物の大きさからも全国最大規模を誇る大寺院であったことが発掘調査から証明されております。令和4年度から南門地区の整備工事が進められており、令和7年度で終了する予定となっております。史跡整備を長年見守ってきた我々にとりましては、南門地区までの整備は予想外に早く進み、大変うらやましいというか、喜ばしく思っております。国指定の史跡として、全国から歴史好きな方々が見学に来ると思います。今後も見に来てよかったと思えるような史跡整備をお願いいたします。

そして以前、東京都議会議員の方が30名ほど史跡の視察に見えられたことがありました。薬師堂から講堂、金堂、七重塔まで、歴史、発掘状況や整備状況を説明すると、かなりの時間が取られたんですね。今回、そこに南門地区の部分が加わりましたので、今回の整備完了後、史跡地を訪れる多くの方々に、どのように史跡地を、漠然としてでなく効果的に見ていただきたいと思っているのか、お考えをお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） 御存じのように、国分寺市という市の名前の由来にもなっているところでございます。本市の貴重な地域資源であると同時に、日本の地域資源であるというふうに思っていますので、それをお預かりしている自治体として、しっかりと保全整備を進めていかなければいけないということを認識をしているところでございます。

特に広い面積を有する史跡地であります。しっかりと、できるだけ史実に基づいた形の整備を進めていきたいということで、従来から文化庁の御協力も得ながら進めてきたところでありますけれども、御存じのように、大正11年に国の史跡指定を受けてから100年をもう超えた状況でございます。こういう中であって、土地の取得を含めて、あの場所の市有地化、公有化というのはなかなか難しいところでございますけれども、地権者といいますか、地主会の方々の御協力をいただきながら、逐次進めているところでございます。

これからも、平成23年度から開始し令和2年度に完成した、伽藍中枢部と一体となった雄大な武蔵国分寺跡僧寺地区を体現していただけるような、そんな取組をしていきたいというふうに思っています。

市民の皆様には、ぜひ歴史を学ぶ場、また活動の場、憩いの場として活用いただくことで、さらに国分寺市に対する愛着を持っていただけるんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

○教育長（古屋真宏君） 私のほうから、整備工事につきまして、若干お話をさせていただきたいと思います。

令和7年度の整備工事では南東範囲を中心とした整備工事を行います。これまでに、令和5年度には芝生を植えた南西地区、令和6年度には南門や木橋の遺構を復元・表示した参道地区を整備してまいりました。令和7年度は、さらに区画溝の表示やあずまやの設置等も行う予定でございます。

令和4年度の整備で、参道部分の中軸線の景観を整えましたので、まずは東西南北に広がる雄大な武蔵国分寺跡を体感していただきたいと思っております。そして、今年度整備いたします参道地区の大型立体地形模型や復元した区画溝、木橋、南門遺構などにより、歴史を学び、体感いただくとともに、整備した芝生や砂利の地区では、利用者の希望に応じた様々な活動や憩いの場所として御利用いただけたらというふうに考えているところでございます。

○22番（新海栄一君） 整備が進んで本当によかったと思います。

整備は次年度で終了するとしても、整備完了直後はきれいな史跡地も、時がたつと汚れて経年劣化が進みます。おたかの道湧水園の七重塔も今きれいなんですけど、これは田中議長がいつも監視して、優雅さを保っております。これまで整備した箇所について、傷んできている箇所があると思いますが、今後の維持管理はどのようにお考えなのでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 御指摘のとおり、整備が進むことによりまして、管理すべき場所も増え、そのための維持管理も必要になってくるというところでございます。

近年、猛暑や豪雨によりまして雑草が繁茂しやすい状況となっております。草刈り等では苦慮しているところでございます。

国分寺市が誇る史跡としてふさわしいものになるように、維持管理の充実を図り、景観の維持、また安全に十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

○22番（新海栄一君） ぜひよろしく願いいたします。

これまでも用地買収を継続して行っておりますが、一連の南門地区の整備が終了した後の、次の整備計画などは、どのように考えているのでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 伽藍中枢部周辺地区の基本設計によりまして、令和8年度から2年間かけ、史跡地の北側入り口に当たります北方・推定中院地区の整備をしていきたいというふうに考えております。この地区は大型掘立柱建物の遺構や区画施設などが見つかり、それらの復元や北側のエントランスとしての整備を行う予定でございます。

その後の整備予定につきましては、七重塔跡がございす塔地区に整備地区を移しますが、まずは新たに用地買収した土地の発掘調査を行いまして、その後、整備をしていくといった予定でございます。

○22番（新海栄一君） ありがとうございます。武蔵国分寺をはじめとして、国分寺市の様々な魅力を伝えるためには、これまで以上に情報発信力の強化が必要だと認識しております。今後、どのような方法で情報発信をしていくのかを御説明してください。

○市長（井澤邦夫君） 今年1月に、SNSの分野で知見の高いコンサルタントの方を政策アドバイザーとして委嘱をいたしまして、広報全般についての助言を定期的にいただくことになっております。

また、新たに職員一人一人の広報力向上のために、外部講師を招いての広報研修を実施するとともに、新たに民間のプレスリリース媒体を活用することで、一度に多くのメディアに対して情報を発信してまいりたいというふうに思っております。

○22番（新海栄一君） ありがとうございます。最近、多くの新聞で国分寺市の記事が見受けられますので、これからも職員一人一人の広報力を、ぜひ高めていていただきたいと思います。

これに関連いたしまして、アニメなどのコンテンツを活用したまちの魅力発信が必要だろうというふうに考えております。本市にゆかりのあるアニメーション制作会社との公民連携により、アニメ等のコンテンツを活用したイベントを展開して、地域のさらなるにぎわいを創出するとのことですが、具体的な中身について教えてください。

○市長（井澤邦夫君） かつて本社が国分寺市にあった株式会社タツノコプロから、地域活性化の一環として、市商工会、鉄道事業者、国分寺マルイ、セレオ国分寺などと協力をして、電車車両のラッピングや商店会との連携によるスタンプラリー、着ぐるみイベント等の実施に向けた準備を現在進めているところでございます。

また、恋ヶ窪周辺のにぎわいの創出のために、旧庁舎の仮囲いにタツノコプロのアニメキャラクターによるアートギャラリーも実現可能かということで、今、検討しているところでございます。

○22番（新海栄一君） 新庁舎移転後の恋ヶ窪周辺のにぎわいの創出のためにも、ぜひアートギャラリーを実現してもらいたいと思っております。

あわせて、以前提案したことがあるのですが、ぶんバスにも、ぜひタツノコプロのアニメキャラクターをラッピングして、路線ごとに違うキャラクターで市内を走らせてもらいたいと。もうこれ10年ぐらい前に言ったんですけど、多くの人の目に触れることで市の魅力発信にもつながると考えておりますけども、いかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 御提案いただいたぶんバスのラッピングも実現したいというふうに思っています。きっと多くのお子さんたちも喜んでいただけますし、市外からも多くの方々がバスのラッピングを見に来てくれることを期待したいと思います。

○22番（新海栄一君） よろしくお願いいたします。

観光や歴史の分野において、ARやVRなどの先端技術を活用して、歴史的な建物や古い町並みをCGで再現することで、訪日外国人を含む観光客などを集客している自治体が各地に見られております。本市では、先祖代々引き継いできた武蔵国分寺跡という、歴史的にも貴重な歴史遺産を大切に守ってきたという実績があります。ぜひARやVRの技術を活用し、市の内外に武蔵国分寺跡、あるいはその周辺の魅力を発信してもらいたいと考えております。具体的にどのようなことができるのか、お知らせください。

○市長（井澤邦夫君） 現段階では、プロポーザルにて様々な企画を事業者提案してもらって、一番よい内容のものを選定したいというふうに考えております。

基本的な仕様といたしましては、武蔵国分寺の僧寺地区を中心に、金堂や講堂、七重塔をARやVR技術で再現した上で、専用のゴーグルやスマートフォンで自宅や現地で体験できるようにし、解説の外国語表記や音声案内の機能を持たせる予定でございます。

○22番（新海栄一君） 外国語対応の機能を持たせるとのことですが、現在、増加傾向にある訪日外国人への対応も図ることが期待できます。近隣市と提携してインバウンドガイドを養成するとのことですが、今回制作するARやVRを活用することで相乗効果が生まれると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 現在、立川市、国立市、国分寺市とそれぞれの観光協会が連携をいたしまして、訪日外国人を多摩地域に呼び込むためのインバウンドガイドの養成を行っております。各市の魅力あるコンテンツを活用して、訪日外国人を対象としたツアーを造成する予定ですので、今回制作するARやVR

アプリを活用すれば、魅力あるツアーの一つになると期待しております。

○22番（新海栄一君） では、それを期待しております。

次に、歴史に関して、市史編さん事業について伺います。

新たな市史編さん事業では、国分寺市にゆかりのある著名人にフォーカスして、さらなる資料の掘り起こしなどを検討してもらいたいというふうに思っております。例えば、JR国分寺駅、西国分寺駅の発車メロディーを作曲した信時潔さんなどは、さらなる調査をしていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 信時潔さんがお亡くなりになられましてから、令和7年で60年を迎えるところでございます。国分寺市立第二小学校では、去る1月24日に創立80周年記念式典がありました。そこで歌われた校歌も信時潔さんによる作曲であります。前回の市史ではあまり著名な人物をフォーカスして取り上げてはおりませんでしたので、御提案のとおり、調査を深めていきたいというふうに考えております。

また、信時潔没後60年の企画展示を実施いたしたいというふうにも考えておるところでございます。

○22番（新海栄一君） ぜひ、よろしくお願いいたします。亡くなって60年ということですので。

私の父などは信時潔さんを非常によく知っておりまして、子どものときに背中に乗って遊んだとか、いろんな話をしておりました。そんな形で、本多地区では非常に親しみのある方だったというふうに思っております。

市史編さん事業につきましては、「新たな国分寺市史編さん基本方針」に基づき、国分寺市域のみならず、広い視野で資料の収集と整理を進めると述べられております。この広い視野で資料の収集というのは、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 例えば、明治26年に国分寺村を含む三多摩地域が東京府に編入される以前は神奈川県に所属していましたので、明治26年以前の行政資料が、横浜市内にございます神奈川県立公文書館などに保管されている可能性がございます。また、武蔵国分寺跡から出土した瓦などは、発掘調査が行われるようになりました昭和31年以前は様々なコレクターが収集し、各地の自治体や研究機関等に保管されているところがございます。可能な限り資料の追跡調査を行い、市域外にある関連資料の収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○22番（新海栄一君） 非常に面白い試みだろうと思います。

神奈川県立公文書館は、前、私、一度行ったことがありますけども、武蔵国分寺関係の資料があると期待しております。

それでは、続きまして、高齢者関係に移ります。高齢者になってまいりまして、どうしてもここは聞いておかないと。

高齢化の進行により、今後も認知症と診断される方が増加することが見込まれております。私も先日、クモの名前が1種出なくて、脳外科に行つてまいりましたら、異常はないということでした。

認知症基本法も施行されたことから、今後の市の認知症施策に関する取組、また、施政方針にある認知症予防に関する取組について伺います。

○市長（井澤邦夫君） 本市では以前から、毎年、市独自で11月を認知症普及啓発月間として、講演会等のイベントの実施や、図書館での認知症に関する図書の紹介のほか、地域での認知症サポーター養成講座の開催などに取り組んでまいりました。また、認知症基本法の施行によりまして、9月が認知症月間に位置づけられたことを踏まえ、令和6年度は認知症だけでなく、認知症の方に対する理解や新しい認知症観

に立った講演会や映面上映などのイベントを実施をいたしました。そして、令和7年度は、認知症の最新知識や認知症予防をテーマに市民向け講演会を開催するとともに、あたまの健康チェック事業では、対面式認知機能検査を科学的知見に基づきまして、50歳以上の市民を対象に新たに実施することで、認知症予防に関する普及啓発に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これらの活動を通じて、若い世代から認知症や認知症予防に関する知識を持っていただき、健康活動に取り組むきっかけや早期発見、早期診断及び早期対応が図れる体制構築に向けて整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○22番（新海栄一君） 高齢者ばかりでなく、若い人の認知症も結構出ておりますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

新庁舎が完成いたしまして、いろいろな新しい試みが行われていると思います。市内公共施設への電力調達、これについてリバースオークションを活用するとのことですが、最初に、リバースオークションとは何でしょうか。説明をいただきたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） リバースオークションというのは、つまり競り下げという形で、従来からある方式でありますけれども、今般、市が活用するのは、近年、取扱高が拡大し注目を集め始めている、株式会社エナバンクの運営する再エネ電力のリバースオークションでございます。通称でエネオクというふうに呼ばれておりますけれども、エネオクに参加する小売電気事業者同士がより低価格の電気料金を競い合うという新しいプラットフォームということでございます。

○22番（新海栄一君） ありがとうございます。市は、エネオクを手がけるエナバンクと連携協定を締結したとのことですが、再エネ電力を導入していくに当たり、対象の公共施設やスケジュールをどのように考えて進めていくのか、お示しを願いたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 公共施設の再エネ電力導入は着実に進めていく必要があるだろうというふうに思っております。まずは、過去に小売電気事業者を切り替えたことがあり、エネオクで引き合いが強い高圧電力を受電する施設から、具体的には、小・中学校、公民館・図書館、ひかりプラザを対象施設として、4月から試みていくという予定でございます。

○22番（新海栄一君） 手堅く始めて着実に進めていくという考え方です。エナバンクとの連携協定の内容を見ると、市内事業者もエネオクが利用できるとなっております。これについての説明をお願いいたします。

○市長（井澤邦夫君） これは協定を締結した複数の実際の事業者が、業種、業態などでまとまってエネオクを利用できるというものでございまして、市内事業者にとってはスケールメリットを生かした再エネ電力の調達が見込めるということでございます。

国分寺市ゼロカーボン行動計画の策定の際に、市内事業者を対象として実施したアンケートでは、再エネ由来の電力について「今後検討したい」、また「安価になれば検討したい」という回答が5割程度を占めておりまして、非常に関心が高いことが伺えました。市といたしましては、再エネ電力の共同調達について、情報発信に努め、広めていきたいと考えております。

○22番（新海栄一君） 価格抑制が見込めるエネオクの利用は、市内事業者の再エネ電力導入促進につながると考えられます。ゼロカーボンシティの実現に向けて、市が率先して着実に進んでいくことを期待しております。

それでは、続きまして、黒鐘公園についてお聞きいたします。

黒鐘公園の用地を獲得したということでございますけども、どのような設計になっているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 黒鐘公園用地につきましては、従来、都の所有でございます。都有地でございますので、私どものほうで管理は請け負ってはいたんですけども、都のほうの御理解をいただいて進めていかなければいけないということの中で、今回、御存じのように、旧ポッポのもり保育園跡地の所のインクルーシブな公園ということについて、ちょっと難しくなったということがあって、それ以降、ずっと、どこでやることができるのかということで、インクルーシブな公園を求めておりました。

そういう中であって、従来から黒鐘公園については非常に施設が古くて、特にトイレについて改修をしてほしいということで、私どもも都にかけ合ってきたんですけど、なかなか難しかったということも踏まえて、あの土地を何とか、先ほども申し上げましたけれども、借地ではなくて市有地にして、その辺の整備も含めて、そして、またさらにインクルーシブな公園を、広い敷地ですので、造っていきたいということで、今回、手がけているところでございます。

ここで都のほうの譲渡も決まりましたので、都から購入をし、そしてトイレの改修や、それからインクルーシブな公園、これは遊具も多くの方の御意見を聞きながら選定をして、皆さんが、あそこでゆつくりと過ごせるように、そして駐車場も、障害者の方用の専用駐車場もちろんでありますけれども、一緒に来られた方の駐車場も確保できるようにしてまいりたいというふうに思っています。

○22番（新海栄一君） 駐車場も障害者の方用は確保できるということですので、よろしくお願いいたします。

黒鐘公園は、毎年、科学センターの観察会で、あそこを20年ぐらい使っているんですけども、子どもたちが行くと非常に喜ぶんですね。すぐ水辺の所に行って遊んでおります。ぜひ、子どもたちが喜ぶようなものを造っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、平和事業についてお伺いいたします。

今年は戦後80年を迎える節目の年となります。これまで市において継続して多くの平和事業を実施しておりますけども、節目となる今年度はどのような事業を考えているのか、お聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） 御指摘ありましたように、節目となる80周年を迎える年でございます。平和文化の振興を次世代へつなぐというテーマの下、本年は多摩26市で構成する平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークにおいて、戦争体験のない高校生・大学生世代のユースを各市から1人ずつ選考し、被爆地広島への派遣、現地の同世代との交流・意見交換、事後学習等により、戦争の悲惨さ、平和の大切さを学び、多摩地域においてどのようなことができるのか、どのように行動するべきかといった政策提言をしていただく事業を核として実施してまいります。従来からの当市が行っている平和事業に加えて、こういう事業を進めてまいりたい。ですから、従来からの小・中学生の広島派遣については今後ともしっかり進めてまいります。

○22番（新海栄一君） よろしくお願いいたします。

日本は80年、平和は続いておりますけども、世界各地では様々な戦闘が起こっております。子どもたちにも、ぜひそのようなことが起こらないように、ちゃんとした教育をお願いしたいと思います。

ただ国内は、闇バイトの件で戦争状態みたいに、いつ殺されるか分からないという、そういう事態になっております。令和6年、まさか国分寺市で強盗傷害事件が起こるとは思いませんで、本当に驚かされました。いわゆる闇バイトの問題も、今回、施政方針の冒頭に取り上げられております。市民の記憶に強烈

に残る強盗傷害事件の発生、これはどこにも安全な場所、安全な時間がないことを強烈に印象づけたのではないかと考えております。施政方針では、市民の生活を守るための対策強化が急務と書かれておりますが、具体的な方針をお示しいただきたいと思っております。

○市長（井澤邦夫君） 私どもも非常にこれについては懸念をしております。安全・安心なまちをつくるには、市を挙げて犯罪を許さない、犯罪に巻き込まれないというメッセージを常時発信していくことが必要であるかなというふうに思っています。

これまでも自治会等による防犯カメラの設置に対する補助、また子どもの見守り放送、市内事業者との協定に基づくパトロールなど、安全・安心な環境づくりを行ってまいりました。令和7年度は、これに加えて、住まいの防犯対策に対する補助事業を実施したいというふうに思っています。防犯力が向上した住宅を増やしていけば、そういうものが少しでも減少させられるかなというふうに思っておりまして、これに加えて、防犯を意識して市内で活動する、いわゆる「ながらパトロール」への協力を呼びかけることにも取り組んでまいりたいというふうに思っています。これら防犯について、ハード・ソフト両面から、本市が安全・安心なまちであるとの、より強いメッセージを発信できるものというふうに思っております。

○22番（新海栄一君） よろしくお願ひいたします。

私どもの本多地区は青色パトロール、防犯パトロールをやっておりますけども、時間が大体午前7時半から午前8時半にやるんですね。ちょっと早いんじゃないかなというふうに私は思っているんですけども、基本的に午前10時に公民館に車を返さなくちゃいけないということで、午前10時以降はできないんですね。私は午前10時とか午前11時とか提案したんですけども、車が戻せないからという理由でやれないんですけども、その辺もぜひ考慮していただいて、防犯パトロールに力を入れていただければと思っております。ぜひ、本当に危険な状態になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今度は防災についてです。

令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報というのが発令され、首都直下型地震の備えについても今回の冒頭に触れられております。この問題が市としての最重要課題であるということがうかがえますし、実際、市民の皆様も最大の重要課題であると捉えていると思います。関係団体と共に地震関連の訓練も実施されており、庁舎移転を機に、防災機能も大きく強化されております。安全・安心で快適なまちの項目において、ここで触れられているとおり、ハード・ソフト両面から、今後さらに災害対応力を高めていく必要があると思われます。今後の具体的な取組についてお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） ハード面につきましては、老朽化が進んでいる防災行政無線子局をデジタル化するとともに、配置場所を見直す工事に向けて、令和7年度は実施設計を行ってまいります。また内藤一丁目の都有地に防災倉庫を設置し、防災備蓄品のさらなる充実を図ってまいります。

ソフト面につきましては、平成30年度以来となる防災ハザードマップの更新作業を実施いたしまして、全戸に配布いたします。市民の皆様には自宅を中心として市内の災害リスクを知っていただくと同時に、避難所の位置など、市が進める災害対応についても確認していただける機会として活用していただきたいと思っております。

また、令和7年2月から運用を開始した防災アプリは英語にも対応していることから、外国人市民の皆さんにダウンロードしていただけるよう、情報発信に取り組んでまいります。災害時の新たな連携を構築するため、国分寺市商工会との災害協定の締結に向けて、現在、協議を進めております。

市商工会には市内事業者が加入し、日頃から地域に根差して事業を営んでいらっしゃる方で構成されて

います。この地元で活動している強みを生かしまして、災害発生初期は地区防災センターの開設を行う市職員を支援していただくことや、平時は防災備蓄品の一部を事業所等で保管していただき、いざというときには、それらを地域の方に配布することについても御協力いただけるというふうに考えています。

市商工会と災害協定を締結し、市内事業者の皆さんから支援を受けられることは、ベッドタウンである本市にとって、とても心強いものとなるというふうに期待をしております。

また、新庁舎に移転したことで、市災害対策本部の運営につきましても一層効率よく行える環境が整いました。1月末には管理職を中心に災害対策本部運営訓練を実施するなど、庁内の各対策班が発災後から効果的に活動できるよう、災害対策本部室を活用しながら、年間を通して様々な訓練を実施してまいります。

加えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会で構成される医師会災害対策本部や、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者等の防災関係機関との連携を深めるために、合同訓練の実施についても、今、進めているところでございます。

○22番（新海栄一君） 災害は、いつ起こるか分かりませんので、ぜひよろしくお願いいたします。夜間訓練なんか一度やっておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。夜に災害が起こることが多いのです。

それでは最後に旧庁舎の利用についてです。

旧庁舎の利活用事業を推進していくに当たり、今後の進め方について、お伺いしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 旧庁舎用地利活用事業につきましては、令和6年12月に「国分寺市現庁舎用地利活用事業における民間事業者を求める市の考え方について」を公表いたしまして、令和7年4月からの民間事業者公募に向けて現在準備を進めております。

本事業は、複合公共施設整備事業と民間活用事業の2つの事業で構成をされまして、恋ヶ窪駅周辺の新たな交流を生み出し、地域住民の生活の質を向上させることを目的としております。

民間活用事業は、定期借地権方式により用地を民間事業者へ貸し付け、民間の創意工夫を生かした施設の導入と安定した収益確保を図ってまいります。

民間事業者には、公共施設との連携による相乗効果や周辺環境との調和を考慮した提案を期待しており、2つの事業を一体的に進めることで、地域全体の活性化と魅力の創出、市民生活の向上に資する場とすることを目指してまいります。

公募に向けて、民間事業者に本事業の理解をさらに深めていただき、よりよい企画が提案されるよう、引き続き確実な進捗管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、令和7年6月から、第6庁舎1階における恋ヶ窪市民サービスコーナーを開設をいたしまして、旧庁舎の近隣にお住まいの市民に対する行政サービスを維持してまいります。旧庁舎用地利活用事業は単なる跡地利用にとどまらず、市民の皆様の生活の質を向上させるとともに、地域経済を活性化し、持続可能なまちづくりを実現するための重要なプロジェクトであると捉えております。この計画を確実に実行することで、国分寺市がより魅力的で住みやすいまちへと発展していくことを目指してまいります。

市といたしましても、今後とも市民の皆様や議会の皆様と連携しながら、透明性のあるプロセスの下、現庁舎用地の利活用を推進してまいりますので、引き続きの御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○22番（新海栄一君） ぜひ、いい形で、あそこの活用ができればいいなと思っております。

商店街がかなり厳しくなっているのではないかなと思っております。あその商店街はもともと市役所通り商店街という名前だったんですね。ところが市役所が移転するのではないかとということで、もうかなり前に恋ヶ窪商店街と名前を変えていただいた経緯があります。そういうこともありますので、ぜひ、にぎわいの創出をできるような、いい民間企業が来てくれることを期待して、代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中政義君） 以上で、自由民主党国分寺の代表質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時43分再開

○議長（田中政義君） 会議を再開いたします。



○議長（田中政義君） 続きまして、立憲・市民フォーラムを代表いたしまして、星議員。

（15番 星いつろう君登壇）

○15番（星いつろう君） 立憲・市民フォーラムでございます。私たちの会派は無所属の皆川りうこ議員、そして立憲民主党の及川妙子議員、だて淳一郎議員、そして私、星いつろうの4人で構成をしております。市長の1年間の方針である施政方針が金曜日に議会に示されました。会派4人で課題や市民の皆さんの声を持ち寄り、議論し、施政方針に対する質問を準備してまいりましたので、そのことを申し上げてまいります。

まず、総論的なことを伺いますが、施政方針では様々な施策が示されております。今後5年、10年と見据えたときに、市政におけます主要な課題として、どのようなことがあるとお考えなのか。いわゆる団塊の世代が75歳の後期高齢者となりまして、少子化、労働力不足が深刻化するとも言われる2025年問題、その年を迎えました。警鐘が鳴らされ、対策が求められてきた課題であります。この時、将来を見据えた市政の課題として、どのようにお考えなのか、御見解を伺います。

○市長（井澤邦夫君） 星議員が今、述べられたとおり、全国的には少子高齢化がさらに急速に進むだろうというふうな想定でございます。当市においては、現在のところ微増でありますけれども人口増が続いているということでございます。ただ、近い将来、生産年齢人口減少であったり、全体の少子高齢化がさらに進んでいくということは避けられないというふうに思っています。

そのことによって生じる課題でありますけれども、まずは先ほど新海議員にもお答えをさせていただきましたけれども、生産年齢人口が当市において減っていくということの影響としては、市税収入が減少していくということが懸念されます。御存じのように、当市にはあまり法人が多くありません、他市に比べてですね。そういう意味でいきますと、個人税収というのが主になりますので、そういう中であって、働き手である納税義務者の中心である生産年齢人口が減少するということに伴って、市税収入が減少していくという懸念はございます。

また、歳出においては、少子高齢化の進行に伴って扶助費が増大していくだろうというふうに思います。これまで以上に、それらを見据えた長期の堅実な市政運営、財政運営を行っていく必要があるというふうに思っています。

また、昨今の建築資材、人件費等の上昇を踏まえますと、公共施設等のマネジメントが大きな課題にな

るかなというふうに思っています。

当市においては、（仮称）リサイクルセンターの建設や、それから旧庁舎用地における複合公共施設の建設、さらには公共施設や学校施設、インフラ設備の大規模改修・建て替えには多額の費用をこれから要するというふうに見込んでおります。引き続き中長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に、負担を将来に先送りすることなく、公共施設等マネジメントを推進するとともに、社会環境の変化を見据えた持続可能なまちづくりを目指していく必要があると考えております。

○15番（星いつろう君） 施政方針の2ページになりますけれども、市が抱える様々な課題を一つ一つ着実に解決するためには、市民や事業所をはじめとした多様な主体が関わる、こうした必要性が市長のほうから述べられております。市民との対話の必要性、私はこのように捉えております。そうした点から、打ち出されている施策をなぜ必要と考えていらっしゃるのか。つまり、どういった市民の実態、課題をつかみながら、そうした施策の展開を表明されているのか、こういったことの確認、共有にも重点を置きながら、以後の具体的な質問を行ってまいりたいというふうに思っております。

まず、子育て支援や教育のことについて伺います。

施政方針でいいますと1ページに、子育てしやすい環境づくり、こうした文言がございます。1ページの初めに記載してありますが、子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組む、そうしたことを述べられております。子育てしやすい環境とは、どういった環境を考えていらっしゃるのか。

子育てしやすい環境というのは施政方針に示されているだけではないもので、子育て世代の方から、子育てしやすい環境について市の考えを知りたい、こうした御意見も前から伺っておりました。目指すべき柱があって、その上で子育て支援の様々な施策が打ち立てられていく、そう思うので、そこをお聞きしてみたい、そういうことでありました。

こういう御意見をいただいた方に、あなただったらどう考えますかというふうにも伺いしてみたいんですが、その方がおっしゃるには「共働きであっても、また専業主婦や、ひとり親家庭といった共働きではない家庭であっても、分け隔てなく、おのおのが必要とする行政サービスを受けられる、そうしたまちであり環境です」ということをおっしゃっておりまして、プラスしては、路上喫煙の防止だったり、ベビーカーで子どもを連れて歩いていても、ゆとりを持って歩ける、邪魔と思われずに歩ける、そうしたまちづくりというものを望んでいらっしゃる、こうした御意見を伺ってまいりましたけれども、市長の考える子育てしやすい環境について、伺いたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 今、議員がおっしゃられたように、市民の皆さんの御要望に応じていくには、子育てだけではなくて、総合的な対応が必要だろうと、そう思っています。今、挙げられた中で幾つかお話をしたい部分もありますけれども、今の御質問は子育てということで先に申し上げられましたので、私のほうから子育てについての基本的な考え方を申し上げます。

多様な家庭のニーズを踏まえた支援、また切れ目のない支援を充実することや、全ての子どもや若者が安心して未来に向かって歩むことができるよう、当事者、地域の子育て支援者、団体の皆様の声を大切にしながら、それぞれの成長段階や生活環境などに応じた支援を進めて、地域全体で子育て・子育てを支え合うまちづくりを進めていくという考え方が根本にあります。

○15番（星いつろう君） そうした基本的な考え方に立って、具体的に質問を行わせていただきますけれども、一つは、4ページに記載しております待機児童の解消について、待機児童対策について伺いたいと思います。

保育所に入ることができなかつたお子さんの人数は、年に1回、市のほうから議会に報告されております。令和6年4月1日現在、認可保育所を希望しながら入ることができなかつたお子さんの数は158人、これは旧定義と呼ばれている待機児童のカウント方法であります。一方で、認可・認可外を含めて、どの保育施設にも入ることができなかつたお子さんの人数は24人ということでありまして、全て1歳児という報告を受けてまいりました。これは新定義と呼ばれている人数であります。保護者の方からしますと、158人という旧定義の人数を聞くこともあれば24人という新定義の人数を耳にすることもあるということで、この違いは何なのかという話もあるので、このカウント方法について、ここで申し上げました。

保護者の方の声をいただいたのは、TOKYO MXで、市長の来年度予算の記者会見の様子が報道されましたと、こうした御連絡いただいたもので私も拝見いたしました。井澤市長は待機児童対策を強化する方針を示したと、このような報道がされておりました。そうした中で、施政方針においては、4ページで待機児童解消に向けて取り組むことが述べられております。

そこで伺います。お子さんを保育所に預けることができなかったことで、つまり待機児童となることで、その御家庭、保護者の方はどのような実態にあると捉えていらっしゃるのか。特に影響を受けるのは多くの場合、男性よりも女性のほうが影響を受けるというふうなことでありまして、そうした声を聞いておりますけれども、どんな現実直面することになるのか、どのような影響が及ぶと認識を持っていらっしゃるのか、市長がお聞きしている具体的なことをお伺いしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 現在、実態を申し上げますと、保育所の新規の入所申込みは減少してきています。令和2年度が1,033人、令和3年度が1,021人、そして令和6年度が908人ということで、これは少子化の影響もあるか、また働き方の変化もあるかなというふうに思っているところでございます。

今あったお話の中でいうと、認可保育所等の入所が保留となった際には、認可外の保育施設等を利用されたり、あるいは育児休業を延長されることが多く、中には仕事上のキャリア形成や人生設計などに影響が及ぶ場合もあるかというふうには認識しております。先ほど申し上げた人数の推移で申し上げますと、多分これからはさらに申込みが減少していくかなというふうに思っています。

ただ、記者会見でも申し上げましたけれども、多様な家庭のニーズを踏まえまして、切れ目のない支援を充実させていくということは、今後行う地域利用であったり、それからベビーシッターであったり、こういう新しい取組をさらに進めていって、多くの方々が、保育所に直接入れなくても、違う形で保育もできるような形を少し模索しながら進めていきたい、新たな取組をしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

それぞれ生活の環境や、それから子どもの成長の過程も違うと思いますので、そういう家庭に寄り添った形で対応していきたいというふうに思っています。

○15番（星いつろう君） 前回の定例会でも述べていること、ちょっと繰り返になってしまう部分があるんですけど、昨年は待機児童となってしまった子のお母さん、お父さんの呼びかけによりまして、子育て世代の御家庭の方々とお話の機会を設けていただきまして、会派全員で実態、お気持ちをお聞かせいただけてきました。「待機児童となったことで職場復帰のめどが立たず、住宅ローンを払い続けることができるのか、不安で眠れなくなることもある」、「1歳の子どもを預けて仕事をしたいのに、それがこんなにもハードルが高いなんて、男女平等が標榜されている世の中であって、女性のキャリア形成と矛盾していることをなぜ誰も疑問を投げかけてくれないのか」、こうした声を伺ってまいりました。

これらの声を受けまして、昨年は年4回の定例会がありますけれども、4回の定例会全てで待機児童解

消策について議論をしまいいりました。正直言いますと、議会でしつこく何度も何度も要望し続けるのは物すごいエネルギーが要るもので大変なんですけども、大変と言っちゃいけませんが、エネルギーが要ることなんですけども、ましてや先ほど申し上げた新定義のカウントで7年前を調べましたら200人いらっしゃいましたね、待機児童が。それが令和6年4月は24人まで減ってきましたので、その推移を見ている私たちからすると、よくここまで減ってきたよねと、そうした気持ちがあることも否めないという思いもあります。

そうした中にありましても、継続して待機児童問題を議員として取り上げることができましたのは、お母さん、お父さんたちから寄せられた声、実態でありました。実際に声を聞くことで、これは何とかしなければならぬ現在進行中の課題であると、このように実感することができました。よって、今、待機児童対策に力を入れていくという御表明をされている市長のほうにも、どのような声をお聞きですかという、そういう意味で質問させていただいた次第であります。

子育て環境のところで、当事者、地域の子育て支援者、団体の声を大切にしながらと市長はおっしゃっておられましたので、ぜひそうしたことで現実の声を聞きながら強化のほうをよろしく願いたいというふうに思っております。

それで、次は見込みのほうをお聞きしたいと思っているんですけども、来年度、待機児童の解消を実現することができるのか、その見込みをどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

1歳児と2歳児が入りづらい現実があることから、私たちのほうでは1歳児と2歳児に特化した保育園をつくっていただきたいと、こうした要望を受けまして、保育所の増設を求めてまいりました。これに対しては、3歳以上については定員に空きが出てしまっているもので、現状では保育所の新たな誘致は考えていないと、そういった趣旨の答弁がされまして、その答弁のとおり、施政方針でも、来年度、新たな保育所の誘致は示されておりません。新しい保育所をつくることなしに待機児童を解消することが可能であるのか、お聞きしたいことは2点で、一つは待機児童解消の見込みについての御見解、もう一つは、新しい保育所をつくることなくして待機児童が解消できるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 当市においては、議員も御存じのように、私が就任してから、多分、保育所数については2倍近い増設をしまいったと思います。定員についても、その分、同じように増加しているというふうには考えておりますけれども、一つには、特殊出生率というのは、それほど上がっていません。ただ、国分寺市に流入してくる方の家族構成がそういうことになっているという部分と、もう一つは、保育ニーズが高まっているということでもあります。従来は保育所を利用しない方もおられましたけれども、そういう方々が保育を求めるといったニーズも高まってきているということでございます。

我々として、できる限り、そういう待機児童解消のためには増設をし、また、いろんな対策を、先ほど申し上げましたように、定期利用保育やベビーシッター等を含めて、柔軟に対応しながら進めていきたいというふうに思っています。

ただ、御存じのように、1園開業するには大変な費用がかかります。これは補助金等も活用しながら進めてきていますけれども、一般財源を使いながら進めているところでございまして、見込み等を含めながら、柔軟にその辺が対応できるような形にまいりましたので、産休や育休の制度の変更等もありますので、それらをアンテナを高く張っていきながら、そういうニーズを捉え、また、必要な保育ニーズに応えていきたいと、こんなふうに思っています。

○15番（星いつろう君） おっしゃるとおり、共働きが増えていますので、ニーズも非常に増えていると

ということであるというふうに思っていますし、今、1園開業の費用の点についても新たに答弁がなされましたが、そうしたことも考えていくという必要性を感じているところであります。

同時に、言うまでもありませんが、児童福祉法第24条においては、市町村は保育の実施責任があるということが定められておりますので、そうした観点からも、今後のことについてお聞きしているというわけでもあります。

定期利用保育、それからベビーシッターは、もちろん私たちがお聞きしているお母さん、お父さんたちにもお知らせしまして、そういうことを進めていただいてありがとうという声もちろんお伺いしております。同時に、それでも言わなければいけないのは、先ほどから申し上げておりますとおり、保育所に入れないことによります、働くお父さん、お母さん、また保育を必要としているお父さん、お母さんの実態がありますので、そのようなことで今後も申し上げさせていただきながら議論を続けていきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。ぜひ機会があれば市長にも、お父さん、お母さん方と懇談していただきたいと思いますので、その辺もまたよろしくお聞きできればというふうに思っております。質問ではありません。

それで、続きましては、お勤めをしている子育て世代の方というよりも、家庭でお子さんを見ている方の支援ということで、市長の施政方針にも、多様な他者との関わりの機会創出事業、これは5ページに記載されておりますが、このことについて伺ってまいりたいと思います。

その中身につきましては、保育所、幼稚園に入っていない、ゼロ歳から2歳児を対象に、他者との関わりをつくったり、その保護者にとっても、保育所、幼稚園との接点があることによって、独りぼっちの子育てといった環境を変えていける、そうした施策の目的があるというふうに理解しております。その際に、定員に空きのある保育所や幼稚園で定期的に預かるとされております。待機児童のところで今、取り上げましたように、1歳児も2歳児も通常保育でさえ保育所に入りづらい状況が続いている中で、そうした現実がある中で、どのくらいの数の保育所、幼稚園で、いつ頃からスタートできる、もしくはスタートしたいと考えていらっしゃるのか、また利用できる場合ですけれども、どの程度の頻度と時間となるのか、その辺の想定をお伺いしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 本事業の実施場所につきましては、幼稚園2園と認可保育所6園の計8園を予定しております。

まず、幼稚園については、プレ保育で2歳児の受入れを行っていることから、内容を一部変更するなどして、本事業を実施していただく予定でございます。

また、保育所につきましては、まずは定員に空きが出ることが見込まれるゼロ歳児のところから始めていき、待機児童の解消を図りながら、順次拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、利用の頻度や時間につきましては、多くの児童が利用できるよう、週1日または週2日、1日当たり2時間から4時間程度の頻度を考えております。

○15番（星いつろう君） 保育所を利用した1・2歳児の対応については、なかなか見通すことができないけれども、まずはゼロ歳児から始めるといった御答弁でありました。

この施策でありますけれども、こども誰でも通園制度ということであると思いますが、これに関するこども家庭庁の資料を見ますと、2024年度は子ども1人当たり月10時間が補助基準の上限ということを示されてありました。それに伴って、実際に他市で試行的に実施した保育者側の状況をお聞きしたことがあるんですけれども、月10時間ですと、たまにしか、子どもたち、その御家庭が利用できないということで、お子

さんを預かっても泣きっ放しだそうです。たまにしか来れないので、周りにお友達もいないということで、泣きっ放しでかわいそうという声もお聞きました。

一方で、保育士のほうも、その保育者の方が働いていると、クラスの中に入れていきますので、泣きやまないで、その子の対応に追われてしまうと、こういった現状もお聞きしたことがあります。国分寺市で今後進めていくに当たって、そうした利用時間や内容も含めまして、そうした観点からの充実した環境の整備ということも検証を行っていただきたいというふうに思っております。

続きまして、教育について申し上げます。

施政方針では不登校について述べられておりません。中学校においては2016年度は78人から。何で2016年度を起点としているかという、私、そこから資料を集めたので、そこで比較しますが、2016年度は78人、2023年度は140人、1.79倍と、中学校においては不登校の生徒の数が増えております。一方、小学校におきましては、2016年度18人、2023年度92人と、5.1倍というふうになっております。この状況の中で、不登校者について施政方針では述べられていないのはなぜなのか伺いたいと思います。

○教育長（古屋真宏君） 不登校対応につきましては、これまでも重要課題として取り組んできたところでございますが、今年度も引き続き重要な課題として取組を継続してまいりたいと考えております。

令和7年度から本市の教育に関する最上位計画でございます教育振興基本計画として、第3次国分寺市教育ビジョンが開始されます。この第3次国分寺市教育ビジョンには、「すべての子どもたちが輝く教育の充実」に向けた主要施策の一つとして、学びの多様化への対応を位置づけ、不登校児童・生徒の教育環境の整備等の一層の充実を示しているところでございます。第3次国分寺市教育ビジョンに基づきまして、不登校対策の充実と改善に向けて真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（星いつろう君） 不登校は重要な課題であると、そうした答弁がありましたので、続けてこの課題について質問したいと思います。大きく言いますと、不登校のお子さんがフリースクールに通っているときがありますが、その経済的支援をお願いしたいという、そうした要望であります。

不登校によりフリースクールに通っている義務教育段階の子どもには、東京都がフリースクール等支援事業として、小・中学生1人につき月額上限2万円の助成金を実施しております。ここにお話しする形でフリースクールの市の独自の補助金制度を設けて、不登校家庭の経済的な支援につなげていただきたいと思います。

フリースクールに通うとどれぐらいの費用を要するのかなと思ってお聞きしましたところ、その御家庭の場合はですけども、週5日のうち、いつ来てもいいですよと、そういうコースになると月6万円だそうです。こういう実態がありますので、フリースクールに通わせたいけども、費用の面でちゅうちょしているんだという声は、そうした保護者間で話されているということでありました。

先ほど小学生のほうも2016年と比べますと5倍ということも申し上げましたけども、そういう不登校の低年齢化とともに、学校に行かない子ども、特に小学校低学年の子どもを家に置いておくわけにはいきませんので、保護者の方が仕事を頻繁に休むようなことになったり、勤務時間を短縮したり、退職という場合もあることを、私たちはこうした実態も伺ってきました。全て家計の収入に関わってくる課題であります。不登校になると学校にお願いしていたことを全て家庭で担わなければならないということは、よく保護者の方からお聞きすることです。こうした中で、不登校になると余計にお金がかかると、こうした実態もお聞きしているところであります。子どもが学校に行けない、行かないことで、支出が増えざるを得ないのに、一方で働く機会が減り、なくなり、家計収入が減少していく、こういった事態に直面して

いる家庭は決して少なくないのではないかと考えております。学校に子どもが通わない、通えないことで精神的に追い詰められている、そうした御家庭に対して、経済的な負担をさらに負わせるようなことを少しでも緩和できるように、フリースクールにお子さんが通っている御家庭に、市として経済的な援助をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 教育委員会では、市内全校にサポート教室を設置するとともに、トライルールの拡充やバーチャルトライルールの導入などを進め、全ての不登校児童・生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境の整備に努めてまいりました。

不登校家庭の経済的支援につきましては、全国的に不登校児童・生徒が増加している現状を踏まえ、国や東京都全体で取り組むべき課題と捉えているところでございます。このことにつきましては、教育長会等を通じて、他自治体と連携しながら、国や東京都に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

○15番（星いつろう君） 不登校になると、とにかく教育費がかかることを事実として知っていただきたい、保護者の方から、こう言われておりますので、市としても受け止めていただきたいと思います。

続きまして、特別支援学級について伺います。

2ページでは、未来を担う子どもたちが健やかに成長していくために、教育環境の整備の必要性が示されております。国分寺市には特別支援学級として知的障害学級、そして自閉症・情緒障害学級が設けられておりますが、児童・生徒数が増加する中で、特別な支援が必要なお子さんの数も増加しております。環境の整備として、必要な教室の確保など、どのようにお考えなのか、示していただきたいと思います。

○教育長（古屋真宏君） 特別支援学級の環境整備につきましては、第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づき取組を進めているところでございます。

令和5年度末にまとめられました国分寺市小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会報告書に示されております知的障害特別支援学級の新設も含めて、今後の児童・生徒数や学級の規模、施設の状況等を踏まえつつ、施設改修なども視野に入れながら、必要な教室を確保してまいります。

○15番（星いつろう君） 続きまして、給食費の無償化ということ、同じく教育環境の整備という観点から伺いたいと思います。

令和6年9月より、国分寺市におきましては、小・中学校の給食無償化が実施されております。アレルギー等のやむを得ない事情によること、それから弁当を持参している児童・生徒に対しましては給食代替費補助金として給食費相当分の費用が支給されております。一方で、不登校によって給食を食べることができない児童・生徒、または中学校においては、家から弁当を持参している家庭に対しましては、給食費相当分の支給が対象外となっています。要するに、給食費相当分が支払われているのは、アレルギーだったり宗教上の理由ということで給食を食べられない子には給食費相当分が支給されているけども、それ以外の子は対象になっていないと、こういう現実ですね。その中で、学校で給食を食べていない全ての子どもたちを対象に、給食費相当分の支給対象とすることを、こちらは前も求めましたが、会派として改めて求めたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 不登校児童・生徒につきましては、サポート教室等へ登校された際に給食を喫食していただいている事例もございます。また、中学校給食につきましては、御家庭の判断でお弁当を持参されている方にも喫食していただけるように、現状の給食のさらなる改善と持続可能な給食の実施方法について研究を深めてまいります。

学校給食費の無償化につきましては、当初より東京都の公立学校給食費負担軽減事業のスキームにのって実施しておりますが、東京都に改めて確認をいたしましたところ、当面、現在の方針を変更する予定はないというふうに回答を得ているところでございます。

○15番（星いつろう君） 今の答弁を受けまして、まず一点申し上げたいことは、中学校給食については、弁当持参の生徒にも学校の給食を食べてもらうように研究していくと、そうした答弁の内容が一つ示されましたが、この点につきまして、中学校における、いわゆる温かい給食につながり得るものであると思っ

て期待をしているところでありますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、今回、会派で相談したときに、要するに申し上げたのは、給食を食べていない全ての子どもたちを給食費相当分の費用支給の対象にしてくださいというふうに、前も及川議員のほうで申し上げましたが、それを改めて言っているんですが、不登校に絞ろうかという話も実はしました。せめて不登校の子たちだけは、まずはやってくださいというふうに、そうしようかという相談もしたんですが、それはやめまして、全ての子どもたちということでは言いましたけども。

不登校の話にちょっとだけ戻りますが、不登校の子たちが、学校で食べられないんですけども、そうしますと給食費の相当分が払われていないことで、保護者の方から今聞いている意見としては「私たちも給食を食べている御家庭と同じように税金を払っているのに」ということも言われますし、また「学校に通っていない子どもの給食の、そういう予算はどうなっているんだろう」と、そういう声もあつたりします。この辺はお聞きしませんけど、別の機会に、またこうしたことの確認を行わせていただきたいと思います。そうした声はお聞きしているということはお伝えしたいというふうに思います。

ここまで子育て支援や教育についての課題を取り上げてまいりました。そこで、そもそも子どもの権利についてどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

御承知のとおり1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約では、子どもの基本的人権が定められております。それは子どもは弱くて大人から守られる存在だという考え方から、それだけではなくて、子どもも一人の人間として、人権、権利を持っている、つまり権利の主体であるとの考え方に大きく転換した条約であります。子どもを権利の主体として捉え、大人と同様に、一人の人間として持つ様々な権利を認める。同時に成長の過程にあって、法や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている、大まかに言えばこうしたことであります。子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けて、子どもの権利についてどのようにお考えなのか、お願いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 令和5年4月に施行されましたこども基本法は、子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法でございます。

この法を受けまして、今回策定いたしました国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画にございまして、子どもや若者の権利を保障することや、子どもや若者、子育て当事者の意見を聞き、取組に反映するなど、計画に基づいて、子どもや若者、子育て当事者に係る施策を総合的に推進してまいりたいと思っております。

○15番（星いつろう君） 続きまして、活気あふれる成長のまちについて伺いたしたいと思います。

8ページには、スポーツ推進について述べられております。

戸倉野球場でありますけれども、お借りしていた土地を返すために、今年の年末までは暫定開放が行われていますけれども、廃止となってしまいます。誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進すると述べら

れておりますけれども、グラウンドの確保について、どのようにお考えになられているのでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 先ほども新海議員の質問にお答えをさせていただきましたけれども、借地である限りは、地権者の方の御意向、これが最優先されます。そういう意味で、従来から借地利用が多かった公共施設や、それからこういうスポーツ施設等について、できる限り、財政が許す限り市有地化していくという方針で今、進めているところでございます。

戸倉野球場については、長年、地権者の方の御配慮でお借りできていたということでありまして、いろんな御事情がある中で、今回、お返しいただきたいというお話が、もう数年前からありました。交渉を進める中で、一年一年と延ばしつつ、維持してきたわけでありまして。

その間にあっても、ほかの野球ができるような場所がないかということをやっと模索してまいりました。御存じのように、国分寺市においては住宅地化が進んでいるために、なかなかそういう場所が見つからないというのが現状であります。ただ、そういう中にあっても、現在も国や都に対して、そういう用地がないか、あれば市のほうで取得したいということで今、進めているところでありまして、現在も候補地について要望している最中でございます。できる限り市有地として確保できるような、野球ができるような施設を考えてまいりたい、要望してまいりたいというふうに思っています。

○15番（星いつろう君） ただいま市長のほうから具体的な取組も含めまして答弁いただきましたが、来年度中に具体的な方針が示せるよう、引き続き努力いただきたいと思います。

続きまして、恋ヶ窪駅周辺の経済状況という観点から伺いたいと思います。取り上げられておりますのは旧庁舎用地利活用事業の23ページであります。地域経済の活性化との観点から、活気あふれる成長のまちということの中で伺いたいと思います。

恋ヶ窪駅周辺のさらなるにぎわい創出を目指して、複合公共施設の建設を進めていくとあります。前の市役所の場所、戸倉にですけれども、恋ヶ窪公民館・図書館、福祉センター、武道館、弓道場などが移転し、なおかつ何らかの民間活用事業の施設も造られるというものであります。

しかし、複合施設と民間施設のオープンは2028年度、そうした予定になっておりまして、4年間あります。その間、この地域がどのようになっていくのかと、そうした心配をしているところであります。この点は先ほど新海議員も触れられていたというふうに思っておりますが。

一例を取れば、市役所が移転し、職員の皆さんが旧市役所の周辺で食事をしたり買物することともなくなりました。そういう中で、恋ヶ窪駅周辺の事業者は現在どのような状況にあるのか、把握されている現実を御説明いただきたいというふうに思います。そこに課題、問題があるのだとしたら、それに対して、市としては何ができるのかということも含めまして、お願いしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 議員も御存じのとおり、まだこちらに移転してから1か月しかたっておりません。ですから、そういう意味で、今年になってからのあの周辺の商店等を含めた事業者の状況が、まだしっかりつかめている段階ではありません。

ただ、今申し上げられたような職員によるところの消費は減っているかもしれません。間が4年間ありますので、なるべく前倒ししながら進めていきたいとは思っていますけれども、これからいよいよ解体が始まる所でありまして。新庁舎の建設工事のときもそうでしたけれども、地元になるべく消費をということで、これから募集する事業者も含めて、建設事業者には地域での消費を促していきたいと、こんなふうに思っています。

長期的には、これから4年間ありますので、どういかにぎわいが持てるような場所にしていけるかとい

うのは、これから、今、事業者との提案もいただきながら、民間の知恵も借りながら、にぎわいをつくっていくような施設にしていきたいというふうに思っています。その間については、できる限り行政として支援できる体制を取っていききたいと思っていますので、これからの実態もよく把握しながら進めていきたいと思っています。

○15番（星いつろう君）　今の市長がおっしゃられていました昼間人口としての工事関係者による需要が発生する、発生させたいという答弁でありましたが、そこは本当に期待したいというふうに思っております。

同時に、私、可能な限り戸倉まで行って、お昼御飯を買ったりするようにしているんですが、私、知っている事業者がいなくて、買物ついでに「市役所の職員の人たちがいなくなっちゃったけど、どうですか」って聞きますと、当然ですね、こっちに来ちゃったんですから、影響ありますというのは。ただ、その影響が、別にそれぐらいは何とか持ちこたえられるのか、それともそうじゃないのかは、そこまで分かりませんが、そういった声もお聞きしているところでありますので、そこはまだ移転して間もないんですけども、新しい施設ができる前に、何としても商店街を含めたところを維持していくとかも含めまして、実態の把握のほうはお願いしたいと思います。私、客として聞いているのはその程度でしかないの、市として、組織的にそういった現状把握をお願いしたいというふうに思っているところであります。

続きまして、自分らしくいきいき暮らせるまちということでお伺いします。

一つは11ページですけども、健康面からの観点からお伺いしたいと思います。

発がん性物質としても注目されざるを得なくなっている有機フッ素化合物（P F A S）について伺います。11ページでは健康増進対策として、がん検診に力を入れることが述べられています。一方で、P F A Sについては、市民の方から「何か進んでいるんですか」と問われましても、はっきり言いますと何も言えない状況という現実にあると私たちは捉えております。

このP F A S問題につきましては、昨年同様、今年も触れられておりませんが、市民の健康を守る、市民の不安を取り除く、こうした観点から、危機意識を持って取り組まれているのか、また今後の取組の方針を含めまして、この問題に対しての見解を伺います。

○市長（井澤邦夫君）　P F A Sに係る問題については、もう何度も御質問を受けて何度もお答えしていると思いますけれども、当初から本市としては重く受け止めております。

市民の不安を解消するべく、これは一自治体じゃなくて、広域的に、もう今、全国でこれが問題になっているというところがございますので、国や都への働きかけをより強めていくということは変わっておりません。ですから要望書を出したりしております。

当市においてできることというのは、むかしの井戸の検査、真姿の池湧水における水質検査、これらを含め、また飲料水については東京都の管轄になっておりますので、東京都のほうにも数値を求めながら、飲料水については安全であるということを取りつけているところでございます。

検査については、これからも予算を計上して継続していきたい、こんなふうに思っています。

治療方法も、まだ治療薬も確立していないところで、なかなか難しいんですけども、この問題については、国の環境省等含めて動き始めておりますし、東京都も動いておりますので、そういう広域的な対応を、しっかりと求めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

○15番（星いつろう君）　国の動向がああいう感じなので、市としても大変厳しいということは理解をしているところであります。不安の声を伝えられるのは、そのことを本当に把握できるのは市だと思ってい

ますので、そうした意味で取組の継続を行っていただきたいと思ひますし、他市との連携ということもおっしゃられておりましたが、前進している面も、もう困っちゃって、停滞している部分も含めて、担当の委員会等に御報告をいただければと思ひます。そのことが市民の皆さんへの情報提供ということにもつながってまいりますので、その辺、改めてお願いをしたいと思っております。

続きまして、高齢者施策、12ページにありますますが、このことに関しまして伺いたいと思ひます。

昨年と比較しますと、高齢者施策の言及が少ないのではないだろうか、そうした印象も持つところではありますが、高齢者支援の柱として、どのような考えをお持ちなのか、お願いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 高齢者施策については、私も高齢者ですので、あまりそこばかり力を入れてもいけないということで、全般的に施政方針のページ数が限られている中で、去年より少ないと言われるのかもしれませんが、従来からしっかりと取り組んでいるところでございます。带状疱疹ワクチンであったり、それからワクチン接種においてはいろんな接種がありますが、高齢者向けの接種のところについては非常に力を入れて早めにやってきましたつもりであります。

今回も定期接種ということが示されましたけれども、これについては、令和7年度は任意接種ということで、当市は50歳以上について、当面对応していきたいというふうに思っています。そうじゃないと65歳以上の定期接種になってしまいますので、その辺も含めながら、高齢者の方々には、できる限り取れる施策を取っていききたい。

これから確実に高齢者の方々の人数が増えていきます。今、60歳以上の方は当市で2万8,000人を超えていると思ひますけれども、そういう方々のことは、一切、私は忘れてはおりませんし、施政方針の中でも一部触れられていると思ひますけれども、高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画というのもの、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っています。

特に令和7年度は、地域包括支援センターの運営支援とか、それから今後の高齢化を見据えた認知症対策、先ほどもちょっと一部答弁させていただきましたけれども、あとは成年後見人制度の円滑な促進だとか、これらをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております、地域で支える、また市全体で支える、そういう姿勢は変わっておりません。

○15番（星いつろう君） 12月議会のほうで申し上げましたけれども、訪問介護ヘルパーを確保できないことによって、それが要因の一つとして、市のほうからも御説明いただきましたけれども、市内で2つの訪問介護事業所が閉鎖となった現実を取り上げてまいりました。

現場の声を聞きたいと思ひまして、その後もヘルパーをされている方に話を聞いておりますと、身体介護であります、私、そういうことも中身をあまり知らなかったんですが、それもおむつ交換だったり、トイレ介助であったり、高齢者の方が御飯を食べるときの補助であったり、水分補給するといった、そうしたことが身体介護ということでありますが、これをやるヘルパーが本当に少なく、言わばどこに行っても同じヘルパーがやっているような、そうした状況もあるというようなことも伺いました。

ヘルパーの方は決して安定している状況ではなくて、その方が「日雇のような感じだ」と、そういう言い方で表現されておりましたが、こうなると家族を持った若い世代にはヘルパーとして働くのは経済的にきつкаろうと、そうした要因からも若い担い手が不足し、ヘルパーの高齢化が進んでいるのではないかという見方を、その方はされておりました。

国分寺市介護保険条例ですけれども、要するに冒頭に記載されているのが、人は年を取っていくけれども、そして介護が必要な状態になるけれども、その状態の中で、その人自身が持っている能力に応じて、自立し

て生活できる権利があるんですよと、そのことを国分寺市介護保険条例は冒頭にうたっていると思います。この趣旨に立ちまして、高齢者の皆さんの介護であり、健康づくりであり、また医療の提供、こういったことにつなげる施策を進めていただきたいなと思っております。

続きまして、安全・安心で快適なまちということで伺います。

一つは居住者支援について伺いますけれども、障害を持っている方、高齢者の一人暮らしといった方が、こうした方々が家を借りることが難しいとの実態をお聞きしております。一方で、貸す側のほうも、様々な課題を抱え込むかもしれないという、そうした不安などがありまして、貸しづらいという状況にあるということもお聞きしております。この現実を踏まえまして、不動産関係団体、居住者支援団体、行政などが連携し、住まいと暮らしを支える居住支援協議会を立ち上げるべきだと思っておりますが、このあたりの御見解について伺います。

○市長（井澤邦夫君） 住宅確保要配慮者である障害者と高齢者への支援といたしまして、地域自立支援協議会精神保健福祉部会において支援について協議を行っているとともに、住宅に困窮する一人暮らしの高齢者に対しまして、市が借り上げた民間アパートを提供しているところでございます。

また、令和7年2月17日には、令和5年度に引き続きまして、居住支援法人の方、不動産団体の方、市の福祉部門及び住宅部門の職員によって、2回目の情報交換の場を設けております。こうした情報交換の場は必要であると考えており、今後さらに回数を増やしながら実施していくことを確認しております。居住支援協議会という形にとられるのではなく、こうした柔軟な形でコミュニケーションを積み上げていくことが、まずは有効と考えております。

○議長（田中政義君） 時間表示のトラブルがございました。残り9分です。

○15番（星いつろう君） 残り9分、分かりました。

あとは予算特別委員会のほうに譲りたいと思いますけれども、市も様々な機関を持っていますので、一から立ち上げるというよりも、そうした今持っている組織のメンバーを拡大したりするなどを通じまして、ぜひこのことに対することも強めていただきたいというふうに思います。

あと10分を切ったということで、ぶんバスについて伺いたいと思います。

ぶんバス、20ページに記載されておりますが、ぶんバスの6ルート中4ルートを担っていた京王バスより、人員確保の困難さから、ぶんバスから撤退の申入れを受け、受け継いでもらえる事業者の選定に向けて、今、市が動いていることは議会でも報告を受けているところであります。

12月の建設環境委員会では、4月からぶんバスの運賃の値上げをすることを市として決定したとの報告を受けております。その内容は、大人を100円から200円に引き上げていく、そうした設定であります。施政方針では、この運賃値上げは運転士を確保し継続するために、人件費の増加に対応していくためと述べられております。だとしますと、人件費がどれぐらい上がっていくのかとの目安も市には必要であると考えております。各バス会社が運転士確保のために必要と考えている賃金水準はどれぐらいなのか、御説明をお願いいたします。

○市長（井澤邦夫君） ぶんバスについては非常に憂慮すべき状態であります。マスコミ等で報道されているように、今、バスの運転士そのものが絶対数が少なくなって、各事業者が運転士の確保に躍起になっているという状況でございます。場所によっては、運転士がほかへ移ったりというような状況もあったりしていますので、その絶対数が増えない限りは、こういうことが今後ともしばらく続いてしまうのかなと。幼稚園バスまで、今、運転士が足りなくてというようなことがあります。

我々も、京王バスから4路線をやめたいという申出を受けたときは非常にびっくりいたしました。これは我々としても、何とかして市民の方々の足を確保して、考えていかなければいけないということでありまして、実態としては、待遇のいい、処遇のいい、また賃金のいいところへ、バスの運転士の方々が流れているという実態はあります。こういうことも踏まえて、私もぶんバスを推進してきた立場であります。4路線を6路線にしてやってきたところでありますけれども、御存じだと思いますけれども、ぶんバスについては、今、ほぼ1億円に近い一般財源を市として投入しています。さらに、このぶんバスを継続していくためには、事業者の募集をしているところでございまして、何としてもぶんバス路線の確保は続けていきたいと思っています。

そういう中であって、受益者負担という観点、公平性という観点からも考えて、これは利用者の方々にも負担していただく必要があるだろうというふうに思っています。

それぞれの会社によって賃金水準は違いますので、一律に当市のほうでこの金額にぶんバスの運転士のそれぞれの待遇を上げてくれということで、実際に金額を示すことはできませんけれども、これを実施することによって、多分、決算時のところで、どれだけの費用が必要になったのかというのが明らかになってくると思います。その時点で正式な査定をしていきたい、こんなふうに思っています。

○15番（星いつろう君） 人件費について述べられていたもので、人件費が上がって、運転士を確保する一つの大きな要因として人件費があると。市長は今、様々な運転士確保の困難な状況を言われておりましたが、ということでお聞きました。

市としては、人件費の賃金水準を聞いているんですね。金額とかは、また予算で聞きますけど、そういうのを把握した上で、こういう人件費の上昇も必要だと。運転士確保のため。確認しているのかどうかだけ、その点だけ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） それぞれ募集する中、また予算書の段階で確認を、決算書の段階でもしておりますので、人件費について、どれぐらいのレベルかというのは、ある程度は承知しておりますけれども、各社で違いますので、これについては、今のところ、この場での答弁はできないということであります。

○15番（星いつろう君） 私の立場からいうと、人件費の必要性について述べられていることを歓迎しております。私、議員になって10年ぐらいかと思うんですけども、市の業務をお願いしている指定管理者、委託の事業先の賃金水準ってどれぐらいなんですかという質問もしてまいりましたが、それに対しまして市のほうは、趣旨的には、民間の賃金についてあれこれ言うことはできないからということで、そうした答弁が繰り返されてきたと思います。そうした意味で、今回、私もバス事業者の賃金を市が指定するとか、そういうことではなく、現状把握。バス会社と市がパートナーとして、ぶんバスを運営していると思いますので、そのパートナーの状況がどのようになっているか、その把握が必要であると思っていますので、そうした意味で、今回、施政方針で人件費について述べられているところは、バス問題を考えるに当たって歓迎しているところであると思いますので、そうした質問を行いました。詳しくはまた別の場で伺いたいと思います。

それで、もっと本当はぶんバスの質問があったんですが終わりにしまして、最後に再分配の具体的な方法もお聞きしようと思いましたが、これも別の場に移しますので、そこでまた再分配ということも書かれていますので、そこもまた別の場でお願いできればと思います。

最後に、最後にといいののかどうかはあれなんですけども、今回の施政方針によって、今年取り組む様々な施策が提起されました。今年6月には市長選挙を控えておりますけども、これの施策を市長自ら、

今年1年間、先頭に立って、引き続き取り組まれるとお考えなのか、その辺の御意向につきまして伺いたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） どういう趣旨でお聞きになっているのか分かりませんが、私の任期は今年の7月12日まであります、少なくとも。しっかりと市政を進めてまいりたいと思っています。

○15番（星いつろう君） 意図はもう、市長選挙という現実がある中で、この提起されていることを引き続き担っていられるのかどうかということです。予算の審議にも係ってまいりますので、そうしたことで伺いました。

私どもとしましては、今日述べさせていただきました要望、施策の実現に向けまして、今後とも議論を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で代表質問を終わります。

○議長（田中政義君） 以上で立憲・市民フォーラムの代表質問を終わります。

時間表示と、またカメラのほうのトラブルがございました。大変失礼いたしました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時01分再開

○議長（田中政義君） それでは、会議を再開いたします。

ここで、小坂議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

また、傍聴人から写真撮影の申出がありました。申出をされた方につきましては、これを許可いたしますので、あらかじめ御承知おきください。



○議長（田中政義君） 午前に引き続き、代表質問を行います。

国分寺・生活者ネットワークを代表いたしまして、小坂議員。

（8番 小坂まさ代君登壇）

○8番（小坂まさ代君） 国分寺・生活者ネットワークを代表しまして、質問をいたします。新しい議場での代表質問に身が引き締まる思いです。この新庁舎建設や庁舎の移転に関わられた全ての方々に改めて深く御礼を申し上げます。

日曜議会ということで、多くの方が見てくださいますので、できるだけ分かりやすい言葉で質問をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新庁舎での業務が始まり、約2か月がたちました。この間を振り返り、現在、市長には市役所や市の業務がどのように見えているのでしょうか。様々な市民の方からの声が市にも届いていることと思います。見えてきた課題も併せてお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） 今、議員がおっしゃられたように、開庁して約2か月が経過したという状況でございます。多くの市民の方と接する機会がございまして、そのときに「庁舎に行ったよ。とても木目が目立って、木が目立って、優しい雰囲気がいい庁舎だね」という、そんなフィーリングのお話もいただきましたけれども、本当に分散していた部署が1か所にまとまったということで、また、いずみプラザのほうも変わりますので、そういう意味で、市民にとってはサービスが受けやすくなったのかなというふうに思っています。

また、御存じのように、リフレッシュルーム、それから木漏れ日テラス含めて、市民の方々が市に手続きに来なくても、ちょっと寄ってみようかという雰囲気を感じられて、憩いの場としての活用も図られているようでございまして、親しみやすいと思っていただけることが非常にありがたいというふうに思っています。市役所がより身近になったというふうに思っているのかなと。

今回もこういう形で、この議場で開かせていただいて、午前中の傍聴者の方も多かったですし、今もまた多くの方がお見えになっていただいていますので、市政により関心を持っていただけるかなというふうに思っておりまして、期待しております。ありがとうございます。

○8番（小坂まさ代君） 1階には図書館の分館もつくっていただきました。より親しみやすい新庁舎になったと思います。

このたびの庁舎移転のタイミングで新しいシステムへの入替えもあったことから、開庁してしばらくは長時間お待たせしてしまった市民の方がいるなど、御迷惑をおかけしてしまったという声も聞かれます。解消できた課題と新たに見えてきた課題を整理し、より一層、職員の方が働きやすく、市民の方に愛される市役所にしていただきたいと思います。

先ほど、分散庁舎が解消されたことで、業務執行、効率化や市民サービスの向上といったようなことも述べられましたが、昨年までの庁舎は、戸倉に第1から第5庁舎、西恋ヶ窪に第6庁舎、国分寺駅のc o c o b u n j i プラザに文化振興課、ひかりプラザに人権平和課と教育部、いずみプラザに健康推進課と高齢福祉課と、それぞれ分散され、物理的な距離に阻まれ、連携が進みにくかったことも多々あったのではないのでしょうか。年明けから、ほとんどの部署がこの新庁舎での業務となりましたが、実際に連携が進んでいる事例などありましたら、お聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） 今、御紹介のありましたように、分散庁舎が続きました。16年にわたって分散庁舎が存在したわけでありますけれども、その前から少し分散状況があったということであります。

ただ、一時的に、ああいうことはやむを得ないなというふうには思っていたんですけれども、5年の計画が16年かかったということでありまして、非常に市民の方々にはお待たせをしたというふうに思っています。

何が変わったかという、やはり意思決定が速くなったというふうに思っています。いろんな課題が存在しますけれども、それが発生したときに、担当部署が相談に来たときに、関連する部署をすぐに呼び集められるということで、専ら市長室でありますけれども、関係部署がぱっと集まって、そこで決定がすぐ下せるという状況になりました。今までは電話であつたり、それから来てもらうに当たっても、ひかりプラザだと大体30分ぐらいないと来れないんですよ。ですから、そういう点では業務の効率化が図られ、これは決定だけではなくて、市の職員の業務環境もよくなったのかなんていうふうに思っています。

あとは、先ほど御紹介のあったように、ちょっと初日は混乱しました。いろんなことをやろうとしたんですけれども、一気に、9連休の後だったということもあるんですけれども、非常に多くの市民の方々がお見えになって、ワンストップであつたり、ワンスオンリーであつたり、この辺をぜひ感じていただきたかったんですけれども、なかなかそれができなかったということで、それについてはおわびを申し上げたいというふうに思っています。

現在は比較的順調に動き始めておりますので、また3月末の煩雑期にはどういうことになるかというのを想定しながら、教訓を生かしながら、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っています。

○8番（小坂まさ代君） ありがとうございます。対応の遅さについては、これまで市民の方に御不便を

おかけしていた点だと感じています。それが解消され、災害時の対応についても安心感が増しました。引き続き、庁内連携のより一層の推進を期待します。

ここからは、中心事業などについて伺いをいたします。

まず、子ども若者・子育ていきいき計画についてです。

来年度から実施される本計画の基本理念、子育てと子育てで人がつながり、子どもや若者一人一人が自分らしく将来にわたって幸せに暮らせるまち、この実現に向けては、子どもや若者の声を聞き、支援にかなげていくことが大変重要だと考えます。本市としては初めて、概要版のほかに、子どもや日本語に不安のある方にも分かりやすく伝わるよう、デザインや表現が工夫されたやさしい版を作成したことを高く評価させていただきます。計画のポイントや子どもの権利について易しい言葉で書かれ、また意見を伝えたいときはというページを設け、声を聞く姿勢を打ち出しています。

令和5年に施行となったこども基本法は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現のために、子どもや若者の声を聞き、その声を年齢や発達の程度に応じ、その最善の利益を優先して考慮し、子ども施策に反映することを基本理念としてうたうとともに、子ども施策の実施において、子どもや若者の意見を反映するために必要な措置を講じることを国や地方自治体に義務づけています。こども家庭庁の報告書にもこのように書かれています。子ども・若者にとって、自らの意見が十分に聞かれ、自分たちの声によって社会に何らかの影響を与える変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。いずれ社会を担う大人となる子どもや若者の意見を受け止めることが社会にとってもとても重要であると考えます。

そこでお伺いをいたします。本市における次年度からの子ども若者・子育ていきいき計画案では、新たに数値目標を設定し、達成状況が市民に分かりやすくなりましたが、数値では評価しづらい子どもや若者の思いは、市としてどう酌み取り、反映させていくのでしょうか。見解を伺います。

○市長（井澤邦夫君） これまでも各事業の中で、子どもや若者、子育て当事者の意見を聞き、事業への反映や改善を進めてまいりました。

こども基本法の施行に伴いまして、意見聴取や、いただいた意見を事業にどう生かせるかについて、事業ごとにさらなる工夫や改善を検討していくこととなります。引き続き子どもや若者が意見を表明しやすい環境づくりを推進していきたいと思っております。

○8番（小坂まさ代君） 今回のいきいき計画以前の子ども・若者に対する意見の聞き方はアンケートにとどまっていたように思います。今回、言語化がまだ難しい年齢である保育園にまで何度も足を運び、先生方と打合せをしながら、その声を拾ったり、大学に出向き、大学生と共にワークショップを開催したり、大人に意見をしにくい思春期世代が話しやすいような環境を、居場所の方々と相談しながら雰囲気づくりに努めるなど、計画策定に際し、子ども・若者に対する意見の聞き方の経験値がかなり上がったと感じています。引き続き、こうした意見表明しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。

子どもや若者が意見を組み立てるための考える材料として、情報提供が大変重要だと考えます。今回のような市の計画を分かりやすく伝えるやさしい版は、全ての計画で必要なのではないでしょうか。来年度からの最上位計画である総合ビジョンについても、より分かりやすい、子どもも含めた市民により伝わりやすいやさしい版を検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 総合ビジョンに関しましても、令和7年度予算では、本編と概要版のほかに、子ども版を作成いたします。このたび作成する子ども版は、本市の中学生が市の計画に触れるきっかけとな

ることを目的とするものです。居住地域の課題等について、当事者意識を持って学ぶための事業で活用いただくことを想定しております。

現在、関係各課と連携を取りつつ、総合ビジョンの本編から要素を抽出し、学校教材として使用しやすい仕様やデザイン等の検討を進めてまいります。

○8番（小坂まさ代君） 総合ビジョンでも子ども版を作成していただけるとのこと、ありがとうございます。子どものみならず、大人の方にも読みやすい内容になるのだろうと思います。デザインにも配慮し、多くの方に読んでみたいと思っていただけるような子ども版となるよう期待をいたします。

続きまして、来年度から始まる第3期国分寺市教育大綱についてお聞きをいたします。

教育委員会が策定する教育ビジョンに対し、この大綱は本市としてどのような位置づけなのでしょう。また、策定に当たって、どのように進めてこられたのか、お伺いをいたします。

○市長（井澤邦夫君） 教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定しておりまして、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定するものでございます。

期間は本市の最上位計画でございます第2次国分寺市総合ビジョンや第3次国分寺市教育ビジョン等と同様に、令和14年度までの8年間としております。

大綱の策定に当たりましては、教育、文化・芸術、スポーツ振興の各分野を所管する関係各部において、連携・調整を図るため、市長及び教育委員会で構成する総合教育会議において、大綱の策定の方向性について議論をしております。今後は関係する各計画との整合を図りながら、総合教育会議において最終協議の上、定めることを予定しております。

○8番（小坂まさ代君） 令和4年度の文部科学省の調査によれば、大綱は教育振興基本計画や自治体の総合計画等をもって充てることも可能なため、大綱を独自で策定している自治体は全体の3分の2程度ようです。また、教育大綱策定に際し、13回の総合教育会議と校長やPTAとの意見交換、中高生とのタウンミーティング、パブリック・コメント手続による市民意見募集を経て策定をしている茨城県つくば市のような自治体もあります。次回策定まで時間があります。改めて教育大綱の意義とその進め方については、ぜひ研究を進めていただきたいと思います。

続きまして、こども家庭センターについてお伺いをいたします。

妊娠、出産、子育ての総合相談機能を有するこども家庭センターが、4月、いずみプラザに開設となります。全ての妊産婦、子ども・子育て世帯に対する切れ目のない支援を実施するとあります。切れ目のない支援を実施するためには、制度や組織の縦割りの切れ目、就学、中学進学、卒業などによる年齢の切れ目、障害の有無などにより取りこぼされる子どもや家庭がないよう丁寧に進める必要があると考えます。そのためには福祉や教育との強い連携が不可欠です。具体的には、どのように連携を強めていかれるのか、見解をお伺いします。

○市長（井澤邦夫君） 今度発足するこども家庭センターにつきましては、いずみプラザということで、施設としては一体となります。

かねてより、本市では子どもの成長における重要な節目、特に就学、進学、卒業などに当たって、必要な支援が確実に引き継がれるよう、支援体制の構築に努めてまいりました。例えば、要保護児童対策地域協議会を通じた支援の実施や、スクールソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の支援関係者との定期的な連絡会の開催など、福祉と教育の連携強化に取り組んでまいりました。今後もこれらの関係機関と

の協力体制をさらに充実させ、切れ目のない支援体制の実現に向けて継続的に取り組むことで、地域全体で見守り、支える体制の強化に努めてまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） ぜひ、よろしく願いいたします。

今回、こども家庭センター内には、新たに中部地区拠点親子ひろばとなる「いずみひろば」も開設されます。相談に来られた方だけではなく、遊びに来られた方の声も拾い、子育てがたつくなる前につながれるような工夫を、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、4ページで、ひかりプラザについて触れられています。令和8年度からは西部地区拠点親子ひろばとなると触れられていますが、令和7年度は不登校の子どもたちのためのトライルームとして拡充される予定があります。不登校児童・生徒が増え続ける中で、ひかりプラザのトライルームは非常に重要な場所です。学習の場としてだけではなく、行事的なイベントや体を動かす時間なども設け、居場所としても機能していると認識をしています。令和7年度のひかりプラザのトライルームの在り方と、令和8年度以降、縮小となった後の対応について伺います。

○教育長（古屋真宏君） ひかりプラザのトライルームにおきましては、これまでもひかりプラザ内の体育館や研修室などを活用しながら、運動の時間や友達との関係づくりのコミュニケーションタイムなどを実施してまいったところでございます。

令和7年度は、今回拡充されます、ひかりプラザ4階スペースを活用いたしまして、季節ごとの行事の開催や簡単な運動、また保護者会など多様な活用を試行してまいりたいと考えております。その試行結果を踏まえまして、令和8年度以降に使用が可能となる拡充スペースの効果的な活用の在り方につきましては、子どもたちの実態等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○8番（小坂まさ代君） スペースの縮小が支援の縮小とならないよう、十分な検討を求めます。

また、低学年から学校に行けなくなる子どもが増えていることから、トライルームの自習中心の学習支援の在り方の見直しや、不登校の子どもを増やさない、誰もが通いたくなる学校づくりを引き続き求め、この質問を終わります。

続きまして、児童発達支援センターつくしんぼについて、お伺いをいたします。

以前より、心身の発達に心配のある子どもと、その保護者を対象に、関係機関と連携しながら、子どもの発達に関する総合的な支援を行ってきたつくしんぼですが、施設改修や新たな人員配置を行い、昨年、国の基準を満たす児童発達支援センターとなりました。相談支援体制については、様々な利用者からの御意見があったにもかかわらず、市はアウトソーシングの方向性を打ち出していましたが、事業者を見つけることができませんでした。方針が二転三転し、不安に感じている保護者の方が数多くいます。来年度、専門相談の回数を増加するとのことですが、令和7年度の相談体制について伺います。

○市長（井澤邦夫君） 相談支援事業につきましては、相談支援専門員の体制を整えて実施してまいる予定でございます。

また、専門相談につきましては、市民の方からの要望が高い作業療法士による感覚統合の相談回数を増やしていくなど、相談機能を充実し、地域の発達支援の中核的な施設として取り組んでまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） しばらく休止していた新規相談の受付も来年度から始まると聞いています。相談支援に結びつかず、保護者自らが支援計画を立てざるを得ないセルフプランの子どもを少しでも減らし、保育所等訪問支援などを必要としている御家庭に届けられるよう対応を求めます。

続きまして、学校教育環境整備について伺います。

普通教室確保のための修繕や屋外プール撤去工事については触れられていますが、特別支援学級の増設については言及がありませんでした。午前中の質問にもありましたが、知的障害特別支援学級の増設については、昨年1月に公表された国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会の報告書に明記され、昨年6月の御答弁では、候補となる小学校の転用可能教室や児童数の推計を踏まえ、新設に向けて検討していくとのことでした。現在、どのような検討状況でしょうか。令和7年度、どのように進めるのか、お伺いいたします。

○教育長（古屋真宏君） 令和5年度末にお話がありました検討委員会報告書がまとめられまして、知的障害特別支援学級の新設が望ましいという方向性が示されたところでございます。現在は、この報告書の内容を踏まえまして、東京都との調整、施設の準備等の調整を行っているところでございます。

令和7年度は学区域の検討、教育課程の編成、該当する家庭への説明、入級希望調整等々を実施いたしまして、できる限り早い開設に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○8番（小坂まさ代君） ぜひ、お願いをいたします。

第二小学校の狭隘状況が、ここ数年ずっと続いており、できるだけ早く子どもたちが快適な環境で学べるよう、速やかな整備をお願いいたします。

続きまして、中学校部活動の地域連携・地域移行について、お伺いをいたします。

プレスリリースによれば、令和7年度は野球部と吹奏楽・合唱部で2団体が活動を開始し、部活動コーディネーターの配置や課題を協議する会議体も設置するとのこと。教育活動の一環として行われてきた部活動が地域に移行することについて、まだまだ保護者の理解が得られているような状況ではないようにも見えます。送迎の問題や経済的な負担増、地域の人材確保ができるのかなど懸念されますが、市として、どのようなことに重きを置き進めていくのか伺います。

○教育長（古屋真宏君） 中学校部活動の地域連携・地域移行につきましては、生徒の豊かなスポーツ、文化・芸術活動の機会を確保するとともに、教員の働き方改革の一環として、部活動に携わる教員の負担軽減を図ることを目的に進めてまいります。生徒をはじめ、保護者の方々にも御理解をいただけるよう、丁寧の説明をしてまいりたいと考えております。

また、お話がございました送迎や経済的な保護者の負担増、人材確保などの課題につきましては、地域団体の代表者や保護者、教員等から成ります推進委員会において、慎重に検討を進めてまいります。

○8番（小坂まさ代君） ぜひ、生徒たちにも、説明だけではなく、意見を聞く機会を設けていただきたく思います。

例えば、来年度から全校で実施となるコミュニティ・スクールの仕組みなどを活用し、学校、保護者、生徒、地域が対話する機会を設け、子どもたちにとって、より豊かな経験が重ねられるような部活動の在り方を、それぞれの学校の特色を生かしながら進めていっていただきたいと要望し、次の質問に移ります。

13ページに出ております成年後見制度利用支援事業についてです。

成年後見制度は、認知症や障害により判断能力が不十分となり、お金の管理ができなくなったり、本来持っている権利や使えるはずの制度がうまく活用できなくなったりしても、自分らしく暮らしていけるようにするための大切な制度です。

しかし、成年後見人は基本的には解任されないことや、利用し始めたらやめられない、また報酬の定め方など課題も多く、2026年に向けて、民法改正の検討が行われています。

このような中、制度を利用しやすくするために成年後見制度の申立費用の助成制度を新設し、後見人等への報酬助成の対象を市長申立て以外にも拡大すること、これまで会派としても求めてきたところであり、必要とする方に情報が届くようお願いいたします。今後も少子高齢化が進み、身寄りのない一人暮らしの高齢者や夫婦のみの世帯が増えていく中で、この成年後見制度と終活相談支援、意思決定支援と居住支援などを一体的に行うことが、11ページの基本姿勢にある「尊厳ある本人らしい生活を継続できる体制整備」の一つに当たるものと考えます。分野横断的な連携について見解をお伺いします。

○市長（井澤邦夫君） 今、議員のほうからはほぼ御紹介がありましたので重ねてということになりますけれども、成年後見制度利用支援事業は、申立費用の助成を今回新設いたします。制度の利用促進を図っていきたいと思います。本人の意思や自己決定を尊重しつつ、本人の保護を図る点を重視しながら包括的な支援体制を取っていく必要があると思います。本市は、庁舎内や各相談支援機関との連携により、尊厳ある本人らしい生活を継続できる体制整備を、今後とも引き続き進めてまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） よろしくお伺いいたします。3月15日には、権利擁護センターこくぶんじ主催の終活個別相談会がリオンホールで開催されると聞いています。今後、より包括的な支援ができるよう、連携の推進を求めます。

続きまして、国分寺市住宅マスタープランの改定についてお伺いいたします。住宅マスタープランの改定に当たっては、人口の動向や住宅ストックの現状、また人々の住まいや住環境に対する価値観の多様化などを考慮した視点が必要と考えます。今年度は空き家及びマンションの実態調査等を行うとのことですが、どのような視点でどのように実施するのかお伺いします。また、空き家バンクの検証と法律に基づいた住宅確保要配慮者への住宅セーフティネットの視点が必要と考えますが、見解をお伺いします。

○市長（井澤邦夫君） 令和7年度は、住宅マスタープランにおいて空き家施策、マンション施策を検討するに当たっての基礎資料とするために実態調査を行ってまいります。調査対象となる建物の現地調査を行い、建物の状況などをまとめたデータベースを作成します。これらのデータを分析し、今後展開すべき施策の検討に活用いたします。あわせて、空き家所有者への意向調査も予定しております。また、現行の住宅マスタープランに位置づけられた施策の検証も行う予定でございます。住宅確保要配慮者への居住支援は、今後さらに必要性が高まっていくものと認識しております。福祉部門とも連携しながら、必要な内容を計画に取り入れてまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） 住まいについては、地域包括ケアシステムの中心に位置づいています。また、住宅セーフティネット法など関連する法律の改正も行われています。社会環境の変化は速く、今後の国分寺市のまちを形成する重要なプランだと認識しています。空き家所有者への意向調査も予定しているとのことですので、今後の施策に生かされる調査をお願いいたします。

続きまして、障害者差別解消支援地域協議会についてお伺いいたします。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした障害者差別解消法ですが、2021年に改正され、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化され、2024年から施行となりました。これに伴い、今回設置の準備が始まる障害者差別解消支援地域協議会が設立されるものと理解はしていますが、どのような協議会となるのでしょうか。現在既にある障害者施策推進協議会、障害者地域自立支援協議会など、協議体とのすみ分けはどのように整理されたのか、お伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 障害者差別解消支援地域協議会につきましては、障害を理由とする差別の解消の

推進に関する法律第17条第1項に基づき、地域において障害者に対する差別の解消を推進することを目的とするものでございます。令和8年度設置に向けて、今、準備を進めております。当協議会では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する障害者に対し支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、地域における相談や事例を共有し、協議を行うことを予定しています。また、障害者に対する差別を解消するための啓発や情報発信に取り組み、地域における共通した認識の形成を目指します。当協議会の設置に向けては、既存の協議体との連携も視野に入れて検討してまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） 現在、障害を理由にサービスの提供を拒否したり、障害のない方にはつけない不当な条件をつけたりといった差別的な扱いを禁止しています。障害のある方から社会的な障壁を取り除いてほしいという求めがあった際には、過度な負担がない場合に必要かつ合理的な対応をすることが求められていますが、なかなか周知や理解が進んでいないように見えます。本市では、ホームページで事業者向けの情報として東京都がまとめた合理的配慮等の好事例を掲載していますが、引き続き市民の理解促進、啓発の取組をお願いして、次の質問に移ります。

黒鐘公園についてです。午前中の御答弁にもありましたが、東京都から土地を買い取り、誰もが楽しめるインクルーシブな公園として新しく整備がされます。昨年度開催された市民懇談会や現地で実施された遊具選定アンケートの結果を踏まえ、来年度はいよいよ工事に着工していくとのことです。予定地である黒鐘公園の北側は緑が豊かで池もあり、貴重な生物多様性の豊かな場所です。現存する木々を可能な限り残し、自然環境と調和したインクルーシブな公園づくりを、今後も近隣住民の方や子どもも含めた市民の声を生かしながら進めていっていただきたいと考えます。いかがでしょうか。供用開始までのスケジュールも、併せてお伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 先ほど、新海議員にもお答えさせていただいた黒鐘公園についてでございます。やっとああいう形で、都から譲渡を受けることになりました。大変な費用がかかりますけれどもしっかりとやってまいりたいと思います。

市民懇談会等でいただきました御意見やインクルーシブな遊具に関するアンケートの結果を参考にしながら、バリアフリーに配慮したトイレ、また園路、車椅子利用者専用駐車場を踏まえた設計といたします。令和7年度に実施する工事につきましては、その設計に基づき、既存の自然を活用して整備してまいります。

スケジュールにつきましては、令和7年度中の利用開始を目指して進めてまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） これまでの黒鐘公園の利用者だけではなく、これまであまり公園に遊びに来ることができなかった方も楽しみにしていることと思います。完成して終わりではなく、その後も市民の声を聞きながら、例えば利用者がよりインクルーシブな時間を過ごせるよう共に遊ぶプレイリーダーのいる日をつくるなど、運用の検討を求めています。

続きまして、14ページのひきこもり支援事業についてお伺いいたします。生きづらさを抱え、人との関係に難しさを感じ、ひきこもりがちな人々への支援事業として交流会を開催するとのことです。広域で連携し、当事者だけではなく家族や支援者もサポートする体制を整えていくとのことですが、参加しやすい環境をどうやってつくっていかれるのか、また他の自治体との連携の意義と、どう連携を進めていくのかも伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） ひきこもり支援につきましては、当事者会への参加を検討する方が、お住まいの地域や近隣の会場で開催される場合に顔見知りの方がいるかもしれない等の不安から参加を見送ってしま

うケースがございます。同事業を展開する他の自治体と連携いたしまして複数の地区を会場とすることで、他の地区へ行ったときにはそういう可能性が少ないという安心感から参加できるのではないかと環境整備をしております。連携する他の自治体とは定期的にネットワーク会議を開催いたしまして重要な情報の共有を図り、当事者、家族、支援に関わっている方を支援する体制づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○8番（小坂まさ代君） 支援する方を支援する視点は非常に重要だと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、国分寺市災害医療救護計画、国分寺市災害時保健活動計画の策定についてお伺いいたします。市では、地域防災計画と歩調を合わせ、令和6年度、7年度の2か年かけて計画策定を進めています。策定に当たっては、地域性を踏まえつつ、活動と受援の双方を考慮した計画となるよう、国分寺市医師会、歯科医師会、薬剤師会の御協力をいただき、検討を進めていることと認識しています。昨年質問した際には、本市の属する二次保健医療圏、北多摩西部保健医療圏の災害医療コーディネーターの参画も得られるよう依頼していくとのことでした。現在の進捗状況について確認させてください。また、来年度は特にどのような点に重きを置き、進めていかれるのかもお示しください。

○市長（井澤邦夫君） 本日に今、全国で地震が発生していて、非常に切迫した状況と私は捉えております。令和6年度には国分寺市災害医療救護計画の策定検討委員会を設置いたしまして、課題の抽出と共有のほか、これまでの訓練の成果等も踏まえた発災時の対応の方向性の整理等を行ってまいりました。市内の病院や近くにあります東京都立多摩総合医療センター等の関係団体、11団体へのヒアリングも実施いたしました。同様に国分寺市災害時保健活動計画につきましても、庁内の保健師から成る検討部会にて検討を重ねてまいりました。令和7年度につきましては、両計画ともさらなる検討を進めた上で作成してまいります。

具体的には、計画の内容を検証するための訓練を実施し、その結果を反映させる予定でございます。これまで国分寺市地域防災計画等で定めていた災害時の対応等についても再検証を行います。これらの取組により、市の地域特性に合ったより実効性のある計画を作成してまいりたいと考えております。

○8番（小坂まさ代君） 検証するための訓練も実施していただいているとのことですので。ぜひよりよい計画づくりをお願いしておきたいと思います。

災害による直接的な被害以外で亡くなる災害関連死ですが、その原因は避難所生活の疲労やストレスによる体調不良、食料不足による栄養障害、持病や負傷箇所の悪化、医療機関の機能停止による初期治療の遅れなど、避難生活での過度のストレスや環境変化などが原因と言われています。今回の計画は、これらを減らしていくためにも非常に重要な計画だと考えています。引き続き関係団体との協議を丁寧に進めていただけるようお願い申し上げます。

続きまして、緑地についてお伺いいたします。午前中の質問の中で、公共施設やスポーツ施設用地を借地ではなく、地権者の御意向や財政的な観点を満たせば、できる限り市有地化していきたい旨の御答弁がありました。まとまった緑地についても、ぜひその視点で市有地化の御検討をしていただきたいと考えます。西町五丁目や新町一丁目の緑地は、市内に残る数少ない貴重な樹林地です。都市計画緑地として指定し、一部市有地化することで御寄附いただいた土地と一体に樹林地を保全し、人々の憩いの場として、また交流の拠点として生かしていただきますよう期待します。見解をお伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 市内では、こういう貴重な緑地を本当に保全していかなければいけないと考えて

おります。新町一丁目緑地や西町五丁目緑地は、これからも緑地として大切に保全してまいります。先ほどお話がありましたように寄附をいただいた緑地、それに合わせる形で、また市での取得等で緑地等を増やしていく、少しでも多く確保していくということが必要かなと思っております。財政的な面もありますけれども、その辺も含めて、今後については都市計画緑地として指定しまして、市民懇談会等の御意見を参考に、市民の憩いや交流の場となるように整備を進めてまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） ぜひお願いいたします。緑を増やすという観点で、続きまして、野川について伺います。東京都の事業ではありますが、治水機能の向上や生物多様性の確保、親水空間化に向けた整備をと、市民も市議会も早期整備を望んでおり、市も同じ思いだと認識しています。これまでも東京都には継続して要請をしてきていただいておりますが、改めて共に力を合わせて一歩前に進めていきたいと考えます。一言いただけますでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） これについては、多分3者とも同じ思いだと思います。我々としても早く整備をしていただきたいと、もう私が就任してからずっと東京都に要望して、訪問してまでずっと要望してきています。ただ、洪水の危険性が高い所からの整備ということで順番がなかなか回ってこないというのが現状でございまして、都には要望していますし、都も分かっておられると思いますけれども、なかなかそこに至らないということでもあります。本市では、市民の方々の気運を高めるために市民団体と協働で、御存じの野川源流域を知っていただく野川源流スクールを実施しておりますので、これを継続して今後とも進めてまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） 野川流域の各自治体とも連携し、東京都に引き続き粘り強く整備を求め続けていただくとともに、野川源流スクールを再来年度以降も継続していただきますようお願いして、次の質問に移ります。

未来につながる持続可能なまち、22ページのゼロカーボンシティの実現に向けてです。日本の一般住宅は気密効果が低く、冬は寒く夏は暑いという構造になっています。昨年3月に策定された国分寺市ゼロカーボン行動計画には、既存建築物の断熱化の普及促進が挙げられており、大いに進めていただきたいと提案してきました。今年度、既設設備に設置済みの窓の断熱改修工事を加えるとともに、助成対象には事業所も含めるとのことです。省エネのみならず、健康や快適さといった側面からも断熱改修が広がるよう、国や東京都の補助制度に併せ、情報を分かりやすく周知する工夫をお願いいたします。また、断熱の効果を体験できる断熱ワークショップを開催するなど地域に出向き、若い世代の参加を見据えた取組を求めます。見解を伺います。

○市長（井澤邦夫君） 令和7年度から助成制度を見直しまして、地域のさらなる再生可能エネルギー導入と建物の省エネルギー化を加速させるため、高断熱窓の設置工事を助成対象に加えました。令和6年度は国分寺まつりなどに出席いたしまして、断熱や再エネに関するワークショップを実施いたしました。令和7年度も、引き続き省エネ化と再エネ導入の拡大に向けた情報提供や普及啓発等の取組を継続してまいります。

○8番（小坂まさ代君） よろしくをお願いいたします。

続きまして、午前中も質問があったところですが、旧庁舎用地利活用に関連してお伺いいたします。新庁舎に移転した後の恋ヶ窪駅周辺についてです。新たな複合施設が完成する令和10年までのにぎわいについては、私からも重ねて、できる限りのことをしていただきたいとお願いを申し上げます。

また、国3・2・8号線が市役所通りまで開通いたしました。踏切に近いこともあり、これまでにない

渋滞が起こっていると聞いています。これまであった横断歩道と信号機がなくなり、大変危険な状況だとも聞いております。今後もその先の工事が続きますし、複合施設の工事が始まれば工事車両も増えていきます。通学路でもある付近の安全面の影響をしっかりと見ていただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 国3・2・8号線については都の事業でありますけれども、市も大きく関わって進めているところでございます。今、御案内がありましたようにこの2月17日に市役所通りまで開通したということであります。利便性が高まったということで市役所通りの交通量が増えたということも確かかと思えます。その前後にあった信号でありますけれども、こちらについては我々も同じ感覚を持っておりますので、都にも要望したところであります。この辺はいろいろな手だてを立てて、都のほうでも安全面には配慮していただけるということでございますので、ぜひそれをお待ちしたいと思っています。

庁舎移転後のお話でございますけれども、跡地の利活用については、さきにも答弁させていただきましたけれども、我々としてもその期間がなるべく短くなるように努めてまいりたいと思っています。人の流れが大きく変わったということもあるかもしれませんが、それを補う形でこの4年間を埋められればと思っていますし、また、この後の民間施設、公共施設においてさらなるにぎわいが復活するように、またそれを超えるにぎわいがつくれるように、我々としても検討してまいりたいと思っていますところでございます。

○8番（小坂まさ代君） ありがとうございます。市民と共に声を聞きながら進めていただけたらと思います。

続きまして、もとまちプラザについてお伺いいたします。現在、西元町三丁目にあるもとまち地域センターと生きがいセンターもとまちから成る複合施設もとまちプラザですが、バリアフリー化や老朽化の課題から西元町二丁目の旧し尿処理及びストックヤード施設跡地へ移転し、多機能化などを念頭に機能性・利便性の高い施設の在り方を今後検討していくとのことです。また、プレスリリースによれば、新たな機能として多世代の来訪者を想定したフリースペースを設置するとのことです。ぜひ新庁舎建設での経験値を生かして近隣の小・中学生も含めた市民参加のワークショップを行うなど、さらに市民に愛される地域の居場所となるような取組を進めてほしいと考えます。御見解をお伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） もとまちプラザについては、御存じだと思いますけれども、今、御指摘がありましたように老朽化し、施設を持っておられる方から御厚意でずっと借りておりますけれども、近隣の方からもいろいろクレームが入ったり、利用については非常に制限される部分が多かったということでもあります。従来からどちらかに移転場所が見つからないかということで検討を進めておりましたけれども、実はあそこにあったし尿処理施設、これがタイミングが合って、武蔵村山市に存在する、従来5市で進めていた湖南衛生組合というところに参加することができました。これについても5市の御理解があつてのことです。ありがとうございますので感謝申し上げたいと思っておりますし、こういうタイミングがあつて旧し尿処理施設とストックヤードを合わせて、またストックヤードの一部も購入しなければいけないという状況もありましたので、これについても地権者の方から御協力を得て購入することができました。用地が確保できた暁に、移転の対応が考えられるようになりました。そこで、今お話がありましたように今度造るもとまちプラザにつきましては、利用者協議会や利用者、それから周辺の自治会・町内会、老人クラブ、児童・生徒に対してフリースペースの利用方法も含めたアンケートを実施いたしまして、その意見も反映させております。市民にお寄せいただいた意見に対する今後の検討事項もありますので、もとまちプラザ利用者協議会など

と相談しながら実施設計を進めてまいりたいと思っています。

○8番（小坂まさ代君） 用地の確保について御尽力いただきましてありがとうございました。若い世代の常識や前例にとらわれない柔軟な発想から、子どもや若者は大人には思いつかない豊かなアイデアが生まれることと思いますので、長く利用者となる子どもや若者が参画できる取組を求め、最後の質問に移ります。

午前中も質問のあったところですが、P F A Sについてです。東京都は昨年4月、都内260か所の地下水を対象とした調査結果を公表しました。全体の約1割に当たる17地区の28か所で国の暫定指針値を超過、国分寺市でも140ナノグラムが計測されました。市民、特に子どものいる方や妊娠中の方から不安の声がずっと聞かれています。東京都とも連携して分析し、対策をと、これまでも多くの議員も市民も要望してきましたが、現在の状況を改めて市としてどう見ているのか、御見解をお伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） P F A Sに関わる問題につきましては、これまでも何回も答弁しておりますように当初から重く受け止め、市として取り組むべき対応を図ってきております。東京都には、市が取り組んできたむかしの井戸や真姿の池湧水における水質調査の結果を情報提供いたしまして、都の水質調査にも積極的に協力してまいりました。しかしながら、原因究明及び具体的な対策につきましては、東京都としてもなかなか難しい状況にあります。国の検討状況を鑑みても、時間を要していると認識しております。この問題に関しては、今後も引き続き東京都や多摩地域の自治体とも連携を図りながら正確な情報を収集するとともに、状況に応じて適正な対応を検討してまいりたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） 本市が他市に先んじて令和2年度より始めたむかしの井戸の水質検査ですが、他の自治体にも広がってきていると認識しています。次年度、新たに国立市と西東京市、狛江市が当初予算に井戸のP F A S水質調査費用を計上したとのことです。これで多摩26市のうち16市が自治体独自で水質調査をすることとなりました。今後も広域で連携し、対策について他市を牽引していただきますようお願いいたします。環境省は昨年、P F O S及びP F O Aに関する対応の手引を改訂しました。自治体がP F A S問題に対応する上で講じるべき対策や考え方などを示しています。昨年の改訂では、主に健康影響に関する対応の方針が追加されました。P F A Sによる健康不安の声が上がっている地域では、特定健康診断やがん罹患情報など既存の健康指標の統計が他の地域と大きな差がないかどうかを確認して、健康状態を把握することが望ましいとあります。血液検査については、P F A Sがどの程度人の健康状況に影響を与えているかを調査する手法としての有効性を認め、疫学調査をする上で血液検査も考えられると明記されました。研究者が適切に関与し、科学的に評価可能な方法で実施する必要があるとあります。しっかりと進めていただき、市民の不安に寄り添った今後の対応の検討を要望し、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政義君） 以上で、国分寺・生活者ネットワークの代表質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時11分再開

○議長（田中政義君） それでは、会議を再開いたします。

○議長（田中政義君） 続きまして、公明党を代表いたしまして、久保議員、どうぞ。

(18番 久保けいこ君登壇)

○18番(久保けいこ君) 公明党の久保けいこでございます。新庁舎の新しい議場で、私自身初めての会派代表質問となりますが、太陽の党公明党らしく質問をさせていただきます。午前からの4番目ということなので他の会派と重なる質問もあろうかと思いますが、大事な観点として重ねて確認させていただく部分もございます。既に御答弁いただいているところもありますので、市長はじめ皆様をお願いとなりますが、多岐にわたる施政方針への質問をたくさん用意しておりますので、簡便な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度施政方針に対する代表質問を行わせていただきます。

初めに、井澤市長がリーダーシップを発揮され、これまでの市政運営に取り組んでこられたことに対し、感謝とともに大きく評価をさせていただきます。市庁舎が泉町に移転し、飛翔、飛躍していくこの令和7年度は、市役所の組織力を高め、複雑化・多様化した課題の解決に向け、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を進めるとのことですが、今後もこれまで以上に市民サービス向上を最優先にし、寄り添った運営となることを大いに期待しております。

では早速、分野別の都市像ごとに質問させていただきます。子どもを育み学びがつながるまち、施政方針の3ページ、4ページに、全ての妊産婦・子ども・子育て世帯に対する切れ目のない支援を実施するとともに、関係機関との連携も一層強化とありますが、産後ケア事業については公明党としても取り組んできており、市は今までも先進的に事業を進めてこられております。今回、アウトリーチ型の事業も加え、充実を図っていくようになりますが、子ども、若者、子育て家庭に向けた市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○市長(井澤邦夫君) 令和7年度当初予算案は、子どもを中心とした子育てしやすいまちづくりを基本に置いております。新たな国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画のスタートを契機として、計画の基本理念であります「子育てと子育てでひとがつながり 子どもや若者一人ひとりが自分らしく 将来にわたって幸せに暮らせるまち」の実現に向け、地域全体で子育て・子育てを支え合うまちづくりに取り組んでまいります。

これと併せて、産後ケア事業をはじめとした妊娠期から出産・子育てまで、切れ目のない子育て支援を推し進めます。さらに多様なニーズに合ったサービスや居場所づくり、保育所等の待機児童対策や公設学童保育所の狭隘状況の解消などを通じて、子育て環境の一層の充実に努めてまいります。これらの取組によって、子育てのしやすいまちとして選ばれることを目指してまいります。

○18番(久保けいこ君) 分かりました。

同じく4ページ、先ほどもありましたが、保育所等における待機児童対策についてお伺いいたします。認可保育所の定員見直し、保育ニーズに沿う形で受入れ枠の確保、またベビーシッター利用支援事業の開始など様々に取り組んでいかれることとなりますが、人口がまだ増加している市の状況と併せ、待機児童の解消は毎年の課題であります。その点の市の見解を求めます。

○市長(井澤邦夫君) 保育所等における待機児童対策につきましては、本市におけるゼロ歳児から5歳児までの人口が令和3年度をピークに減少に転じていることから、今後の人口推計を踏まえつつ、市内の待機児童の状況、共働き家庭や転入者の増加などを注視しながら、直近の保育需要の変化に柔軟に対応していく必要があると認識しております。

待機児童の解消に向けましては、近年、保育所等の入所申込者数が全体的に減少傾向にあるものの、保

育ニーズの高い1歳児及び2歳児の保育需要に応えるため、既存の認可保育所の定員の見直しや基準の範囲で弾力的に児童の受入れを行うとともに、認証保育所の認可保育所への移行を進めることで受入れ枠の確保を図ってまいりたいと思います。

さらに定期利用保育事業、ベビーシッターの利用支援事業を実施するなど、将来的な人口減少も見据えた持続可能な手法により様々な対策を組み合わせ実施していくことで待機児童の解消を図ってまいりたいと思っております。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。

また、児童発達支援センターつくしんぼの支援体制強化と専門相談の回数増は、待ち望んでいる市民の声をいただいております。今後に期待したいと思うとともに、大切な事業ですので切れ目のない継続した事業遂行をお願いいたします。

そして、5ページへ行きたいと思います。幼児教育・保育の充実についてお伺いいたします。日本の子どもたちの自己肯定感の低さ等は常に話題となるニュースが多くありますが、子どもに教え込むという解釈ではなく、子ども一人一人を一個の人格として尊重しながら触れ合う大人の姿勢や心根が伝播すると、私は常々考えているところであります。今回の東京都のとうきょうすくわくプログラムを活用した取組や多様な他者との関わりの機会の創出事業など、都の事業ではありますが、どのような取組なのか、国分寺市アレンジも含め、現段階での市の考え方を確認させてください。

○市長（井澤邦夫君） ただいま議員から御紹介がありました東京都のとうきょうすくわくプログラムを活用した取組につきましては、各園の環境や強みを生かしながら、光、音、植物など各園が設定するテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、非認知能力の向上など、幼児教育・保育の充実を図るものでございます。本市といたしましては、これまでの都内の先行事例を各園に情報提供するとともに、基幹型保育所システム事業の中で各園の取組について共有し、学び合う機会を設けるなど、事業が効果的に実施されるよう支援してまいります。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。期待して、今後見ていきたいと思っております。

同じくこの5ページになりますが、学童保育所についてもお伺いいたします。小学校区によっては定員オーバーの狭隘状況がまだ続いている学童保育所ですけれども、今後も誘致等の御努力をお願いいたします。小学4年生まで拡大される児童館ランドセル来館事業についても、放課後の安全・安心が広がる事業であると期待しております。

その上で、それぞれにデジタル面での把握、管理の拡充は、保護者等への安心の確保と利便性の向上につながるとのこと、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、一層の取組をお願いいたします。一言お願いできますでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 学童保育所につきましては、従来から公設学童保育所の整備と民設学童保育所の誘致に努めてまいりました。4月には第三小学校区及び第十小学校区にそれぞれ1施設ずつ新たに公設学童保育所を開設いたしまして、第1次国分寺市総合ビジョンの8年間で15施設、定員は平成29年度時点の910人から令和7年度の1,506人になるまで整備してまいりました。しかしながら、学童保育所の利用申込数も増加しているため、引き続き狭隘状況の解消に取り組んでまいりたいと思います。

ランドセル来館事業につきましては、令和7年度より小学4年生の受入れを開始いたしますが、既に新4年生の申込みが一定数ある状況でございます。また児童の登校時の管理についても、学童保育所と同様の入退室管理システムの運用を開始することによって児童の放課後の安全・安心の確保、保護者の利便性

や安心感の一層の向上につなげてまいりたいと考えております。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、6ページの学校教育環境整備についても伺いたします。第三小学校、第六小学校で導入されました外部民間施設を利用した学校水泳指導が安定的に行われているとのことですが、改めてその評価をお聞きするとともに、さらなる拡大に向けて計画的に推進していくべきと考えております。今後の方向性について見解をお伺いいたします。

○教育長（古屋真宏君） 昨年度から小学校2校で本格実施しております外部施設を利用した学校水泳指導によりまして、両校の教員からは、水泳授業のための事前準備、衛生管理、片づけなどに関する教員の負担軽減が図られた、また天候に左右されない計画的な水泳指導が可能になったなど、よい評価をいただいているところでございます。また、水温が安定していることで児童のプールへの抵抗感が薄れたことや、来年は今よりももっと多く、速く泳ぎたいという目標や期待が高まっていること、アドバイスをもらってクロールが少しずつできるようになったことなど、子どもたちからも肯定的な意見を数多く伺っているところでございます。今後につきましては、この2校について、プールの校外化を継続していきたいと考えておりますほか、築造後長期間が経過しておりますコンクリート製のプールを有する学校を中心としながら、現行の屋外プール施設の劣化状況を踏まえつつ、引き続き検討を進めてまいります。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。分かりました。

続いて、7ページに行きたいと思います。活気あふれる成長のまちの中で、国分寺市ならではのシティプロモーションを推進とあります。中心事業にも国内外で人気アニメ等のコンテンツ活用によるイベント展開を予定されているとのことですが、具体的な取組をお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） アニメ等のコンテンツ活用では、先ほども申し上げましたが市にゆかりのあるタツノコプロのアニメキャラクターを使用した旧庁舎の仮囲いや車両へのラッピング、商店会と連携したスタンプラリーや商品販売などを、市内の事業者等との公民連携により市全体で事業を実施してまいります。また、くらしと観光の両要素を軸とした観光シティプロモーションサイトを令和7年3月から公開予定でございます。当サイトにより、本市のさらなる魅力を一元化して発信してまいります。

○18番（久保けいこ君） 承知しました。

では、8ページのスポーツの推進について伺いたします。令和7年11月にはデフリンピックが東京で初開催となりますが、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツ環境づくりは大切な取組であり、健康促進の面もあると思います。市民のスポーツ環境施設の整備は、今回、戸倉のテニスコートはもちろんのこと、野球場等も含め時間はかかるかもしれませんが、今後も市民スポーツ環境の充実を図っていただきたいことをお願いいたします。市長の見解を求めます。

○市長（井澤邦夫君） 令和7年11月、今年の11月でございますけれども、日本で初開催となります聴覚障害者の東京2025デフリンピックに向けては、オリンピック・パラリンピアンを招いてイベントを開催する予定でございます。具体的には、本市の応援アスリートであるデフ卓球日本代表の亀澤史憲氏を講師に招いて講演、また体験教室などを実施いたしまして、気運の醸成に努めてまいりたいと思っております。

それから、テニスコートにつきましては、令和8年度の利用開始に向け、戸倉第一テニスコートを現状の2面から4面に拡充を予定しております。

また、野球場につきましては、令和6年第3回定例会の一般質問でも答弁を申し上げましたとおり、庁内関係各課の連携を密にいたしまして、借地ではなく恒久的に利用できる検討を進めてまいりたいと思っ

ています。今後とも市民のスポーツ環境の充実に取り組んでまいりたいと思います。

○18番（久保けいこ君） よろしくお願いいたします。年齢、性別の違いに関係なく、また障害を持つ人、持たない人が一緒にプレーできるスポーツとしてゲートボールもユニバーサルスポーツと言われております。広がればよいなと個人的には思っております。

では、10ページになりますが、観光まちづくりについてお伺いいたします。会派としましても要望してまいりましたVR・AR技術による史跡武蔵国分寺跡の建築物復元については、新たな切り口によるアプローチとなることを期待し、評価いたします。今後、本市ならではの魅力発信のため日本の宇宙開発発祥の地等、他の体験・体感型イベントにも拡大し、子どもたちを巻き込んだ夢が大きく広がるようなシティプロモーションを推進することを求めたいと思いますが、市の見解をお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） 将来を担う子どもたちが夢を抱いて成長し、自分が住む地域に対して愛着や誇りを持てるようにするために体験・体感型イベントを開催するなど、夢が広がるようなシティプロモーションの推進は重要だと考えております。本年は、国分寺市でペンシルロケットの発射実験が行われて70年目ということで、令和7年度に「国分寺×宇宙」推進事業として子どもたちが宇宙や科学に関心を持つきっかけとなるよう、JAXA筑波宇宙センターのフィールドワークを実施する予定となっております。

さらに、本市と府中市との広域連携による枠組みにおいても東京経済大学等と両市の学生の視点を取り入れながら、市の魅力の掘り起こしを図ります。ほかにも観光スポットの紹介動画をSNSで発信するなど、時代に即したシティプロモーションも展開してまいります。このような取組を通じて、子どもたちの将来の夢が大きく広がるようなシティプロモーションを今後とも推進してまいりたいと思っております。

○18番（久保けいこ君） 分かりました。

では、続いての、自分らしくいきいき暮らせるまちへ移りたいと思います。11ページの健康増進施策についてお伺いいたします。これまで公明党としても具体的に要望してまいりました健康ポイント事業の導入を評価いたします。より多くの若い世代にも活用していただくために工夫を凝らしていただきたいと考えます。現時点での事業の概要を伺うとともに、健康のまちづくりを一層推進するために健康フェスタなど健康に関するイベントのさらなる充実も求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 健康ポイントアプリ導入事業につきましては、イベントへの参加や累積歩数等によりポイントをため、ポイントに応じて電子マネー等の得点を獲得できるスマートフォンアプリを新たに導入いたします。アプリのコンテンツの拡充を進め、幅広い世代の方に参加していただけるように工夫してまいりたいと考えております。また、東京都が実施するとうきょう健康応援事業と連携いたしまして、得点の上乗せを行うことで市民の健康づくりへの支援を充実させてまいります。

健康に関するイベントにつきましては、関係団体との連携やデジタル技術の活用など、令和6年度に実施しました健康フェスタのノウハウを生かしながら事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続いて、12ページのがん検診事業についてお伺いいたします。内視鏡による個別検査の実施についてはかねてから公明党として一般質問にも取り上げ、胃がん検診の受診率が高くない現状については、検査方法も一つの要因ではないかと訴えてまいりました。あらゆる検査手法を検討していただいた中で、今回、がんの早期発見につながる実のある拡充であり、高く評価いたしますとともに、受診率を高めるための周知や広報にも力を入れていただきたい、市民の命と健康を守るために、他の検診についても今後充実した検査内容へと進化させ続けていただきたいと御期待しております。市長のお考えをお聞きます。

○市長（井澤邦夫君） 胃がん検診につきましては検査内容を拡充いたしまして、50歳以上の市民を対象に、市内医療機関で従来やっていなかった内視鏡による個別検査を新たに実施いたします。これがないことで人間ドックを受けられても胃がん検診を受けなかったということがあるかと思しますので、こういう拡充によってさらに受診者が増えるのではないかなと思っています。医療機関における検診を7月に開始するため、5月から市報、ホームページ等により募集を行っていく予定でございます。その他の検診も含めて受診率向上のため、市民への周知広報は今後とも進めてまいりたいと思っております。

また、検診事業につきましては、第2次国分寺市健康増進計画でも環境整備を重要な施策として位置づけております。引き続き国分寺市医師会と協議を行いながら事業内容の充実を図ってまいりたいと思っております。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、予防接種事業につきましては、帯状疱疹ワクチンの国の定期接種化が決まり、市の負担も軽減されると思ひましたが、対象年齢が65歳以上となったことで、従来50歳代から発症が増える帯状疱疹です。現在の任意接種対象年齢の50歳から64歳の方々は置いておかれてしまうと懸念しておりました。市長の御英断で任意接種継続とのことで、大変感謝を申し上げます。今までも当市は市民の健康増進のための高齢者の肺炎球菌ワクチン任意接種助成など、市独自の助成制度に先進的に取り組んでいただいていることを承知しております。今後ともよろしくお願ひいたします。答弁は求めません。

そして、介護支援施策についても伺ひます。地域包括支援センターが担うケアマネジメント業務に対して必要な支援を行うとありますが、どのような内容を意味しているのか、取組をお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） 高齢化の進行によりまして地域包括支援センターの業務が年々増加する中で、特に要支援者のケアプラン作成業務が全国的にも増加していることが課題となっております。その状況を踏まえまして地域包括支援センターの委託料を増額いたしまして、地域における要支援者のケアマネジメント体制の確保や地域包括支援センター業務の安定的な運営を支援していきたいと思っております。

○18番（久保けいこ君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

同じく、この12ページの認知症施策についてもお伺ひいたします。認知症の前段階である軽度認知障害（MC I）や初期の認知症症状を早期に発見することは、治療するに当たり大変有効で大切と考えております。このたびのあたまの健康チェック事業とはどのような取組となっていくのでしょうか、考え方をお聞きいたします。

○市長（井澤邦夫君） 認知症施策につきましては、認知症基本法の施行や新薬の開発等によりまして早期発見や早期支援の取組が一層期待されております。本市が取り組むあたまの健康チェック事業は認知症を診断するものではなくて、50歳以上という若い世代から認知機能の状態をチェックすることで生活改善や運動などの健康活動につなげ、将来的なリスクを軽減することを目的としております。また、本事業の実施により50歳代の方が認知症リスクが高まる親世代にチェックを勧めることで参加につながるなどの効果も報告されております。チェックの結果、必要な方につきましては専門機関等へつなぐ等の対応も行つてまいります。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。

では、続きまして、13ページの黒鐘公園についてお伺ひいたします。多くの市民に親しまれている公園がインクルーシブな遊具やバリアフリー充実の公園に生まれ変わることは、子育て家庭の皆さん及び全市民にとって大変楽しみであり、待望の公園です。一方、子どもたちの安全・安心の対策、利便性とともに

防犯面などの整備も含め、現段階の見解をお伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 黒鐘公園のインクルーシブな公園については、本当に力を入れてやってまいりました。やっと工事に着手できるような環境ができたと思っております。ここは黒鐘公園の約3分の1に当たるところを、今現在、国分寺市土地開発公社が取得しておりますけれども、買戻しを3分の1行い、そしてインクルーシブな公園の整備を行っていきたいと思っています。御存じの方も多いと思いますけれども、この黒鐘公園は非常に子どもがたくさん集まる所でありまして、隣に史跡もありますので、そういう意味で非常に広い場所であります。滑り台も従来から使われてはいますが、障害のある方にはなかなか使えないということがありました。そんなことを含めて3分の1のところインクルーシブな遊具、そして、あそこには池もありますので安全を考えた上でその辺の整備も含めて、それから駐車場の整備等もありますのでこちらも含めて、先ほどから御指摘がありますようになるべく緑等の植栽にも注意しながら、配慮しながら進めてまいりたいと思っています。

○18番（久保けいこ君） よろしくお願ひします。

生活に困窮されている方への支援事業、またひきこもり支援事業については、取り巻く環境や課題が複雑で多様化している中で、事務的な処理とともにどこまでも心寄り添う言葉がけ、また一貫して支援することというのは、粘り強く関わる引継ぎや人間力が求められていると感じております。担当職員の御負担も大きい面もあると推察します。どうか今後も御努力のほど、お願いしたいと思います。

続いて、14ページの平和事業についてお伺いいたします。令和7年8月は終戦から80年の大切な節目、平和の党公明党としても、核兵器廃絶に対する思いは当市の今までの取組と相呼応するものでもあります。今回、次世代へつなぐ戦後80年事業とありますが、現段階での見解と市長の平和への思いをお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） 節目となる本年は、平和文化の振興、「次世代へつなぐ」というテーマの下、多摩26市で構成する平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク、今現在、私はこの副会長でありますけれども、そこにおいて高校生・大学生世代のユースを各市から選考いたしまして、被爆地広島へ派遣するという事業を企画しているところでございます。国分寺市からもお一人を選んで派遣したいと考えております。これまで先人たちの絶え間ない努力によって平和を享受できていると考えてはいますが、世界においては紛争や戦争が起きているということでございまして、非常に危惧しているところでございます。戦争体験のない世代が大半となる中で、戦争の悲惨さや平和の大切さを一人一人が学び、行動していく平和文化の振興を根づかせることが重要だと考えています。本市で行っている様々な平和事業を通して平和文化を次世代につなげる努力を引き続き行ってまいりたいと思っております。平和の灯もいい場所に設置できましたので、あそこで平和祈念式も行えんと思っています。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。

では、続いて、安全・安心で快適なまちに移りたいと思います。16ページの防災対策についてお伺いいたします。まず、防災・ハザードマップが数年ぶりに更新され、全戸配布されるとのこと。間違いなどが発生しないよう十分に慎重にチェックしてくださるよう、要望にとどめさせていただきます。

そして、市独自の防災アプリが始まりまして、その防災アプリについて、私も早速インストールしております。外国人対応だけでなく、聴覚障害のある方々にとっては、この防災アプリは便利に活用いただけたらと思っておりました。防災行政無線の音声聞くことができ、音声と文字でお知らせできるようになるとのことでしたが、防災行政無線の内容そのものの文字表示がなく、聴覚障害者の方には認識でき

ないと思われます。この点はどのようになっているのでしょうか。また、防災アプリの登録推進にはとりわけ力を入れていただき、人口の何割ぐらいを目標にするのかなど広報、周知に最大限御努力いただきたいと存じます。その点、市の見解をお伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） ただいま御紹介いただきました防災アプリは、2月12日に実施しましたJアラートのテスト放送内容を現在確認できます。Jアラートは国のシステムであるため、本市の防災アプリでは放送内容を日本語や英語の文字で表示することはできません。また、本市が日頃行っている子どもの見守り放送のように人間の肉声で行う場合は、防災アプリ上で日本語や英語の文字にすることができない仕組みになっています。

一方で、災害時には防災行政無線で放送したい内容をテキストで作成し、音声合成システムを使って放送することを基本的な運用として考えております。この運用をする限りは放送内容を文字で表示することが可能となります。防災アプリは、聴覚障害がある方への有効な情報通信にもなることを念頭に置いて運用してまいりたいと思います。また、防災アプリは市からの連絡をプッシュ型で届けることができる貴重なツールとなりますので、多くの方に活用していただきたいと考えています。

目標はスマートフォンを使用している方全員となりますので、その目標に向かってチラシなどの紙媒体やSNS等のデジタル媒体など様々な方法で周知していきたいと思っています。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。分かりました。承知いたしました。

また、共助力の強化については、今回、自治会と町内会に併せ、さらにマンション管理組合等にも積極的な働きかけをされるとのことで、防災力の高まりと個々の日常での気づきや意識がよりよくなると期待いたします。日常の延長に防災力強化があると私は考えております。今後もさらなる防災対策に御努力を御期待いたします。

続いて、17ページの防犯対策についてお伺いいたします。これまで会派としても具体的に要望してきた住まいの防犯用品購入費補助事業の創設を高く評価いたします。各家庭の防犯力強化となり、安全・安心のまちづくりに向けて期待するものであります。令和7年度の東京都の新規事業として防犯機器等購入緊急補助事業が緊急対策として行われる予定と伺っております。内容は、4万円の防犯機器導入に当たり都補助が2万円、個人負担が4万円の補助上限で、市区町村での上乗せが可能とのことであります。市民の利便性を考えますと、都と市の併用申請ではなく簡素に一本化されていることが望ましいと考えますが、可能なのでしょうか。本市における補助事業についての具体的な取組の御説明をお願いいたします。

○市長（井澤邦夫君） この事業については、市としては1万円の補助、2万円の2分の1ということで今、予算に計上しておりますけれども、まだ東京都の事業については詳細がこちらのほうに示されておられません。今、議員から御紹介がありましたようにあるだろうということで、あれば上乗せをしていきたいと思っています。これについては今後市長会等で説明があると思いますので、また担当のほうにも、詳細が明らかになった時点でしっかりと実施の方向で進めてまいりたいと思っています。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

では、続きまして、19ページの無電柱化事業についてお伺いいたします。市道幹17号線、新幹線通りの一部における無電柱化事業につきましては、市民の方からまだかまだかと期待されているお声をいただいております。完成予定等、工事スケジュールの遅れはないのか、今後も無事故で工事が進むよう、よろしくお願ひしたいと思っています。現段階の状況を確認させてください。

○市長（井澤邦夫君） 市道幹17号線、新幹線通りの一部でございますけれども、こちらで無電柱化工事

事業を進めています。令和7年度はインフラ関係の各事業所による引込連系管路の工事を進めてまいるといってございまして、令和8年度の整備完了を目指して、引き続き無電柱化の実現に向けた工事を進めてまいります。

○18番（久保けいこ君） 承知しました。よろしくお願いいたします。西町五丁目の交差点については、公明党としましても一貫して市民の声をお届けしてきたという経緯がございまして、着実に工事が進んでいくよう期待するとともに、担当職員の皆様の御努力をお願い申し上げます。答弁は求めません。

また、新町一丁目緑地につきましても、市民懇談会の開催の中で市民の皆様のお声を十分に受け止めていただき、いつでも気軽に歩き、ゆったりと自然に包まれるような場所として整備していただきたく存じます。

では、続きまして、20ページのぶんバスについてお伺いいたします。市民福祉の増進と利便性の向上を担っているぶんバスですが、運賃改定による増収分を運転士の処遇改善等に再配分するという一方で、何とか運転士確保に好転が見られるのではないかと考えます。ある意味ぎりぎりの運営、現実には赤字の運営のまま、それでも市民のニーズに応える市の取組は評価させていただきます。

その上で一点だけ、ぶんバス北町ルートについては公共交通不便地域の解消も大きく担っており、ぶんバスが満員で乗れなかったとのお声をたくさんいただいております。また、利便性の面では、早朝の時間帯の増便の要望も、根強く声をいただいております。この点も含め、市の考え方をお聞きいたします。

○市長（井澤邦夫君） ぶんバスの北町ルートについては、非常に困難なことがあったということで記憶しております。非常に地域の方々の要望が強かったということで長年検討し、またどうしたら通せるだろうかということを含めて、やっと開通したというような記憶がございまして、そういう中であって、狭隘な道路が発生しているということで、どうしても大型のバスが導入できないということで、苦肉の策として中型のバスまでということで今、運行しているところでありますけれども、実態としては1時間に1本ということで、非常に増便の要請もございまして、実際に府中街道を南北に通っておりますので、そういう意味でいきますと、御利用者が非常に年々多くなってきているという認識が私はございまして、ですから、これを何とか解決していく方向で進めていきたいと思っておりますけれども、今、お話がありましたように運転士の不足であったりということがありますので、しっかり御要望に応えられるような方向で進められるよう、運賃の改定もありますので、その辺を含めて検討していきたいと思っております。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。思います。

では、ここで、施政方針にはなかった観点で一つ確認させてください。埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、国からの緊急点検の要請では対象施設はなかったとのことですが、本市のこれまでの取組と今後の対応についてお聞きいたします。公共下水道における老朽化対策として、また防災力を備えたインフラを整える取組として、市ではストックマネジメントに基づく取組を推進していると認識しておりますが、これまでの修繕等の対応状況はどのようになっているのかを伺うとともに、道路の空洞化などのリスク調査はどのように行っているのでしょうか。また、取組状況をより分かりやすく市民にお伝えすることが重要ではないかと考えております。その点もいかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 施政方針には盛り込んでいないんですけれども、担当のほうに確認した結果を申し上げます。本市では、平成30年度に国分寺市公共下水道ストックマネジメント実施方針を策定いたしまして、市内を8地域に分けて、古い施設から順に調査、設計、改築、更新を実施してまいりました。道路空洞化のリスク調査については、平成26年度、27年度に道路ストック総点検において空洞調査を実施して

おり、市内の主要な道路のほか、ぶんバス路線、通学路を対象に行いましたけれども、大きな問題はなかったとの結果を確認しているところでございます。

○18番（久保けいこ君） 分かりました。

では、続いて、未来につながる持続可能なまちに移りまして、21ページからの環境施策についてお伺いいたします。いよいよ今年度から第三次国分寺市環境基本計画がスタートいたします。環境保全等の計画やGXの推進などを担う担当部署が新設されますが、改めてその意義や効果、また施策展開におけるメリットを具体的にお伺いしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） 今日の地球温暖化をはじめとする環境問題は、要因や影響が相互に関連し合い複雑化するとともに、加速化・深刻化してきております。このような背景を踏まえまして、第三次国分寺市環境基本計画においては従来の分野別の施策体系から脱却いたしまして、脱炭素化と循環型社会の形成によるゼロカーボンシティの実現をはじめとする4つの戦略を柱に、分野横断的に施策を展開する体系へと刷新いたしました。第三次国分寺市環境基本計画のスタートに当たっては、多岐にわたる環境分野の施策を連動させて取り組んでいくことが不可欠であるため、政策部環境経営担当とまちづくり部まちづくり計画課の環境部門とを統合いたしまして、推進体制の一元化と強化を図ることといたしました。新体制によりまして脱炭素化をはじめとする環境政策を総合的かつ戦略的に展開するとともに、次の時代を見据えた新たな取組を加速してまいりたいと思っております。

○18番（久保けいこ君） 承知いたしました。幾つか中心事業を挙げられておりますが、22ページの、2050年までにゼロカーボンシティの実現を目指す本市として、再エネ・省エネ設備機器の助成設備に既設窓の断熱改修工事を加え、助成対象に事業所も含める施策としていくことも評価させていただきたいと思っております。それを活用いただけるようにこれまで以上に広報事務に情報発信をお願いしたいので、よろしくお願いいたします。

では、最後に、市の財政運営について2点、お伺いさせていただきます。24ページになりますが、物価高やふるさと納税での市税流出など厳しい環境の中にあっても、令和7年度の当初予算では収支均衡を維持したことは評価させていただきたいと思っております。一方で、持続可能な自治体経営のために未来を見据え、中長期的な視点に立った上での財政運営も求められると考えます。どのように今後進められるのか、見解をお伺いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 御存じのように人件費や扶助費の増に加えまして、物価高騰の影響が続くことが想定される厳しい状況の中でも、令和7年度予算につきましては基金取崩しに依存しないことを目指して取り組んでまいりました。その結果、財政調整基金の取崩しを行わない収支均衡型の予算として編成することができました。公共施設整備基金については充当できる事業には充当しておりますけれども、財政調整基金を取り崩さなくて済んだということでもあります。

しかしながら、今後も（仮称）リサイクルセンターの建設や旧庁舎跡地の利活用を含めた公共施設マネジメントや都市計画道路等のインフラ整備など大きな財政支出が見込まれておりまして、中長期的な財政運営は予断を許さない状況にあると思っております。こうした将来の財政需要を見据え、議員が御指摘のとおり中長期的な視点に立って真に必要な経費の従来からやっておりますゼロベースからの積上げ、さらなる行政改革の推進など今できることを着実にしながら、公共施設整備基金をはじめとした基金を適正に積み上げて、基金残高に留意しながら行政サービスの充実と将来にわたっての財政規律の維持の両立を推進してまいりたいと思っております。

○18番（久保けいこ君） では、よろしくお願いいたします。

最後の質問になります。令和7年度の予算について、昨年の10月に示されました令和7年度の予算編成方針では、ふるさと納税による個人市民税の流出が看過できない事態となっていることを踏まえ、クラウドファンディング、また広告収入などの税外収入の確保に努めるとともに、新たな財源の獲得に向けて職員一人一人が多様な資金調達の手法に知恵を絞るということが示されておりました。新年度の予算にどのように反映されたのか、その取組についてお聞かせください。

○市長（井澤邦夫君） 御指摘のとおり、令和7年度の予算編成において、広告収入などの税外収入の確保に努めるよう各所管に求めたところでございます。令和7年度予算の主な税外収入としましては、市ホームページ、ごみリサイクルカレンダー、地域バスマップ、市報などの広告掲載料やc o c o b u n j i プラザ内ホール等のネーミングライツ料などを計上しております。税外収入を増加させることは財源確保のための非常に重要な取組であると認識しておりますので、引き続きクラウドファンディングや広告収入をはじめ様々な手法を検討してまいりたいと思っております。

○18番（久保けいこ君） 分かりました。今後とも予算も含め、私も共に学びながらしっかりと市政を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、以上で代表質問を終わります。早く終わりました。ありがとうございました。

○議長（田中政義君） 以上で、公明党の代表質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後3時03分休憩

午後3時17分再開

○議長（田中政義君） それでは、会議を再開いたします。

ここで、鈴木議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので御報告いたします。また、傍聴人から写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので御承知おきください。

————— ◇ —————

○議長（田中政義君） 続きまして、無会派（グリーンな国分寺）の鈴木議員、どうぞ。

（1番 鈴木ちひろ君登壇）

○1番（鈴木ちひろ君） 無会派（グリーンな国分寺）の鈴木ちひろです。

来年度の市をどのように運営していくかという方針が出されました。市が抱える様々な課題を一つ一つ解決していくためには、市民や事業者をはじめとした多様な主体が関わり、それぞれの強みを生かしながらまちづくりを進めていく必要があると施政方針にあり、このことはあらゆる政策を考える上で重要な視点だと私も考えています。市長には、市民の声を大切に聴いて、一つ一つ丁寧に向き合う責務があると思っています。

そんな中、市民が市長へ直接声を伝える制度として長年継続している事業が市長への手紙ですが、市民の方からは、市長への手紙を出したけれども部長名で返信が来てしまったという声が私のところに寄せられています。市長への手紙ですが、部長名で返信がされているのはなぜなのでしょう。市長が答えていないことに違和感を持つ市民の声をどのように受け止めるか、市長の考え方を伺います。

○市長（井澤邦夫君） 鈴木議員の考え方はあるかと思いますが、私の考え方もあります。私も市議会議員をやってきていますので、市民の声を直接聴く機会が随分ありました。この市長への手紙という制度

は、もともと昭和46年から実施している制度であります。「市長への」ということになってはいますが、実際には市への要望であったり、手紙であったりという内容と理解しております。私は全件見ています。市は、私1人で運営しているわけではありません。多くの職員と共に運営しているわけでありまして、市長への手紙の御要望であったりいろいろな課題については職員と共有しながら、そしてまた職員が現場で携わっていますので、どういう状況かという職員の意見もあります。一方的な御意見に答えるのではなくて、どういう状況においてそういうことが生じ、そしてどうしたらそれが解決できるのかというのを、担当部署の職員の意見も聞きながら、きちんと精査した上で回答しているということでもあります。私の名前で返したこともありますけれども、私の名前で来て、また私が職員に調査を依頼するというシステムは、やはり担当部署が一番承知していますので、市民の方々がどういう状況かという詳しい状況についても担当部署がちゃんと把握してお答えできる、また市民の方々も担当部署への申入れができるということでもあります。市長への手紙を書いたからといって、市長が全部その回答をしなければいけないということではないと思います。私自身も読んで、これはこういうふうにやるべきだとかいろいろな意見を持っていますが、私の一存でそれを肯定したり否定することはできないということでもありますので、慎重に担当部門と検討しながらやっているということでございます。

あわせて、事業開始当時は広聴はがきという名称でございましたけれども、昭和56年から、その当時どこでも始めた市長への手紙という名称に変更しております。この市長への手紙となった昭和56年度の受付件数は年間で44件、令和5年度の受付件数は212件でした。当時と比べて非常に多くの方から御意見、御要望をいただいている状況となっておりますけれども、これについて言えばメールでお寄せいただくことも増えているということで、非常に簡易なというか、短い時間で作成することができるということの影響もあるかなと思っておりますし、また、実は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度と令和3年度においては年間400件を超える市長への手紙を受け付けております。受付件数もさることながら、当時と比べて行政の担う業務は複雑化・多様化してきておりまして、受け付けるお手紙も多種多様なものとなっております。さらに、お手紙の多くは市政の在り方や方向性といったものよりも、個々の事業における差出人の個人的な事情等に関するものも非常に増えてきているということもございます。この回答に当たっては個別の事案に関する調査検討を要することから、回答までに時間を要するものとなっているということもございます。

市長への手紙については、制度上、市長への手紙という名前ではありますけれども、当然のことながら私個人への個人的な手紙ということではなく、国分寺市という行政への意見、要望、苦情などを、代表する市長宛てにいただいたものと理解しております。したがって、回答する際には私個人としてお手紙へのお返事を書くのではなく、組織としてしかるべき調査や検討をして、公文書で責任を持って回答させていただきます。また、回答に時間がかかることによって市民の方に御迷惑をおかけすることになりますので、なるべく早く回答をお返しするということを重視して、原則部長名での回答とさせていただきます。

また、市長名での回答でないことによって、回答を受け取った市民の方が手紙の内容に市長が目を通していないのではないかという御心配をお持ちになることがないように、回答には必ず、いただいた手紙は市長が確認しているという旨の記載を入れさせていただいているところです。

○1番（鈴木ちひろ君） 私個人として手紙の返事を書くのではないとおっしゃったんですが、お手紙を書いた市民の方も個人的なお返事を欲しいと、市長個人からお返事を欲しいと思っているわけではないと

思うんです。あくまでも市の組織として検討して文書で責任を持って回答しているということなので、やはり代表の市長が返すのが私は適切だと思っているわけです。実際に私がお話を聞いた市民の方たちは、担当の職員とやりとりしても解決しないから最終的に市長への手紙で訴えたというケースもあるわけです。もう時間もないので別の機会にやりたいと思いますが、せっかく公聴はがきから市長への手紙にさせていただいたという経緯があるわけなので、ぜひこの制度の名前にふさわしい市長の手紙として返信していただきたいと私からは要望したいと思います。

次に、ゼロカーボンシティの実現に向けて質問いたします。来年度からGXの推進などを担う新たな担当部署が設置されますけれども、国分寺市におけるGXとは何でしょうか。言葉自体が非常に分かりにくいと思います。それで、GXを推進することでどのようなまちづくりを進めていくというビジョンを持っているのか、この2点について、市長の考え方を伺います。

○市長（井澤邦夫君） 国分寺市におけるGXとは、市の率先行動と市民及び事業者等の行動変容によりましてゼロカーボンシティを実現すること、また、実現のための様々な環境配慮の取組が事業活動や生活においてマイナスではなく好機となるよう理解や行動変容を促進する取組を展開し、持続可能なまちづくりを進めるということで捉えております。

○1番（鈴木ちひろ君） つまり、従来の気候危機対策は便利な暮らしを我慢しなければならないというイメージがあったんですが、実は対策していくことで快適な暮らしにつながる、それが国分寺市におけるGXということなのかなと理解したいと思います。個人の我慢に落とし込まない気候変動対策が必要であり、それは今、市長がおっしゃったように市がリーダーシップを執って率先して行動していただきたいと思います。具体的にどのようなまちづくりを目指すかというビジョンについては、今後も議論していきたいと思っています。

これまで公共施設の再エネ契約を求めてきましたが、再エネ契約は費用面で課題があるということではなかなか実現が難しかったところです。ところが、来年度からは従来の入札方式ではなくリバースオークションという新たな仕組みを取り入れることによって、行政側にとってはより安い再エネの価格で導入しやすくなると思います。このリバースオークションを活用した公共施設の再エネ化によってどんな成果があると考えられるのか、それをゼロカーボンシティ実現に向けてどのようにつなげていくのか、市長の意気込みを伺いたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） リバースオークションでは価格の抑制が見込めますけれども、結果が出ているわけではありません。再エネ化については、市は率先して公共施設に導入いたしまして情報発信することにより、事業所や家庭における再生可能エネルギー導入の促進につながると考えております。リバースオークションの結果を検証し、着実に再エネ電力の導入を増やしていきたいと考えております。

○1番（鈴木ちひろ君） 再エネ導入によって安くなると予想はしていますが、まだ確定ではないということです。今後どれだけ公共施設の電気代が削減できたのか、もしくは変化したのかというのを市民に分かりやすく周知していただくように強く要望したいと思います。

というのも、再エネは高いというイメージがある市民の方がまだまだ多いと思います。既にこの市役所の電気は、ほかの公共施設に先駆けて再エネ100%です。ですから、このことについてももっと分かりやすくアピールしていただき、市民の方の再エネ切替えへのきっかけを促していただきたいと思います。

最後に、市民と共に考える中学校給食の在り方について質問を予定しておりましたが、一言だけ要望を申し上げて終わりにしたいと思います。来年度から新しいビジョンがスタートしますが、中学校給食は小

学校と違い、おかずが冷たいなどの課題が山積みです。中学校給食を温かくしてほしいという保護者の声、中学生本人の声があります。市にはこのことを受け止めていただき、現在、中学校給食の在り方検討会がありますが、しっかりと当事者のヒアリングを行うなど当事者と共に議論を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政義君） 以上で、無会派（グリーンな国分寺）の代表質問を終わります。



○議長（田中政義君） 続きまして、無会派（れいわ新選組）の高野議員、どうぞ。

（２番 高野ふみお君登壇）

○２番（高野ふみお君） では、無会派（れいわ新選組）として質問いたします。

政府は、過去最高の税込78.4兆円を記録しています。一方で、厚生労働省の毎月勤労統計を見ると実質賃金はマイナス基調を続けており、倒産件数は1万件近く、飲食店が過去最多を更新、その一方で、国債発行はここ数年減額され続けています。政府の経済政策は物価高に賃上げが追いつかず、不況であるにもかかわらず緊縮財政を続けていると言わざるを得ません。振り返って国分寺市を見ると、市も税込が過去最高を更新しております。一方で、地方債は新庁舎建設事業債45億円がなくなった分だけ24億円と、3年前の水準に戻っています。れいわ新選組は、国債や地方債は将来へのツケではなく、積極財政は未来への仕送りと訴えております。市は、昨年12月の第4回定例会でも私が指摘させていただきましたが、市の地方債、市債残高をこの20年で大きく減らし続けてきました。

そこで伺います。市民から地元の飲食店がばたばた潰れているという声をお聞きしました。政府の国会答弁でも、民間の統計ですが倒産が多い業種として飲食業を挙げていました。物価高に賃上げが追いついていないことは、実質賃金がマイナス基調を続けていることでも明らかと思われます。市は、地域経済や市民生活の現状についてどのように把握し、どう見ていらっしゃいますか。

○市長（井澤邦夫君） 市民全体が物価高の影響を受けているということは、これは間違いないと思っています。そういう中で、市として何をしてきたかということでありますけれども、時々に応じて、直近で言いますと市民の方々へのぶんじ地域応援商品券の発行、利用等、それから事業者の方への応援、これは市内でしか使えない商品券でありますので、それを使っているという状況でございまして、私が聞いている限りでは、市民の方、それから飲食店の方々も非常に好感しているということであります。2月まで延長していますので、特に飲食業のところはちょうど落ち込む時期でありますので、この辺りで非常に売上げが落ち込まないで済んでいるというようなお声を、幾つかの事業者の方からお聞きしているところであります。これからも市民を応援するような施策を組んでいきたいと思っています。

○２番（高野ふみお君） ありがとうございます。物価高の影響について、そして昨年、貯金論争というのはさせてもらいましたが、その後、3月にぶんじ地域応援商品券の発行を決めていただいて、その反響というのは私も市民や事業者の方からお聞きしていますので、これについては一致しているかなと確認できました。

続けます。地方自治体は、国とは異なって自国通貨発行権はありません。通貨のユーザーという意味では企業や家計と同じであります。一方で、自治体は家計とは異なり、企業と同様永続する経済主体と見られます。20年前、600億円の市債残高があったとき、市の借金のために市民は困っていたでしょうか。20年前、市民負担はどうだったのか、市報での公表数字などから物価レベルとも併せて市税の推移を調べてみましたが、今とあまり変わっていませんでした。市債残高が600億円規模でも、今の200億円規模でも、

市民の暮らしに影響はないと言えると思います。物価高で不況の今、地方債活用を考えませんか。国としても建設債といったハードな事業のみならず、D Xや箱物を壊す予算については、ソフトなものでも地方債発行を認める傾向にあると聞いています。借入を恐れ過ぎず、財政支出をしっかりと行い、市民にさらに還元する姿勢が必要ではないでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 私は、議員とは全く真逆の意見を持っております。借金を、地方債を増やせということは、後年の方たちに負担を増やすということになります。600億円の地方債を抱えたときに何も変わらなかったというお話ですけど、そうではなくて、返済のために毎年下水道については二十数億円、それからその他のものを含めても数十億円の借入れのための公債費が発生していました。その辺をよく見ていただきたいと思いますけれども、借金を返さなくていいんであればそれは別ですけども、借金は返さなければいけない。また、ここへ来て金利が上昇してきています。金利支払いのための返済もまたしなければいけない、それは一般財源を圧迫することになります、施策ができなくなるということでもあります。そういうことを踏まえると、私は議員の意見には同調しかねます。

○2番（高野ふみお君） ありがとうございます。地方債は、おっしゃるとおり将来に債務を残すものですが、繰り返しになりますけども、この20年の国分寺市の現実を見れば、恐れ過ぎてもよくないのではないかと。物価高に苦しむ市民、市内中小事業者のために、未来への仕送りとして前向きな有効活用、発想転換というのをぜひお願いしたいと述べさせていただいて、次に移ります。

東京都は、海外留学の助成を始めると発表しました。昨年の第3回定例会で私が提案した内容に近い内容で、東京都に先取りされて残念であります。一方、助成額は1人最大315万円ですが、ただ中長期留学に限ってですけども人数を100人に限定するなど、都の事業としてはまだ小ぶりかなと感じています。国分寺市で独自に行う価値も十分にあると思います。海外留学を一部富裕層だけのものにしてはならないと思います。異文化体験、共生を目指す人材を育てることにつながり、同時に日本や国分寺市のPRにもなります。友人や友人の国を攻撃しようという人はいないと思います。市民、自治体による平和外交の一環です。今年は戦後80年、非核平和都市宣言市の国分寺市独自の平和事業、また若者学び支援として、また市民還元策の一つとして、海外留学への独自支援を始めてはいかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 市としては、海外留学補助等について、一自治体での対応は難しいと考えています。今、御紹介があったように東京都で実施するということでもありますので、ぜひそれは私どもとしても歓迎していきたい。こういうことについては、国や東京都がやっていただくのが一番いいかなと思っていますので、東京都の助成金をぜひ活用していきたいと、このように思っています。

○2番（高野ふみお君） ありがとうございます。国分寺市からも応募する家庭がこれから出てくると思われますので、他市に先を越されたりしないよう、ぜひ動向の注視を続けていただきたいと申し上げて、最後に移ります。

最後の質問です。P F A Sです。これも他の議員も繰り返しおっしゃっておられますが、今年の施政方針でまた一言も触れられていなかったのは大変残念であります。一方で、昨年12月にP F A Sを含んだ泡消火剤漏出を受けて米軍横田基地への立入りが行われました。また暫定目標値を、御承知のように法的拘束力のある規制値に変える方針も国から発表されております。全く不十分ではありますが、動きが出始めたといえると思います。いつまでも国や東京都の様子見では困ります。市民の健康、とりわけ子どもや女性の健康の問題です。言ってみればゼロP F A Sシティを目指して市独自の取組として、まず直ちに公費による血液検査、既存データを使った健康調査、土壌調査、さらに地下水を利用し続けるための沖縄県と

か岐阜県各務原市などで採用されている活性炭を使った浄化システム工事、学校や公共施設への浄水器設置、PFAS対応を行う農業者や商業者への補助、そして汚染源特定のための国へのさらなる情報開示要請など、これらを行うことについて、市長の考えを改めてお聞きしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） これについては、議員がおっしゃるようにもう何回も私のほうで答弁をしてみました。繰り返しの答弁になるかもしれませんが、国の水道水における目標値の取扱いの検討や関係者による横田基地への立入りなど、少しずつ状況が進んでいる中でございますけれども、血中濃度による健康影響や水道水における浄化技術に関する知見などについては、いまだ明確になっていないと認識しております。今後も国や東京都に対して、この問題の原因究明やその対策について強く要望していくという姿勢で対応してまいりたいと思います。

○2番（高野ふみお君） ありがとうございます。これも私のほうでも繰り返しの質問とはなりますけれども、予防原則ということを何度も申し上げておりますが、環境問題において、後から知見が分かったといっても取り返しがつかないんですね、健康被害というのは。なので、疑わしきは罰するというのが予防原則でありますので、これは国も、そして市も同じ予防原則の立場に立っているという答弁もされていますので、ぜひとも知見が明らかにならないということを理由にせずに行うことをやっていただきたいと。

あと最後に、他市でも動きが出てきていますけれども、実は全て国分寺市の追随です。実は国分寺市が一番先を行っているわけなんです。そういった意味では一番先進的な取組を全国でもやっている市なんだということで、さらにもう一步、誇りを持って検討していただきたいということを述べさせていただいて、前向きな未来志向の言葉で代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中政義君） 以上で、無会派（れいわ新選組）の代表質問を終わります。



○議長（田中政義君） 続きまして、無会派（日本維新の会）の寺嶋議員、どうぞ。

（7番 寺嶋たけし君登壇）

○7番（寺嶋たけし君） 無会派（日本維新の会）の寺嶋たけしです。12分と時間が限られますので、早速質問に移らせていただきます。

1点目、活気あふれる成長のまちということで、観光シティプロモーションサイトに関しての言及をいただいております。こちらはウェブサイトだけではなく、SNSでこれをうまく活用する自治体がほかでも増えてきているといった状況です。これらを実施するに当たって、ただ実施するのではなく、専門的な目線での運用が非常に重要になってまいります。そう考えますと、最初の段階からプロのコンサルティングでしたりプロにアウトソーシングをしていく、専門家にアウトソーシングをしていくことによってしっかりとノウハウやナレッジを学び、蓄積していった上でいずれは内製化していく、そのような形が効果的であると考えております。

つきましては、質問になります。シティプロモーションに関して、SNSを活用したプロモーションをどのように考えているのかと、そしてウェブサイトとSNSに関して外部の専門家の力を借りて運用していくといった点に関してどのようにお考えか、お伺いします。

○市長（井澤邦夫君） シティプロモーションに関しては、SNSの活用は非常に有効な手段だというように私も認識しております。現在構築中の観光シティプロモーションサイトにおいても、SNSはまちの魅力発信のための重要な共有ツールと考えているところでございます。また、令和6年度からはSNSに知見の深い政策アドバイザーの助言を受けまして、広報力強化に向けて取り組んでいるところでございま

す。シティプロモーションの分野においても積極的に専門家の力を借りて、ウェブサイトやSNSを効果的に活用していきたいと考えております。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。ぜひ専門家の力をお借りして、そして最大限にそのナレッジやノウハウを吸収していただきたいと思います。

そして、このウェブサイトやSNSを発信ツールと捉えるよりもコミュニケーションツールと捉えていただいて、わざわざコメントやDMでやり取りをするというのではなくて、相手がどのようなことを求めているのか、そこをしっかりと考えながら運用していく、しっかりと発信していく、でないと情報の海にのまれてしまいますので、ぜひともニーズを捉えた発信をしていく上でしっかりと専門家の知識を吸収していただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。自分らしくいきいき暮らせるまちに関してになります。健康増進、認知症予防、フレイル予防であったり、それ以外にひきこもりの方の社会へのつながり、そして幅広い年代での交流、こういった部分を私はeスポーツがかなりサポートできるんじゃないのかと、国分寺市が抱えている課題を解決できる一つの策としてeスポーツがあるのではないのかなと考えております。ただのゲームと捉えず、フレイル予防であったり、ひきこもりの方の社会へのつながりといった部分で、こういった部分でeスポーツを市としてどのような取組を行われたりできるのか、お伺いできればと思います。

○市長（井澤邦夫君） 本市におけるフレイル対策ということについては、栄養、運動、社会参加を要として習慣化を目指し、地域での取組を推進しているところでございます。eスポーツはシニア世代のフレイル予防として、自治体や介護施設などで導入している事例が多数報告されています。本市としましても新たな取組としての効果や実施する上での留意点などを調査研究しながら、様々な選択肢を市民の方に紹介し、地域のつながりや社会参加を通してフレイル予防の取組を推進してまいりたいと思います。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。昨年に関してもeスポーツなどにおけるフレイル予防に関しては好意的な回答をいただいておりますので、前向きに御検討いただければと思います。そして、このeスポーツに関してはまちの活気といった部分にもつながってくる可能性があります。それこそ今年、日本で、札幌ドームでとあるeスポーツのゲームの大会が開かれました。こちらは主に観戦目的、見るための目的だけで動員が3万人ということで、世界中から人が集まりました。3万人を国分寺市に収容できるのかといったなかなか難しいんですけど、そういった形でまちの活気をつけていく、そしてフレイル予防であったり様々な社会課題を解決していくツールとしてこのeスポーツといった部分が一定有効であると考えられるので、ぜひともこちらも御検討いただければと思います。

それでは次に、安全・安心で快適なまちに関しての質問をさせていただきます。消防団に関してになります。直近、多くの特別公務員の報酬が見直されたかと思えます。ただ物価高騰なども続いているので、ここは一定必要な部分もあったと私も考えておりますが、自分の限りある時間を活用して活動して下さっております消防団の方々の報酬は見直されていないのかなと思います。こちらはぜひとも、実際に消防団の方々の話を聞きながら報酬の見直しなどはできないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 消防団員の報酬額につきましては統一基準というものががないため、市によって異なっております。階級別に他市と比較しても本市が高い階級もありますし、逆もあるという状況でございます。しかしながら、本市の消防団員の報酬は約30年改定されていないという状況を踏まえると、社会状況を鑑みて見直しを検討する時期に来ていると認識はしております。具体的には他市の状況等を調査研究しながら、本市に合った報酬額について研究してまいりたいと思います。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。消防団の方々は本当に自分の時間を活用されて頑張っていると思うので、そしてこれから持続可能な消防団の運営のためにもぜひともこちらの見直し、そして研究をよろしくお願いいたします。

それでは、次の項目、子どもを育み学びがつながるまちということで、GIGAスクールタブレットを活用されているかと思います。こちらは実施して時間もたっているかなと思います。こちらに関して様々な実施の検証と、そしてタブレット活用のブラッシュアップは市としてできている部分があったりしますでしょうか。今後検討している部分などありましたら伺えればと思います。

○教育長（古屋真宏君） 現行のGIGAスクール端末につきましては、導入当時の国の標準仕様を踏まえて、端末の耐久性等を総合的に考慮した上で選定したものでございますが、例えば校内で学習支援ソフトを同時に利用する際などに、画面動作に若干の遅延が見られるというような状況もございます。これに対して、次期GIGAスクール端末は国基準を上回る現行よりも高い性能を有する端末を東京都主導の共同調達によりまして確保していくこととしておりまして、学校の児童・生徒数に応じたより快適なインターネット回線の構築も含めてICT学習の環境の拡充を図ってまいりたいと考えております。次期GIGAスクール端末の導入に当たりましては、これらの環境改善とともに、授業におけるより一層の端末活用によってドリル教材や学習動画などを活用して、一人一人の理解の状況に応じて学習を進める個別最適な学びや児童・生徒間の情報の共有、共同編集、成果物の検討、再構築などの協働的な学びの充実を図られるものと考えているところでございます。

○7番（寺嶋たけし君） 承知しました。ありがとうございます。最後のほうに語っていただきました個別最適な学びができるといった部分が、このGIGAスクール端末のかなり強みになってくるかと思います。東京都主導で新しい端末を購入されるということなので、国分寺市独自でどういったことができるのかというとなかなか難しい部分もあると承知はしておりますが、そういった個別最適な学びによって今までの横並びの学習から個人個人の学習といった部分に注力できるように、そして先生方とも協力していった教育力の向上をぜひとも図っていただければと思います。

それでは、時間も限られるので次が最後の質問になるかと思います。未来につながる持続可能なまちということで、人材に関する質問を最後にさせていただきます。人材の確保、育成について、市役所は、原則としてはジョブローテーションによるゼネラリスト型の人材育成を行っているかと思います。でもそのような中で、今、複雑化していく中で、ゼネラリストでは対応がなかなか難しくなっていく中、昇進していくに当たってエキスパート職のような形も一定設けていくのも一つ方法としてはよいのかなと考えておりますが、市役所として人材育成を行っていく中で、ゼネラリストだけではなくエキスパートを育成していくということは可能でしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 土木職や建築職、そして保健師のような専門的な知識や資格を有する専門職については、市の業務で必要とされる専門的な分野で職員個々の能力を発揮してもらいたいと考えています。ただ総合職においては、市の業務というのは全般にわたる部分が多いですので、やはり総合的な判断をするに当たってはジョブローテーションを組んでいき、総合的な力をつけていただくということが基本だと私は考えております。

○7番（寺嶋たけし君） 承知しました。そのような考え方も一定あるかなと私も思いますので、それでしたら総合職というよりは専門職の幅といいますか、例えば市役所人材のほうでこのジャンルが一定弱いからこそ一定専門職が必要ではないのか、それこそデジタルに関する領域でしたり、先ほどもありました

ようにシティプロモーションの分野などで一定専門の方がいてもよいのかなと思いますので、そういった形で総合職ではなく専門職を設けて、今の市の弱みの部分をカバーするような運営も一つ手かなと思っておりますので、ぜひともそういった形での検討もいただければと思います。

以上をもちまして、私、日本維新の会、寺嶋たけしの代表質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（田中政義君） 以上で、無会派（日本維新の会）の代表質問を終わります。



○議長（田中政義君） 続きまして、無会派（日本共産党国分寺市議団）の中山議員、どうぞ。

（５番 中山こう君登壇）

○５番（中山こう君） それでは、私も時間が限られますので、早速質問に移りたいと思います。

最初に、ぶんバスの運賃値上げについて質問いたしますが、時間が12分しかありませんので、この場ではその理由の一つになっています運賃の安いぶんバスに路線バス利用客が流れている、こういう説明をしていることに絞ってお聞きます。市民からもこの理由に納得できないという声が寄せられていますが、この理由の根拠について、説明をお願いいたします。

○市長（井澤邦夫君） これについては、どこでどういう説明をされたのでしょうか。私、これだけではないと思っていますので。やはり安い運賃のところへ利用が流れているというのは確かにあると思いますが、これだけが理由ではありませんので。

○５番（中山こう君） 最初に述べたように、時間がないのでこの点についてお聞きしたいということで質問させていただいております。今、市長から答弁がありましたようにあるとは思いますが、運賃が安いぶんバスに利用客が流れていると。しかし、本当にそうなのかということは大きな疑問として残っております。そして、ぶんバスに利用客が流れているということを是正してバス会社の経営状況を改善させていく、そういった流れで地域公共交通の課題を解決していくんだと、そういったための値上げなんだということは、市民説明会で度々そういう説明もありましたのでこの場で確認させていただいております。

そこで、2002年3月に策定されている地域バス実施検討委員会の報告書があります。この委員会には西武バス、京王バス、立川バスの課長クラスの職員も参加していますが、この報告書では、地域バスはバスサービスのされていない地域への路線開設を前提とするとあります。また、ぶんバスの新規ルートを開設する際に、公募市民として参加されていた方からは、市が提案したルート案に対して、バス事業者の委員から「ルートが重なっています」などの指摘があり、既存バス路線と重なるルート設定はできなかったとお聞きしています。この報告書の前提や元公募市民から私がお聞きしたことを考えれば、運賃の安いぶんバスに路線バス利用客が流れているということはほとんど考えられないんだと思いますが、この前提はなくなっていると理解してよろしいのでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 運賃値上げをするに当たっての理由ではありません。そういう事象が発生しているということはあるかと思います。全く重なっていないわけではありませんし、違うルートでも目的地に向かってぶんバスを使われるという市民の方もいらっしゃると思いますので、従来なかった路線に、ぶんバスが通ることによって流れているということはあるかと思います。

○５番（中山こう君） この間、市民説明会で市民に説明していることとは違う答弁が今、市長から出ました。値上げの理由ではないと、今、答弁されたことに私はとても驚いています。運賃の値上げのことについては、市民的には市報で知らされてから1週間後に値上げを決められてしまった。そして市民説明会

にはたくさんの方が参加され、私も聞いていましたけども反対の意見しか出なかった、そういった中で値上げを強行したわけです。その説明会の中では、ぶんバスに利用客が流れているという説明は繰り返しありました。しかし、今、市長から値上げの理由ではないということですので、この問題はまた適切な場で取り上げていきたいと思います。

次に、施政方針の中にあるぶんバスのことで、値上げしたことによる増収分を運転士の処遇改善に再分配していくということについてもお聞きしようと思っていましたが、午前中の星議員の質問で決算時というような答弁もありましたので、ここで質問することはやめておきます。ただ、どのように処遇改善につなげていくのか、その点は私も重要で大切な視点だと思っていますので、それは適切な場でまた確認していきたいと思います。

次に、物価高騰の中での市独自の支援事業について質問いたします。施政方針では物価高騰という文言が出てくるのは24ページの1か所だけです。ガソリン代や食料品の高騰など、今日の物価高騰が暮らしや営業に与える影響について、何ら施政方針に記載がないことに私は驚いています。事前に確認しましたが、昨年末に国から新たに国分寺市に交付された臨時交付金は約1億7,000万円で、このうち4,400万円は新年度の街灯・道路照明灯などのLED化事業と市民の防犯対策用品購入補助に充てていますが、残りの1億3,000万円については、昨年12月から今月まで実施しているぶんじ地域応援商品券事業に充当してしまったということであります。そのため、生活や営業を直接的に支援する新規の事業の具体化はないという状況です。私は、今日のこの物価高騰に鑑みれば、新規の支援事業を早急に具体化するべきだと思います。こんなにも市民が苦しい状況に追い込まれている中で、なぜ市独自の暮らしと営業への支援事業の具体化がないのでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） これまでも地方創生臨時交付金を活用しながら物価高騰の影響を受ける低所得世帯への支援給付を実施するとともに、事業者に対する電気・ガス価格高騰支援やガソリン価格高騰支援、農業者に対する肥料・燃料等購入支援など様々な支援を講じてまいりました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加分については、令和7年3月中の給付開始に向けて準備を進めている住民税非課税世帯給付金・子ども加算給付金や、令和6年度に実施した二次元コード付きカード型地域応援商品券事業、令和7年度当初予算の住まいの防犯用品購入費補助事業、そしてまた街灯・道路照明灯のLED化事業への活用を予定しているところでございます。引き続き情報収集を進めるとともに、必要に応じて支援策を検討してまいりたいと思います。

○5番（中山こう君） これまで取り組まれていることは承知しておりますけども、最後にありました必要に応じて支援策を検討していくということについてですが、私は今の物価高の状況を見れば、物価高によって市民の暮らしも、そして営業も非常に厳しい状況に追い込まれていると。こういった中で、昨年末、国は自治体がほぼ自由に使える交付金1億7,000万円を出したわけで、そのうちの1億3,000万円は既に事業化されている事業に充当してしまったと。そうではなくて、ここで今、新たな支援事業が必要ではないかと私は思うんですが、その点、改めて市長はいかがお考えか、お願いします。

○市長（井澤邦夫君） 引き続き情報収集を進めて、必要に応じて支援策を講じてまいりたいと思います。

○5番（中山こう君） 市長は、先ほど物価高の影響は市民にあると答弁されていましたが、その厳しさについて、市長はどのように認識されているのでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） どのように認識しているかという御質問の意味がよく分かりません。どのように答えればいいのでしょうか。

○5番（中山ごう君） 失礼しました。新たな独自の支援策が私は必要だと思って、この短い時間で繰り返し質問しているわけです。それぐらいに、暮らしていく上でも、営業を続ける上でも物価高が悪影響を及ぼしていると、そこに支援をしていく、そのための昨年末の国の臨時交付金だと私は理解していますが、その点、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 繰り返しになりますけれども、必要に応じて支援策を検討していくという姿勢でございます。

○5番（中山ごう君） それが今だと私は述べているわけです。狛江市では、この2月から独自の事業者支援、業種を絞らない事業者支援をしています。昨年4月以降の任意の月の電気料金及びガス料金の40%の金額に6か月を乗じた金額を、上限金額はありますが支給している。これは一例ですけども、他の自治体で様々な事業が行われています。こういった事業を参考にさせていただいて、昨年の第1回定例会中のように最終日に新年度の補正予算（第1号）で暮らしあるいは営業に対する新規の支援事業を具体化させていただきたいと強く思いますので、この点を要望しておきます。

時間がありません。

学校給食無償化についてです。9月からとはいえ、無償化に踏み出したことは一定評価しますが、不登校の子どもたち、そして中学校では弁当持参を選択した子どもたちが無償化の対象外になっていることは早急に是正するべきだと強く思います。この4月から、西東京市が多摩地域で初めて不登校の子どもたちを無償化の対象にするということが報道されています。社会の流れは差別をなくしていく方向だと思います。昨年12月の定例会の一般質問で紹介しましたが、中学生本人から不公平という声、また保護者から差別、分断、格差という声が上がっている中で、こういった声を受け止めて、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」をした井澤市長としては、東京都の補助範囲を超えて無償化の対象を広げるという決断をしていただきたいと思います。

そして、最後にPFAS対策について、過去に市民団体が実施した血液検査でPFASの平均血中濃度が国分寺市民は高いという結果でした。また、全国で深刻な実態が明らかになる中で、市民の不安は募る一方です。血液検査は、市民がPFASにどれだけ暴露しているのかを知るための検査です。それは環境汚染問題として対策を考えていく上での初歩的なデータであり、必要なデータです。にもかかわらず積極的に動かない国、東京都をはじめ井澤市長も含めて、この間の姿勢は、PFAS汚染問題に対して環境問題として真剣に早急に取り組む姿勢ではないと言わざるを得ません。市として血液検査を実施すること、また東京都に血液検査の実施を求めていくことを強く要望いたしまして代表質問を終わります。

○議長（田中政義君） 以上で、無会派（日本共産党国分寺市議団）の代表質問を終わります。



○議長（田中政義君） 続きまして、無会派の木村議員、どうぞ。

（6番 木村 徳君登壇）

○6番（木村 徳君） それでは、最後になります。私も時間が大変限られておりますので、早速質問させていただきます。

まず、1点目といたしましては、これは一般質問等でも常に折を見て触れております財政問題についてです。昨年9月に令和5年度の決算が出まして、8億数千万円のふるさと納税の流出ということが確認されました。令和6年度は年度中ですのでまだ分かりませんが、恐らくこれから提案される令和7年度の予算の中では、いよいよ大台である10億円を超えるような流出を見込んでいるのではないかなと思って

おります。いよいよ市財政としても看過できない状況になる一方、今、ちょうどまさに国会の中で直近の問題として、いわゆる103万円の壁ということも議論されております。これは市税収入にも大変大きな影響を及ぼすとも言われておりまして、目的は、国民民主党のほうで手取りを増やすということをおっしゃられているようでありますけれども、市財政への影響というものもその裏側で見なければいけない、この双方で大変大きな市としての問題を抱えてしまう、すなわち市民に対して様々、いよいよ来年度から始まります第2次国分寺市総合ビジョンの各実行計画を実施するための財源にも影響を及ぼしていくのではないかと、このように懸念しておりまして、その点、市としてどのようにそういった問題点に対して臨んでいくのかということをお伺いしたいと思います。

○市長（井澤邦夫君） ふるさと納税については、私、一貫して反対の立場であります。今回、令和7年度当初予算においては、流出額が10億円を超えて10億5,000万円と見込んでおります。多分今年度も、令和6年度もそれに近い額が流出した結果になるのではないかと懸念しております。この金額は非常に市財政において影響は大きくて、毎年増加しているという状況は看過できない状況であります。10億円あればいろいろな施策が打てるわけでありまして。先ほどお話があったような施策も10億円あれば随分打てます。ただこういうものが流出してしまっているということに対して、なかなか市民の方への広報は難しい状況であります。ふるさと納税はしないしてほしいというのが本音でありますけれども、その流出額についてはお知らせをし、ある程度抑制を図っていただきたいというようなお願いは婉曲的にはやっていますがなかなかできないということでありまして、非常に厳しい状況であります。

また、今、国における103万円の壁、これも地方のことを本当に議論してもらっているのかということを考えます。我々地方自治体にとっては非常に大きな影響があると思っておりますので、この辺は国だけではなくて地方のことをもっと、また特に区部ではなくて市部のことをしっかりと考えていただきたいということを私はお願いしたいと思っています。ですから、これらのことについて、ほかの事業に振り向けられる財源がなくなっているということについては、ぜひ市民の方々によく知っていただき、またそのことを多くの方に伝えていただければと思っています。小学校の施設整備における工事費の支出額に相当するような金額ですから、しっかりとこの辺は引き続き反対していきたいと思っています。

○6番（木村 徳君） 分かりました。いつときの返礼品に惑わされることなく、そのお金が流出しなければ様々な公共的なサービスとして市民の皆さんに還元されるということを、ぜひより一層広報していただければと存じます。

それでは、続きまして、人材育成に関わって、21ページには生成AIの活用が触れられております。もちろんこれは技術革新の中で大いに活用していただければと思いますし、その結果、業務の効率化はなし得るんだろうと思いますけれども、生成AIの苦手な分野としてはいわゆるイノベーション、ゼロから、無から有を生み出すということは苦手としているわけです。でもそれは人間はできるわけで、市の職員の方々、すなわち人材育成の一つの柱としてはそういったイノベーションというような生成AIができない部分でしっかりと創造していただきたいということをぜひとも求めたいと思いますが、その辺の人材育成に関する考え方はいかがでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） おっしゃるように生成AIは、これまでのデジタルツールを超えた領域で業務を補完する一つの道具であるというように認識しています。今の御指摘のとおりイノベーションを起こすのはあくまで人でありまして、人材育成の考え方としましては、生成AIなどの最新技術を適切に活用する力や、高いアンテナを張り情報収集や情報分析を行い、豊かな発想力を備えた人材が必要であると考え

ております。一人一人がバランス感覚を持って主体的に行動できる創造性にあふれた職員の育成に、引き続き努めてまいりたいと思います。

○6番（木村 徳君） 我々議員も他市の先進事例などを参考にして、それを基に議会で議論するような場面というのは大変多くありますけども、それだけでは単なるまねで終わってしまって、参考にした自治体を超えることはできない。横並びを目指すのであればそれだけで完結する話なんでしょうけども、より一歩先んじて国分寺市がほかの市に比べても評価いただけるような、そうした自治体に成長していくためにはイノベーションというものは欠くことのできない要素だと思いますので、ぜひその視点を持って引き続きの人材育成に取り組んでいただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ここまでで3分の2です。では、あと1問かな。

個別の案件に関しては、基本、予算特別委員会のほうで御質疑させていただければと存じますが、代表質問は私で9人目です。これまでの8人の方が触れられていなかった部分で一点だけ、最後にお尋ねいたします。19ページのLED化事業に関わってお尋ねしたいと思っております。こちらの施政方針にも述べられておりますとおり幹線道路のLED化は完了したと、これから生活道路だということではあるんですが、一方で、我が国日本も批准しております水銀に関する水俣条約というものがあまして、これは2027年末までに蛍光灯の製造及び輸出入は禁止だということがうたわれております。もちろんこれは国分寺市もということで、それを考えると、新年度の4月を起点にしますとあと2年9か月ぐらいしかないわけです。これから生活道路のLED化に取り組むということになりますと、市道の総延長が二百数十キロありますので、多分幹線道路だけが完了したということになると、恐らく200キロ以上はまだ残っているのかなと。もちろんそれだけではなくて、各公共施設もまだLED化は完了していないわけですので、2年9か月という非常に限られた中で、これは有無を言わず製造禁止になりますので、在庫がなくなった瞬間から道路の防犯灯なども蛍光灯の交換ができなくなってしまうと、これは道路の安全、防犯等も含めて非常に大きな問題になろうかと思っております。施政方針では生活道路についてはこれから取りかかるという趣旨の言葉ですけども、2年9か月後に問題が起きないようにぜひ最大限スピードアップしていただいて、スピードアップをすることによって、ここにも書かれております電気使用量や環境への配慮というものにも資するわけですので、タイムリミットがあるという観点を含めて、一言御答弁いただけますでしょうか。

○市長（井澤邦夫君） 今、御指摘のように2027年には蛍光灯ランプの製造が廃止されるということになります。今現在でも、当市においては蛍光灯の照明灯が球切れを起こしたときにはLEDに変えているという状況でありまして、これから生活道路のほうに進めてまいりますけれども、蛍光灯よりはより高い金額になりますので、財政の状況も鑑みながらLED化をどの程度進めていけるか、しっかりと検討してまいりたいと思っております。いずれにしても最終的には早期にLED化を100%していくという目標を掲げて、あとはスケジュールをどう組んでいくかということで進めてまいりたいと思います。

○6番（木村 徳君） 分かりました。今日の代表質問の中でも市内の犯罪の問題などが取り上げられてきているところでありますし、先ほど申し上げたように防犯灯というような呼び方もされるものでもあります。これが2027年を超えて2028年を迎えたらもうあとは在庫のみになってしまって、球切れになってしまえば交換しようと思ってももう在庫がありませんといったら、そのときにLED化しようとしても時間がかかってしまって、しばらくの間は道路が暗がりになってしまうというのは非常に市民を危険にさらしてしまうおそれがありますので、これは喫緊の課題であるということで、この限られた時間の中でこれを

最後に取り上げさせていただきましたので、ぜひスピーディーな取組をお願いさせていただきまして、私の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（田中政義君） 以上で、無会派の代表質問を終わります。

これをもちまして、代表質問を終わります。



○議長（田中政義君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査等のため2月24日から3月24日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、2月24日から3月24日まで休会することと決しました。

なお、次の本会議は3月25日火曜日、議会運営委員会閉会後に開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時19分散会

3 月 25 日 （ 火 ）

（ 第 3 日 ）

令和7年国分寺市議会第1回定例会会議録

令和7年3月25日（火）

○出席議員（22人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
9番	松岡	まり	10番	高瀬	かおる
11番	森田	たかし	12番	丸山	哲平
13番	尾沢	しゅう	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	及川	妙子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	田中	政義	22番	新海	栄一

○出席説明員

市	長	井澤邦夫	副市	長	橋本正之
副市	長	塩野目龍一			
政策部	長	沢柳和彦	公共施設マネジメント担当部長		細川啓明
総務部	長	宮本学	市民生活部長		杉本守啓
健康部	長	新井宏伸	福祉部長		玉井理加
子ども家庭部	長	石丸明子	まちづくり部長		加藤政幸
建設環境部	長	島崎進一	秘書課長		佐藤久美子
会計管理者心得		野中美由貴			
教育部	長	古屋真宏	教育部長		日高久善

○議会事務局出席職員

局	長	伊藤	寿一
次	長	清水	昭策

○議事日程

第 1	議案第26号	令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）	
第 2	議案第27号	令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号）	
第 3	議案第12号	国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	
第 4	議案第13号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
第 5	議案第14号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
第 6	議案第15号	国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	
第 7	議案第16号	国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	
第 8	議案第17号	国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	
第 9	議案第 8 号	令和 6 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
第10	議案第 9 号	令和 6 年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	
第11	議案第18号	国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〔審 査 報 告〕
第12	議案第19号	国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
第13	議案第20号	国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	
第14	議案第10号	令和 6 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	
第15	議案第21号	国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について	
第16	議案第22号	国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	
第17	議案第23号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について	
第18	議案第24号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について	
第19	陳情第 6－3 号	国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情	
第20	議案第11号	国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について	

- | | | |
|-----|---------|----------------------------|
| 第21 | 議案第 6 号 | 専決処分について |
| 第22 | 議案第 7 号 | 令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第11号） |
| 第23 | 議案第26号 | 令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第12号） |
| 第24 | 議案第 1 号 | 令和 7 年度国分寺市一般会計予算 |
| 第25 | 議案第 2 号 | 令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算 |
| 第26 | 議案第 4 号 | 令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第27 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度国分寺市下水道事業会計予算 |
| 第28 | 議案第 3 号 | 令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計予算 |
| 第29 | 議案第27号 | 令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第30 | | 閉会中の継続審査について |
| 第31 | | 議員派遣について |

午前 9 時 44 分開議

○議長（田中政義君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 22 人です。

これより本日の会議を開きます。



○議長（田中政義君） この際、御報告いたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。



日程第 1 議案第 26 号 令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第 12 号）

日程第 2 議案第 27 号 令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（田中政義君） 日程第 1、議案第 26 号及び日程第 2、議案第 27 号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） おはようございます。それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第 26 号。

本案は、街路事業について、年度内に事業が完了しないため、繰越明許費を追加で設定いたしたいというものでございます。

議案第 27 号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,026 万 3,000 円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ 606 億 8,435 万 2,000 円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、新しい地方経済・生活環境創生交付金 3,800 万円の増額を行い、歳出においては、防災・罹災対策に要する経費 8,028 万 9,000 円の増額を行いたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政義君） これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第 1、議案第 26 号及び日程第 2、議案第 27 号は補正予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 26 号及び日程第 2、議案第 27 号は補正予算審査特別委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 47 分休憩

午後 1 時 31 分再開

○議長（田中政義君） それでは、会議を再開いたします。



日程第 3 議案第 12 号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について

(審査報告)

○議長（田中政義君） 日程第3、議案第12号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

(12番 丸山哲平君登壇)

○総務委員長（丸山哲平君） 議案第12号、国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、市長の事務部局等の職員に係る定数を改めるため、条例の一部を改正したいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第13号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第4、議案第13号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

(12番 丸山哲平君登壇)

○総務委員長（丸山哲平君） 議案第13号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、超過勤務の免除の見直し等を行うため、条例の一部を改正したいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(田中政義君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(審査報告)

○議長(田中政義君) 日程第5、議案第14号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

(12番 丸山哲平君登壇)

○総務委員長(丸山哲平君) 議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、東京都に準じた扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の改定等を行うため、条例の一部を改正したいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(田中政義君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(田中政義君) 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(田中政義君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第15号 国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例について(審査報告)

○議長(田中政義君) 日程第6、議案第15号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

(12番 丸山哲平君登壇)

○総務委員長(丸山哲平君) 議案第15号、国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、雇用保険法等の改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定を整理するため、条例の一部を改正したいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第16号 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例
及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例について（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第7、議案第16号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

（12番 丸山哲平君登壇）

○総務委員長（丸山哲平君） 議案第16号、国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等に伴い、外国旅行の旅費に係る規定を整理するため、条例の一部を改正したいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第17号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第8、議案第17号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

(12番 丸山哲平君登壇)

○総務委員長（丸山哲平君） 議案第17号、国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第8号 令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第9、議案第8号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

(5番 中山ごう君登壇)

○厚生文教委員長（中山ごう君） 議案第8号、令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額115億9,708万7,000円に歳入歳出それぞれ1,796万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ116億1,505万円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、繰入金9,800万3,000円の増額を行い、歳出においては、諸支出金1,796万3,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(田中政義君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第9号 令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算(第4号)

(審査報告)

○議長(田中政義君) 日程第10、議案第9号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

(5番 中山ごう君登壇)

○厚生文教委員長(中山ごう君) 議案第9号、令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算(第4号)について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額101億5,467万6,000円から歳入歳出それぞれ9,211万4,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ100億6,256万2,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、支払基金交付金3,206万8,000円の減額を行い、歳出においては、介護サービス給付費8,551万7,000円の減額を行うほか、介護給付費準備基金積立金3,227万4,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(田中政義君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(田中政義君) 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(田中政義君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第11 議案第18号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(審査報告)

○議長(田中政義君) 日程第11、議案第18号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

(5番 中山ごう君登壇)

○厚生文教委員長(中山ごう君) 議案第18号、国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、福祉事務所嘱託医等の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第19号 国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第12、議案第19号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○厚生文教委員長（中山ごう君） 議案第19号、国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第20号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第13、議案第20号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○厚生文教委員長（中山ごう君） 議案第20号、国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育所等との連携に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第14 議案第10号 令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）
（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第14、議案第10号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（15番 星いつろう君登壇）

○建設環境委員長（星いつろう君） 議案第10号、令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、収益的収入及び支出において、下水道事業費用2,959万4,000円の減額を行い、資本的収入及び支出において不足する額及び補填する財源の内訳を改めるとともに、下水道事業資本的収入1億4,740万円の減額、下水道事業資本的支出2億2,206万5,000円の減額を行い、企業債において限度額を改めたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第15 議案第21号 国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について

（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第15、議案第21号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（15番 星いつろう君登壇）

○建設環境委員長（星いつろう君） 議案第21号、国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、課の名称を変更するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第16 議案第22号 国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第16、議案第22号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（15番 星いつろう君登壇）

○建設環境委員長（星いつろう君） 議案第22号、国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、引用条項を整理

するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君）　質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第17　議案第23号　国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について

（審査報告）

○議長（田中政義君）　日程第17、議案第23号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（15番　星いつろう君登壇）

○建設環境委員長（星いつろう君）　議案第23号、国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、建築基準法等の改正に伴い、事務手数料に関する規定を準備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君）　質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第18　議案第24号　国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について（審

査報告）

○議長（田中政義君）　日程第18、議案第24号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

(15番 星いつろう君登壇)

○建設環境委員長（星いつろう君） 議案第24号、国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、戸倉四丁目地内に国分寺市立戸倉みんなの公園を新設するため、条例の一部を改正したいというものでございます。

なお、審査に先立ち、審査の参考とするため現地視察を行いました。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第19 陳情第6－3号 国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を
求める陳情（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第19、陳情第6－3号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

公共施設等総合管理特別委員長。

(13番 尾沢しゅう君登壇)

○公共施設等総合管理特別委員長（尾沢しゅう君） 陳情第6－3号、国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情について、公共施設等総合管理特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本陳情は、令和6年5月14日受理、国分寺市日吉町2－28－10、国分寺市公共施設をデザインする会代表者、高塚たか子氏外連署者2人より提出されたもので、署名者数は376人です。

陳情の要旨といたしましては、現庁舎用地複合公共施設整備事業は、国分寺市現庁舎用地利活用基本計画で恋ヶ窪駅周辺のエリアの「地域振興拠点」に位置づけられ、5施設等が融合され、民間活用事業がさらなるにぎわいを創出する、地域住民だけでなく市全体の住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進、心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成等に寄与する目的の施設ができることに大変期待しています。

国分寺市現庁舎用地利活用基本計画の公表後、第1回、第2回「現庁舎用地複合公共施設ワークショップ」に参加し、また、市のホームページで公表されている資料も拝見しましたが、それに関して、配置イメージ素案では、おのおの施設の機能を十分に果たすことができるのか、従来のそれぞれの施設がこれまでのように、あるいはそれ以上に市民に貢献し、機能する施設として存在し続けるのか、残念ながら危

惧しています。

これからできる複合施設は5つの施設の融合と市サービス窓口が設置され、一つの建物に入るメリットを大いに活用し、よりよい企画・運営ができる体制になるよう、市の中心にできる、50年も100年も愛される新しい公共施設整備が市民参加型で促進されますようお願いしてまいります。

陳情事項は、1、現在、設計段階の各施設のおおの機能について十分な利用状況の検証をするとともに、複合施設の融合を実現させるためにワークショップを継続し、市民参加型の検討会を実施してください。

2、運営体制については、社会教育委員の会議や公民館運営審議会、図書館運営協議会、福祉センター利用者協議会、武道館・弓道場関係者、恋ヶ窪公民館運営サポート会議、商店会、自治会等との合同の会議体を設け、各施設の目的と融合する利点を生かせるよう、運営体制の構築をしてくださいというものでございます。

委員会では、陳情提出者補足説明会を令和6年6月14日に開催し、提出者及び連署提出者より陳情の要旨について詳細な説明を受けております。

委員会においては、調査担当より資料の詳細な説明がなされ、慎重な審査を重ねた後、採決を行いましたところ、賛成多数により、本陳情を採択すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

まず、反対討論から願います。

○4番（対馬ふみあき君） 私は自由民主党国分寺を代表いたしまして、陳情第6－3号、国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、本陳情事項の1点目につきましては、ワークショップの継続と市民参加型の検討会の実施とありますが、これまで市は丁寧な説明をしてきましたし、今後も継続すると明確に示されております。また、既に4月に市民ワークショップ、5月にはオープンハウスを予定されており、願意を十分に満たしているものと考えます。

続いて、本陳情事項の2点目につきましては、そもそも複合公共施設は市民一人一人が利用しやすい施設を目指しており、陳情者の方からも、子どもを含めた一般の個人の利用者の方たちに開かれたスペースづくりが必要と言及をいただいております。これらを踏まえますと、運営体制につきましては、施設を利用している方、利用したいと思っている方、一人一人の御意見がしっかりと届く施設運営であるべきと考えます。

他方で、陳情者の方は、運営体制のイメージについて、運営体制は団体の代表者の方をイメージしていますかという質疑をさせていただいたところ、そうなると思うとおっしゃっており、陳情者の方は運営体制について団体の代表者で構成することを願意として明確に示されております。

先ほども申し上げましたとおり、複合公共施設は一人一人の意見を大切にする運営体制が市と陳情者の方の共通認識であり、それを満たす運営体制は陳情者の方が望んでいる体制では難しいと言わざるを得ません。

以上の理由から、本陳情に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（田中政義君） 次に、賛成討論を願います。

○15番（星いつろう君） 陳情第6－3号、国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情について、採択に賛成の立場から討論をいたします。

委員会では、多摩26市における施設整備の市民参加による検討状況を調査し、立川市、武蔵野市、国立市における取組の詳細を確認いたしました。

特に注目したのは武蔵野市にある武蔵野プレイスです。私自身、平日の夜9時過ぎに、この施設の状況を見に行ってみました。若い人から年齢の高い人たちまで、卓球をしたり、勉強したり、本や雑誌を読んだり、遅い時間にもかかわらず、利用者がたくさんいることを確認してきました。

調査では、武蔵野プレイスの運用、ルールづくりが市民ワークショップによって検討されてきたことを確認しました。そこでは市民活動活性化に向けた宣伝・報告の道具として、製本機、紙折り機の導入といった事柄まで話し合いが行われています。

武蔵野プレイスのオープンは2011年7月ですが、この市民ワークショップは、その9か月前まで行われていたことも確認してきました。また、ワークショップに対しましては、行政職員も一員ということでありました。

冒頭に述べました武蔵野プレイスの活況は、こうした市民と行政との継続した議論が基盤の一つとなっていると考えております。こうした点から、本陳情が求めている市民検討会や様々な団体による運営体制に向けた協議は戸倉に予定している複合公共施設が市民にとってより有益な施設になっていくことにつながるものであると考え、賛成といたします。

○議長（田中政義君） 次に、反対討論はございますか。

○18番（久保けいこ君） 陳情第6－3号、国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情について、公明党として、反対の立場から討論をさせていただきます。

この陳情の要旨である現庁舎用地で建設予定の複合公共施設について、市の中心にできる、50年も100年も愛される新しい公共施設整備が市民参加型で促進されることを願われている、このことについては私も同じ思いであります。市民の声をお聞きし、今後の将来にわたって、市民の皆様に愛され続ける複合公共施設整備を総合的に進めていけることが大事と考えます。

しかし、その一方で、新しいこの複合公共施設については、広く市民に開かれた活用となっていくためにも、公平な立場で意見や要望を集約し、その声を精査しながら、まずは市が中心となって運営がなされ、多様なニーズにも対応していくことが大切と思うところであります。

その上で、陳情事項について様々調査する中で、陳情事項1については、市は既に市民や各種利用予定の団体等にもワークショップやアンケート等を行い、今後もオープンハウス等で丁寧に意見を聞いていく状況が確認され、願意は満たしていると考えます。

また、陳情事項2の運営体制については、利用する予定の既存の各種団体の方々はもちろんのこと、今後新しく利用される団体等、広く市民の声を公平にお聞きし、運営に反映させていくことが担保されなければならないと考えます。

以上の理由から、公明党は陳情内容につきましては反対の討論とさせていただきます。

○議長（田中政義君） 次に、賛成討論はございますか。

○1番（鈴木ちひろ君） 陳情第6－3号、国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情について、グリーンな国分寺は賛成の立場で討論いたします。

市役所跡地に建設させる複合公共施設は、一つの建物に多様な主体が入り、これまで公共施設に来る機会がなかった市民の方にもオープンな空間として、また年代などにも関係なく、たくさんの市民の居場所になることが期待されている事業です。100年先も市民に愛される公共施設になるため、市民参加型で施設づくりができるよう、また、よりよい企画・運営ができる体制になるようにと考える陳情者の方々の考えに賛同いたします。

言うまでもなく、市民の税金で建設される公共施設です。市は設計前の段階のみならず、運用までの間の進捗状況に合わせた、それぞれのタイミングで市民の意見を聞いたり、より多くの市民に関わってもらうよう促したりしていくべきです。

市は今後、オープンハウスやオンラインでの意見収集などを開始しますが、それはあくまでも補完的な位置づけとすべきではないでしょうか。多様な市民が求める施設の在り方について意見を交わし、合意形成をしていく場を継続的に設けることには私も大きな意味があると考え、継続的なワークショップや検討会の実現を求める陳情者の意見に賛同いたします。

そして、完成した後には、施設の利用者や商工会や自治会といった地域の人たちなど、立場の異なる市民が運営についてお互いの考えや意見を共有できる仕組みが必要だと思います。会議体をつくることで、多くの市民が気持ちよく使える運営体制を構築すべきという陳情者の訴えは真つ当な主張だと考え、賛成といたします。

○議長（田中政義君） 次に、反対の討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） ないですね。それでは、賛成討論はございますか。

○10番（高瀬かおる君） 陳情第6－3号、国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。

旧庁舎跡地の利活用については、公共施設マネジメントにおいても、今後あるかないかの非常に大きな事業です。特に複合公共施設については、公民館・図書館や福祉センター、生きがいセンター、また武道館や弓道場など、ここに集約される既存の施設が現状よりもさらにそれぞれの特徴を生かし、使いやすくなると同時に、複合化・多機能化により、今までにない価値を見出すことに大きな期待があります。

また、現在の新庁舎がそうであるように、中高生や幼い子ども連れの親子がゆったりと過ごしたり、学習ができる居心地のいいフリースペースが求められていると改めて感じています。

庁舎の移転が決定してから、市民アンケートやワークショップ、団体ヒアリング、さらに小・中学生アンケートなどを要所要所で実施しながら、複合公共施設としての望ましい機能を整備し、配置イメージ案が示されてきました。これからは運営についての検討が始まりますが、多くの市民とつくり上げてきた描きを、具体的に効果的に進めるための運営体制は非常に重要です。

特に複合公共施設ということでは、それぞれの目的の違う機能が入るため、陳情事項にもありますように、運営についても市民同士がしっかりと話し合い、何を大事に、どのようにしていくのがよいのか、合意を図っていく必要があります。そのことが施設をオープンした際のスムーズな運営につながり、ひいては地域の拠点として多くの人に利用していただける施設になっていくと考えます。よって、本陳情には賛成いたします。

○2番（高野ふみお君） 陳情第6－3号、国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

まず、本陳情では、2つの事項が求められておりますが、その第1項目では、ワークショップの継続と市民参加型の検討会の実施を求められております。この点については、これまでもワークショップや説明会等は開かれており、今後も予定はされていることから、現状でも努力しているとは理解をいたしますが、まだ市民との話し合いは不十分であり、そこは指摘をされております。より一層の工夫を図っていただきたいと思います。

2つ目の事項、合同の会議体を設けることによる運営体制の構築についてですが、国分寺市自治基本条例逐条解説によれば、市民の意思を市政運営に反映させていくために、参加の権利は最大限に尊重されるべきであり、正当な理由なしに、これを妨げられることがあってはならないとあり、国分寺市自治基本条例第6条には、参加と協働の推進をすべき事項として、4、重要な市の施設の設置または運営に関する方針及び計画の策定とあります。ここに列記された会議体に参加していないが参加を求める市民が含まれないのではないのかという御指摘もありましたが、それにつきましては「等」とありますので、公募市民が含まれると解釈していますので、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

以上、国分寺市自治基本条例の規定するところののっとり、国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情に賛成をいたします。

○議長（田中政義君） ほかに討論はございますか。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） それでは、以上で討論を終わります。

これより直ちに採決いたします。反対がありますので、本件は原案について挙手により採決いたします。陳情第6－3号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（田中政義君） 賛成少数。よって、本件は不採択と決しました。

————— ◇ —————

日程第20 議案第11号 国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第20、議案第11号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新庁舎建設等特別委員長。

（11番 森田たかし君登壇）

○新庁舎建設等特別委員長（森田たかし君） 議案第11号、国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について、新庁舎建設等特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、国分寺市新庁舎建設事業が完了したことに伴い、国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第21 議案第6号 専決処分について（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第21、議案第6号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

（20番 木島たかし君登壇）

○補正予算審査特別委員長（木島たかし君） 議案第6号、専決処分について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、国分寺市一般会計において、住民税非課税世帯給付金・子ども加算給付金給付事業を速やかに行うため、補正予算を編成する必要があり、令和7年1月31日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

委員会では、財政課から一括説明がなされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり承認すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。



日程第22 議案第7号 令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第22、議案第7号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

（20番 木島たかし君登壇）

○補正予算審査特別委員長（木島たかし君） 議案第7号、令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額690億6,974万9,000円に歳入歳出それぞれ7億5,984万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ698億2,959万2,000円とするとともに、債務負担行為として、次世代教育系システム導入・運用保守委託事業の変更及び2件の廃止を行い、地方債においては、新庁舎建設事業債外4件の変更を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、障害者自立支援給付負担金6,894万8,000円の増額を行い、歳出においては、障害福祉サービス等に要する経費1億3,220万円の増額を行いたいというものでございます。

本案の審査に当たりましては、財政課からの説明及び提出資料を審査の参考とし、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第23 議案第26号 令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第23、議案第26号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

（20番 木島たかし君登壇）

○補正予算審査特別委員長（木島たかし君） 議案第26号、令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、街路事業について、年度内に事業が完了しないため、繰越明許費を追加で設定いたしたいというものでございます。

委員会では、財政課より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10分程度休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時42分再開

○議長（田中政義君） それでは、会議を再開いたします。

ここで、中山議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

また、傍聴人から録音の申出があり、これを許可いたしましたので、併せて御報告いたします。



日程第24、議案第1号 令和7年度国分寺市一般会計予算（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第24、議案第1号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

(12番 丸山哲平君登壇)

○予算特別委員長（丸山哲平君） 議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算について、予算特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、2月21日開催の本会議において、予算特別委員会の設置とともに本委員会に付託されたものであり、3月7日から14日までのうち、6日間にわたり審査を行いました。

本案の審査に当たりましては、各担当からの説明及び各種提出資料を審査の参考とし、委員からは多岐にわたる質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、賛成多数により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議員の皆様におかれましては、委員会における慎重審査を踏まえ、賛否の判断を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） 委員長報告に対する質疑につきましては、申合せのとおり省略いたします。

これより討論に入ります。本案に係る討論につきましては、さきの議会運営委員会にて確認された順でお願いいたします。

最初に、自由民主党国分寺を代表しまして、鳥居議員。

○3番（鳥居あかね君） 議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算について、自由民主党国分寺を代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、長きにわたる予算編成及び今回の予算特別委員会審査に関わってこられた職員の皆様方に対し、心より感謝申し上げます。

令和7年度の一般会計予算総額は、前年度に対し30億9,722万8,000円減の605億6,408万9,000円となりました。新庁舎建設事業における工事請負費等の減を除けば過去最高の予算規模であります。基金については当初予算における財政調整基金からの取崩しはなく、公共施設整備基金からなど必要最低限の取崩しにとどめています。基金の取崩しに依存しない収支均衡型の財政体質を維持する姿勢は高く評価できます。あわせて、今後も基金の計画的な積み増しを行うことで、有事にも対応できる弾力性を備えていた

くようお願いいたします。

国分寺市の人口は増加傾向が続いており、歳入の根幹である市税収入は全体で10億8,638万9,000円増の266億2,417万2,000円を見込んでおりますが、医療、介護、子育て支援等の経費である社会保障費の増大を受けて、歳出もまた、年々増加の一途をたどっています。今後、生産年齢人口の減少によって市税収入が減少に転じる時期が来ると予想されています。国分寺市では、井澤市長の下、財政健全化を着実に進められてきました。中長期の視点を持って、さらなる行財政改革の推進をお願いいたします。

さて、分野別に歳出を見ていきますと、「子どもを育み 学びがつながるまち」では、認可保育所等への入所が待機となった児童や、その保護者を対象に、既存の保育所を活用した定期利用保育と、ベビーシッターを利用した際の利用料助成が新たな事業として実施されること、大変評価できます。ほかにも未就園児の定期的な預かり事業が始まることで、就労の有無にかかわらず、子どもを預けることができるようになり、家庭で子育てをしている保護者の方の育児不安の軽減や孤立の防止を期待できます。

また、国分寺市では、令和7年4月1日からこども家庭センターがオープンします。これにより、全ての子ども、妊産婦、子育て世帯への一体的支援が可能となり、専門職の連携による幅広いサポートが受けられることが期待できます。

その他としましては、子どもたちの学習環境充実のための小・中学校の施設整備、そして伸びやかに過ごせる学童保育所の拡充など、最大限強化いただいている点を高く評価いたします。

「活気あふれる成長のまち」では、アニメの魅力を活用した地域活性化事業が予定されています。タツノコプロのアニメキャラクターのぶんバスラッピングや、商店会と連携したスタンプラリーなど、市内事業者を巻き込んだ一大イベントとして大いに盛り上がることと思います。

また、国分寺市の魅力の一つとして挙げられる史跡武蔵国分寺跡は、令和7年度、南門地区の整備工事が完成予定となっています。約1,300年前の歴史を想起させるよう整備された史跡地は、伽藍中枢部と南門地区が一体となって見えることで視覚的に大きな広がりになることと思います。ここにVR・AR体験アプリを活用することで、市内外からの回遊性のある観光拠点として、さらに活用されることが期待されます。

「自分らしくいきいき暮らせるまち」では、健康ポイントアプリが導入されます。健康づくりに係る活動をインセンティブ化することで、市民の健康行動を促すことが期待されますので、たくさんの方に活用していただきたいと思います。

令和7年度は原爆投下及び終戦から80年の節目となる年です。市として、さらなる平和への意識醸成を図るようお願いいたします。

「安全・安心で快適なまち」では、住まいの防犯用品購入費の補助を創設されたことは特筆すべき点であると考えます。安全な生活環境を確保するために、住まいの防犯対策を強化することはとても重要だと考えます。

また、他市に先んじて導入した防災アプリについては、防災行政無線の放送内容や避難所の混雑状況など、発災時に必要となる情報を一元的に集約し、さらにその情報を日本語だけでなく、英語でも入手できるものとなっており、外国人も含めた、より多くの市民に利用してもらえよう、積極的にアピールしていただければと思います。

「未来につながる持続可能なまち」では、恋ヶ窪駅周辺のにぎわい創出について、旧庁舎用地の利活用は、とりわけ市民の関心の高い事業となっています。令和7年度中には事業者が決定され、令和10年度ま

でに工事が実施、完了されるスピード感を持った計画となっております。未来につながる事業者選定をお願いいたします。

令和7年1月から新庁舎が供用開始となりました。新庁舎建設という大きな決断を的確な時期に行ったことで、現在の新庁舎があると言えます。機を捉えた決断力を高く評価いたします。

また、市民の利便性向上と行政業務の効率化のため、デジタル時代に即した行政サービスが求められています。新庁舎移転に伴うデジタル行政の推進も高く評価いたします。今後の施策として、行かない市役所、書かない市役所を掲げていますが、行政手続のオンライン申請で、より便利に、また業務効率化によりスピーディーに対応していくとのこと、大変期待しております。

このほか、西国分寺駅北口駅前エリアの整備、国分寺駅南口の再整備、都市農業の振興、インクルーシブな視点での黒鐘公園の整備、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組、ぶんバスの持続可能な運営等、多岐にわたる事業が期待されるところであります。着実に適切に実行されることをお願いいたします。

以上、主要施策の概要と評価を述べさせていただきましたが、本予算は現在の国分寺市が直面している諸課題に対し、全体のバランスを考えた、充実した予算であると高く評価いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（田中政義君） 続きまして、立憲・市民フォーラムを代表しまして、及川議員。

○16番（及川妙子君） 立憲・市民フォーラムの及川妙子です。議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算に対して賛成の立場で討論いたします。

まず初めに、資料作成などに当たられた職員の皆様に感謝と敬意を表します。ありがとうございました。

さて、令和7年度国分寺市一般会計予算につきましては、予算規模605億6,408万9,000円で、対前年度比約31億円減となったものの、前年度に完成した市庁舎の建設工事費の皆減を除くと過去最大規模となりました。人件費や扶助費の増加に加え、エネルギーや食料品価格等の物価高騰や、ふるさと納税による多額の市税流出が予想される厳しい状況にあっても、財政調整基金を取り崩すことのない収支均衡予算を編成したことは一定評価いたします。

昨年度は市制施行60周年記念行事や新庁舎の移転など大きな事業がありましたが、今年度はまた新たに第2次国分寺市総合ビジョンが始まり、次のステージへの第一歩となる節目の年であります。全国的には少子・高齢化が進行していますが、当市においては緩やかな人口増加が引き続き見込まれます。しかしながら、今後、確実に生産年齢人口の減少が見込まれる中、先行きの不透明感を払拭できず、予断の許されない状況が続くことは必至であります。

予算全体としては、財政フレーム上では基金の取崩しが見込まれるものの、財政調整基金30億円、公共施設整備基金20億円は堅持される見込みですが、災害等、予想のつかない事態が起こり得る昨今は、引き続きの警戒が必要です。

加えて、金利上昇の局面に入り、市債の償還額も増えている中、基金残高と地方債残高を常に念頭に置きつつ、バランスの取れた資金運用を求める意見も多くありました。今後、旧庁舎用地での複合公共施設と民間施設の建設やリサイクルセンターの建設など大型事業が予定されていますが、近年、他自治体では公共施設建設において、人件費や資材の高騰による入札不調などが相次いでいます。このことを他山の石として、当市としては着実に建設が進むように希望いたします。

引き続き経常収支比率が高止まりしている中、限られた予算をいかに有効かつ効果的に使うか、各自治体の真価が問われています。新庁舎に移ったことをプラスに捉え、最少の経費で最大のサービスが市民に

提供できるように期待しています。

個別の事業について、少し触れておきたいと思います。

教育費において、GIGAタブレット端末が共同購入により1台当たり9,000円の減額で総額9,000万円減額されたことは評価いたします。今後の有効な活用をお願いいたします。

包括施設管理業務委託については、そのことで現場での修理や改善が遅くなることのないように要望いたします。

中学校部活動の地域移行については、保護者の負担増とならないように、また、指導者発掘など、円滑に進むようお願いいたします。

国分寺市の歌のレコードが残っていることについては、有効な販売や活用を求めます。

市長へのメールへの返信については、ぜひメールで返信できるように、要綱の改正をお願いいたします。

戸籍への振り仮名記載については、ホームページ上での市民への周知をお願いいたします。

要配慮者の個別避難計画については、新年度も継続して取り組むことが確認できたので、当事者団体とも情報共有して進めていただきたいと思います。

児童発達支援事業所については、民間で6か所あります。児童発達支援センターつくしんぼは各事業所への情報提供や研修の実施などでリーダーシップを発揮していただくことを要望します。

ファミリー・サポート・センター事業については、4月より親子ひろばとセットで民間委託しますが、デジタル化を求める声や報酬について課題があります。今後、検討していただきたいと思います。

保育所の待機児童については、新たにベビーシッター制度の利用と定額利用保育を行っていただけることは評価いたしますが、最終的な待機児童はもとより、保留者に対して、より多くの選択肢があるような対策を求めています。

自殺対策について、当市では昨年までの5年間で101名の方が自死により亡くなっています。相談窓口の充実やゲートキーパー養成講座の対象拡大などお願いします。

子宮頸がんワクチンについては、包括的性教育も併せて実施していただきたいと思います。また、おたふく風邪ワクチンの定期接種についても、引き続き検討をお願いいたします。

PFASについては、水の安全対策の観点から、さらに踏み込んだ対応を求めます。

ごみ関係については、当市は3年連続、多摩26市でのリサイクル率が1位なので、そのことを市民にもっとアピールしていただきたいと思います。

ぶんバスについては、市民説明会の意見を地域公共交通会議に文書では伝えていないことが分かりました。また200円の根拠も曖昧です。これからでも市民に丁寧に説明していただきたいと思います。

国分寺駅北口のデジタルサイネージについて、減額になったことは評価できますが、そもそものその必要性については疑問が残ります。

民設民営学童保育所が2年連続で新たに設置できていません。原因を究明して対応していただきたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政義君） 続きまして、国分寺・生活者ネットワークを代表して、松岡議員。

○9番（松岡まり君） 議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算について、国分寺・生活者ネットワークを代表しまして、賛成の立場で討論いたします。

初めに、委員会審査のために、資料作成や準備等に当たられた職員の皆様の御尽力に心より感謝いたし

ます。ありがとうございました。

令和7年度一般会計予算は605億6,409万円となり、新庁舎の建設に係る事業費を除くと過去最大の予算規模となりました。

歳入のうち、市税全体では4.3%増の約266億円が見込まれていますが、今後の人口動態や扶助費が年々増大している現状を注視していく必要があります。特に物価の高騰が続いていることもあり、ひとり親世帯や単身高齢者、非正規雇用の女性など社会的に弱い立場にある市民の暮らしぶりを把握し、誰もが自分らしく安心して生きるための必要な支援を講じるよう求めます。

財政フレームについては、新たに令和12年度を含めた推計が示されましたが、（仮称）リサイクルセンター建設事業では、令和12年度に約25億6,000万円もの借入れが想定されるなど、大型事業の進行管理と見える化が重要と考えます。人件費や資材の高騰に加え、近年の金利の変動は大きく、地方債借入れに際しては、個々の事業を精査し、慎重に見極めていくとの答弁でした。

今後、職員退職手当基金を除く基金残高は、令和12年度には約56億円にまで減少する一方で、市債の未償還額はさらに増加すると考えられます。将来にツケを回さないよう、基金と地方債のバランスを考慮した財政運営を求めます。

続きまして、個別事業について、何点か申し上げます。

市民活動団体支援についてです。令和6年度も提案型協働事業250万円の債務負担を組んでいたにもかかわらず、市民から手が挙がらなかったことを非常に残念に思います。市民団体に意欲がないのではなく、事前相談や打合せ等、全て平日の日中のみであることなど、申請の仕組みに課題があるものと考えます。仕事をしながらでも市と協働事業をしていきたいというニーズに応え、新規事業を検討することは市にとっても有益なことです。今後は課題を改善し、しっかりと進めていただけるよう求めます。

認知症についてです。新規事業の認知症予防普及啓発事業は、講演会とあたまの健康チェックを実施するものです。あたまの健康チェックは認知機能の評価であって、認知症の診断に用いるスケールではないとのことですが、翌年以降、認知症検診を実施することが都の補助要件となっています。受けた後に不安を抱える方もいらっしゃるかもしれません。適切なフォローと、参加しやすく、予防に期待できるプログラムの提供が必要と考えます。あわせて、認知症になったとしても、自分らしく希望を持って暮らせるよう、人に寛容なまちづくりを進めるよう求めます。

医療的ケア児の支援についてです。市立保育園において、入所する医療的ケア児の増加により、看護師の配置に要する費用を増額しています。また、学童保育所においても、初めて看護師を派遣する経費が計上され、入学や入所のための体制整備が進んでいることが分かりました。特に令和2年度から国分寺市医療的ケア児支援関係者会議を開催し、医療的ケア児コーディネーターを中心に、担当課が当事者に寄り添いながら、安心して通える環境を整えてこられたことは、どれほど当事者にとって心強く安心だろうかと思います。医療的ケアが必要な子どもは少数かもしれませんが、適切な支援を受けながら、どこにいても地域の一員として学び、暮らしていけるよう、引き続き対応をよろしく願いいたします。

産後ケアについて、来年度から助産師が訪問するアウトリーチ型の支援が始まります。今年度途中から受入れ事業者が拡大され、来年度からはさらに追加されとのこと。また、かねてから利用者のハードルになっていた事前の面談予約や申請については、来年度から電子申請が可能となることを確認しました。ニーズに対する供給が追いついていない状況の中、利用者の使いやすさを向上させ、受入れ事業者との丁寧なやり取りを行っていただいているとのこと。拡充後も引き続き注視していただきたいと思います。

と思います。

予防接種健康被害救済制度についてです。来年度当初予算としては新規となる国分寺市予防接種健康被害調査委員会委員の報酬とコロナワクチンの特例臨時接種の健康被害に対する給付金の医療費、医療手当が計上されています。国だけでなく、市の状況を見ても、新型コロナワクチンは副反応の強いものであったと考えざるを得ません。今後も新規でこの制度への申請をされたい方が出てくる可能性も考えているのですが、必要書類が多く、煩雑で負担のかかる申請制度であるとのこと。申請されたい方や通院されている方に丁寧に寄り添うとともに、今後も注視していただきたいと要望します。

空間放射線量測定についてです。2011年の福島第一原子力発電所事故以来、測定頻度は見直しながらも継続していた空間放射線量測定を休止することになり、非常に残念です。大気や水は目に見えないだけに、たとえ数値が変わらなくても、その変化を知るために調査を継続する意義があります。今後、メーカーと相談しながらメンテナンスをし、貸出しは継続するとのことですが、メンテナンスするならば、完全にやめてしまう必要はなかったのではないのでしょうか、疑問が残ります。

ぶんバスについてです。昨年の市民説明会では、今回の運賃値上げの主な理由について、根拠など、納得のいく説明が得られなかったという市民の声が多数寄せられています。市民説明会の段階で、現在の6路線を継続的に維持するためには人材を確保する必要があり、そのためにやむを得ない運賃の値上げであると、まず、その点への理解を市民に求めるべきだったと考えます。説明が十分でなかったために、一部の市民の方たちに、市は値上げありきで拙速に進めているという行政への不信感を与えてしまったことに対して、反省すべき点が大いにあったと考えます。現事業者撤退の期限が迫る中で、時間軸に猶予がなかった点は理解しますが、今後、市民との対話や説明の際には、より一層丁寧に理解を求める姿勢で臨んでいただきたいと要望します。

また、今回の100円から200円への値上げは、この物価高騰が続く中で、利用している市民にとっては大きな負担増となります。質疑の中でも要望しましたが、特に無料塾に通う中学生のいる生活困窮家庭への支援について、早急な対応を求めます。

国3・2・8号線の暫定開放に伴う安全確保についてです。国3・2・8号線が市役所通りまで暫定開放されたことにより、地域の交通網に変化が起きています。特に国分寺九小入口の交差点では、信号機がなくなり、横断歩道も片側のみとなりました。道路にペイントが施され、カーブミラーが設置されたことを確認していますが、これまでとは大きく変わってしまった交差点であるだけに、安全性には十分に配慮し、広く注意喚起するよう求めます。

不登校支援、トライルームについてです。質疑の中で、教育総合相談支援担当の月額会計年度任用職員を新たに1名増員し、週3回、トライルームで子どもたちの支援に当たることや、トライルームほんだが令和7年度から金曜午前中も開室すること、また、今年度から配置されている不登校巡回指導教員が継続した家庭訪問により効果を上げていることが確認できました。拡充されるトライルームが、より使いやすい場所となるよう、学習面のサポートだけでなく、居心地のよい雰囲気づくりにも気を配り、また、今後、昼食費等の補助の検討も求めます。

特別支援教育に要する経費について、時間額会計年度任用職員報酬を令和6年度当初予算よりも約2,000万円増とし、処遇改善が図られました。特別支援を必要とする子どもたちの増加傾向が続く中で、クラスアシスタントやサポート教室支援員、インクルーシブ教育支援員など、様々な職種の方たちが教員や子どもたちを支えています。こうした職員の方たちと共に、「チーム学校」として子どもを真ん中に置

いた支援体制づくりを推進できるよう、教育委員会が各校をしっかりとサポートするよう要望します。

また、不登校児童・生徒の増加がこれ以上進まないようにするためにも、困り事を抱えながら学校に通っている子どもたちに対し、学習等の支援の視点を持った学校運営を求めます。

中学校給食についてです。今年度、この在り方を検討する委員会が庁内で立ち上げられましたが、来年度は、栄養士や学校給食に詳しい識見の方を含めた7名の委員となり、市民参加もできる形での開催を検討されると確認しました。給食を食べる当事者である中学生の意見を取り入れていくことは、子どもの声を聞く観点からも大変重要であり、その聞き方をどうしていくかは委員会で決めていくとのこと。柔軟で率直な意見を聞く姿勢を持ち、進めていっていただきたいと思います。

以上、何点か指摘させていただきました。本年1月には新庁舎の供用がスタートしましたが、令和7年度は様々な機能強化した庁舎の特徴を最大限に生かした新たな取組と検証が重要と考えます。この機をチャンスと捉え、働きやすい職場環境の整備と市民サービスの向上に資する実践を求め、賛成の討論いたします。

○議長（田中政義君） 続きまして、公明党を代表して、はぎの議員。

○19番（はぎの英輔君） 議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算に対して、公明党を代表して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずは職員の皆様に対して、予算編成作業、また委員会審査のための資料作成などに御尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。新庁舎移転準備と並行して、様々な対応に追われる中での予算編成作業は、かつてない大変さがあったのではないかと思います。また、7日間に限られた期間での予算特別委員会を的確な采配で進行していただいた丸山委員長と星副委員長にも、併せて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そのような中で編成された令和7年度の予算ですが、ゼロベースからの見直しを徹底した上で、真に必要な経費計上に努め、編成された予算になったものであると、総合的に高く評価をします。

このたび示された令和7年度の予算規模は、一般会計605億6,408万9,000円が計上され、対前年度比で30億9,722万8,000円、4.9%の減額であるものの、新庁舎建設工事費の皆減を除くと、過去最大の規模となりました。一方、財政調整基金を取り崩すことなく収支均衡型の予算となっていること、また、将来に課題を先送りすることなく、市民生活を守るために様々な施策を推進されることを高く評価いたします。

市税収入においては、個人市民税の個人所得や納税義務者の増加などで、前年度より10億円以上の増額が見込まれております。しかし、ふるさと納税の当市における税収流出額は年々増加しており、令和7年度は約10億5,000万円の流出が見込まれており、令和12年度は約15億5,000万円まで増加するとの推計とのことで、これまで以上に危機感を持った対応が必要と考えます。財政力指数の3年平均が1を超える努力をしているにもかかわらず、不交付団体がゆえに、ふるさと納税による減収への国からの補填がない本市の厳しい状況が市民に伝わり、御理解と御協力をいただけるような広報のさらなる取組を求めます。

年々上昇傾向の経常収支比率は、人件費や、特に扶助費の増加によるものですが、増え続ける扶助費は注視する必要があり、経常収支比率の抑制の取組を求めます。今後、旧庁舎用地利活用や（仮称）リサイクルセンター建設事業などの大きな事業も控えていることから、金利の上昇や地方債の借入れの動向をしっかりと見ながら、変化の激しい時代に対応できる持続可能な財政運営に取り組んでいただくことを求めます。

歳出では、住まいの防犯用品購入費に対する補助に係る経費、胃がん検診検査内容拡充のための経費、

未就園児の定期的な預かり事業や定期利用保育事業に要する経費など、市民生活が安全・安心なものとなり、子育て支援を推進し、持続可能なまちづくりのために必要な経費であると評価します。少子・高齢化、人口減少を見据えて、今後も緊張感を持った取組を求めたいと思います。

令和7年度の予算は、第2次国分寺市総合ビジョンで掲げる「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くまち」との未来のまちの姿の実現を目指す上で大事なスタートの年度となります。施政方針では、第2次国分寺市総合ビジョンで掲げる5つの「分野別の都市像」ごとに基本姿勢と中心事業が示されました。

「子どもを育み 学びがつながるまち」では、子育て支援の拠点こども家庭センターが開設されますが、児童福祉分野と母子保健分野を集約し、一体的な支援を行うことにより、様々な専門職への相談、連携による幅広いサポート体制となることを評価します。

中学校部活動の地域連携・地域移行の推進では、生徒のスポーツや文化芸術活動の機会の確保、教員の負担軽減など、環境向上に期待します。

「活気あふれる成長のまち」では、タツノコプロ×国分寺市、アニメの魅力で地域活性化において、無限の可能性を秘めた様々なイベント展開が期待できることから、地域のにぎわい創出に向けて強力に推進していただくことを求めます。

史跡武蔵国分寺跡VR・AR体験アプリ制作では、市の魅力発信をインバウンドの取り込みも推進できるシティプロモーションの展開を評価します。

「自分らしくいきいき暮らせるまち」では、健康ポイントアプリの導入により、市民の健康意識の向上や健康行動の習慣化の促進につながることから、高く評価します。全世代で楽しめるイベントの展開をよりしくお願い申し上げます。

带状疱疹ワクチンの定期接種化とともに、任意接種も引き続き実施となり、ダウングレードとしない対応となった点を高く評価します。

認知症施策につきましては、市内公共施設等6か所で実施されるあたまの健康チェックにより、認知症予防に係る普及啓発がさらに推進される取組となることを期待します。

「安全・安心で快適なまち」では、東京都防犯機器等購入緊急補助事業を活用した国分寺市住まいの防犯用品購入費補助事業の実施により、闇バイトによる住宅強盗事件が全国的に発生している中で、安全・安心な暮らしの実現に資するものであり、補助限度額も3万円に一本化されたことを高く評価します。補助対象品目の丁寧な周知をお願い申し上げます。

「未来につながる持続可能なまち」では、再エネ・省エネ設備機器の助成設備に既設窓の断熱改修工事を加え、助成対象に事業所も含まれたこと、また、公共施設への電力調達につり下げ方式のリバースオークションを活用し、価格抑制した再エネ電力の導入により、2050年までのゼロカーボンシティの実現に向けて大きく推進させる取組であることを評価します。

最後となりますが、本市は非核平和都市を宣言し、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を制定しております。全ての事業の根底には世界の恒久平和、全ての人の尊厳を守るためとの精神が流れ、通うことを再認識し、引き続きの御努力を心よりお願い申し上げます。

以上、令和7年度の予算は第2次国分寺市総合ビジョンに掲げる各施策を推進し、これまでの市の課題を着実に改善、前進させるためのバランスの取れた予算であると高く評価します。市民の安全・安心と生活をより豊かなものにすべく、時代の変化に適応し、持続可能なまちづくりを目指して、市長のリーダー

シップの下、全職員が一丸となって、全力で市政運営に取り組んでいただくことを求め、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（田中政義君）　　続きまして、無会派（グリーンな国分寺）の鈴木議員。

○1番（鈴木ちひろ君）　　議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算について、無会派（グリーンな国分寺）は賛成の立場で討論します。

まず初めに、たくさんの資料を準備してくださった職員の皆さん、答弁してくださった職員の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

新年度の一般会計の予算は対前年度比で約31億円の減額で605億6,408万9,000円となりました。新庁舎の工事・移転が終わったことで、今年度予算より減額となりましたが、過去2番目の予算規模です。改めて公共サービスが担うべき事業の幅広さや、予算規模が小さく、対象となる市民が少なくても必要不可欠な事業が多くあることを私自身学び直すことができました。

無会派（グリーンな国分寺）は、2023年度の一般会計決算の審査では、気候危機対策が十分ではないと判断し、不認定としました。一方、今回の予算審査に賛成した最大の理由は、国分寺市が2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、全ての取組において脱炭素の視点を持つこととしたということです。とりわけ、4月から小・中学校、公民館・図書館、ひかりプラザなどの公共施設の電力を再生可能エネルギーに切り替える試みは、市内最大級の事業者であり公の機関である国分寺市が責任を持って温室効果ガスを大きく削減することにつながります。このリバースオークションを皮切りに、今後は再エネで電力を賄う公共施設をさらに増やしていただこう、強く要望いたします。

さらに、既存の住宅、事業所の窓に断熱改修の助成金がつくことになりました。窓の断熱は、夏は暑く冬は寒い日本の住宅において、省エネ化や電気代の節約に大きく貢献します。それだけではなく、ヒートショック対策や防犯にも資する非常に意義のある取組と言えます。このことから、断熱窓改修の取組の周知に向けては、さらなる工夫が必要だと思いますので、今後の部署横断的な対応を求めます。

また、来年度から、ごみ収集を担うエッセンシャルワーカーの熱中症対策として、空調服を調達することになりました。地球温暖化ではなく、地球沸騰化と呼ばれるようになった昨今、温室効果ガスを減らすための緩和策と両輪で、猛暑の中をどのように生き抜いていくかという適応策を考えなくてはなりません。エッセンシャルワーカーの空調服の支援は、この適用策として非常に重要な取組だと考えます。引き続きゼロカーボンシティを実現するという市の本気度を、様々な事業を通じて、多くの市民や事業者の皆さんに、さらに周知していただこう要望いたします。

このほかにも、委員会の中で質疑し、より強力に推進していただきたい、あるいは改善を求めたい取組について簡潔に3点挙げます。

1つ目に、防災対策についてです。

新しい地域防災計画では、性的マイノリティについての記載をしていただきました。LGBTQ+（プラス）の存在が可視化されてきたことは大きな前進ですが、今後は男女平等推進センターと連携し、当事者の避難所での不安やニーズの把握を進めていただこうお願いいたします。

2つ目に、公害調査測定についてです。

来年度から空間放射線量の測定が行われないことになりました。2011年の原発事故から継続してきた給食食品の放射性物質濃度測定は昨年休止しましたが、空間放射線量の測定も来年度から打ち切る決断をされたということは残念です。測定器の貸出しは今後も継続し、市民の不安に寄り添った公害調査事業とな

ることを要望します。

3つ目に、広聴制度の市長への手紙です。

個人的なことは政治的なことという言葉があるように、市民が抱える困難や多様な御意見は、実は社会の構造や政治の問題が深く関わっていると私は考えています。市の代表である市長が一人一人の市民に寄り添う姿勢とはどうあるべきなのか、市長への手紙という名前にふさわしい制度の在り方とともに、もう一度考えていただけることを願っています。

国分寺市においては、予算審査に議員全員が参加し、予算書を1枚ずつめくりながら丁寧にチェックするスタイルを長年継続しています。他自治体では予算審査に議員全員が参加できないケースもあると聞く中、国分寺市の審査の進め方はとても誠実だと感じています。多様な市民の代弁者である多様な議員が全員参加し、職員の皆さんと議論することによって、よりよい税金の使い方を考える意義を改めて再確認する予算審査となりました。

以上の意見を反映し、充実した予算執行を行うことを求め、無会派（グリーンな国分寺）の賛成の討論といたします。

○議長（田中政義君）　　続きまして、無会派（れいわ新選組）の高野議員。

○2番（高野ふみお君）　　無会派（れいわ新選組）を代表いたしまして、議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算に対して、賛成の立場で討論いたします。

初めに、答弁に立たれた皆様、資料作成に御尽力いただきました全ての職員の皆様に感謝申し上げます。まず、財政全体について申し上げます。

地方債についてです。市の借金と言うと聞こえが悪いですが、しかし、地方債、市債は様々な施策をしていく投資のために必要な借入れであります。よく将来にツケを残すと言います。確かに家計であれば借金はよろしくないかもしれませんが、個人が亡くなると子どもなどに負担が残ります。一方で、自治体や企業というのは、何度か申し上げておりますが、永続する経済主体と見られます。潤沢な借入れができれば、思い切った投資ができます。その結果、市民生活や地域経済が豊かになれば、それは巡り巡って税収につながるわけです。財政あつての経済ではなく、経済あつての財政であるべきです。家計であったとしても、必要な教育投資や家のローンを組んだりするわけですから、借入れを恐れ過ぎて必要な投資をしないことは、人材が育たないことや、あるいは幸福度や満足度の減少、ひいては人口流出につながり、かえって将来にツケを残すことにならないでしょうか。

全国市長会は、そうした自治体の立場に立ち、地方債の充実について国に要望しています。令和7年度国の施策及び予算に関する提言（令和6年11月14日）の中で、地方債等の充実・改善に関する提言として、人口減少社会を迎える中、都市自治体が新たな地域活性化への取組、公共施設等の更新、統廃合、長寿化対策、防災・減災対策等を着実に推進するためには、地方債等の充実・改善を図る必要があるとし、国に次のように求めています。

1、生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。2、起債充当率の引上げ、償還年限の延長等、貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ることなどです。

こうした観点から本予算を見ると、地方債は新庁舎建設事業債45億円分がなくなった分だけ、24億円と、3年前の水準に戻っています。市は、この20年で市債残高を大きく減らし続けてきましたが、当時の施政方針を読むと、地方債を減らし、計画していた公共施設の建設などを諦めたのは、小泉改革と言われた国

の緊縮財政への方針転換によるものであり、苦渋の決断であったことが見てとれました。事は急がれます。低金利の今こそ積極的に借入れを行って、市民要望に応える必要な投資を行うべきではないでしょうか。

次に、投資や支出をすべき分野について、質疑をした内容に沿って申し上げます。

滞納者については、支援が必要な生活困窮者と捉え、支援を強化すべきこと、会計年度任用職員は、パートタイムからフルタイムに変更することにより、退職手当の創設など、さらなる待遇改善を図ることを要望いたします。

教育については、いじめ防止の新しいモデルとして、寝屋川モデルなど、市長部局が踏み込むことの導入の検討を求めたいと思います。

生活保護は、捕捉率という観点から、制度の周知をより進めることを要望いたします。

また、高齢者や障害者が地域で暮らし続けることができるように、居住公的支援制度の見直し、要件緩和を求めます。市長が住宅弱者の保証人になるという、すばらしい制度が国分寺市にあるにもかかわらず、活用されていないのは全くもったいない話です。

ぶんバスについては、これまで100円という安い運賃で頑張ってきたのを一気に倍に値上げするという決定は、市報での公表から説明会実施、決定まで僅か1週間と、市民の合意や納得を求めようとする姿勢に欠けると言わざるを得ません。障害者運賃は据置きとなったものの、値上げ自体の撤回、少なくとも子どもや高齢者等への配慮、支援を求めます。

カーブミラーについては市民から要望が多く、設置基準の緩和、少なくとも基準の公開を求めます。

ワクチンについては、効果のみならず、副反応というマイナス情報の積極的な開示が必要です。

資源プラスチックごみ袋有料化については、その減免制度において、障害者、市民等の負担が増えないよう柔軟な対応を要望するとともに、その政策の本来の趣旨であるプラスチックごみを減らすという観点から、事業者のプラスチック使用抑制を推進していただきたいと思います。

P F A S（有機フッ素化合物）による水汚染問題については、市も重く受け止めているというのであれば、見えない被害が広がらないよう、一刻も早く市独自の対策を行うことを強く要望します。

最後に、市税収入が史上最高を更新する一方で、市民や事業者が物価高に苦しんでいる状況に対し、市が地域応援商品券の発行といった全ての市民への還元策を可及的速やかに実施することを求め、予算への賛成討論といたします。

○議長（田中政義君） 続きまして、無会派（日本維新の会）の寺嶋議員。

○7番（寺嶋たけし君） 議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算に関して、私、寺嶋たけしは賛成の立場で討論をいたします。

まず初めに、市長をはじめとした市役所の皆様方に関しまして、予算編成から委員会での真摯な御答弁などに御協力、御尽力いただきましたことを心から感謝申し上げます。そしてスムーズな委員会運営に尽力いただきました、丸山委員長及び星副委員長にも、併せてこちらで感謝申し上げます。

それでは、本題に入りまして、まず総論になりますが、予算全体で見ますと、国分寺市は地方交付税交付金の不交付団体である点や、さらなるふるさと納税による市税の流出という歳入面での厳しい状況に立たされております。そして歳出面では、市民ニーズがますます多様化し、様々な施策や対応がこれまで以上に求められている、そういった状況においても、令和7年度も収支均衡型の健全な予算編成となっている点に関しましては高く評価させていただきます。この点に関しましては、今後ともしっかりと維持していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ということで、収支均衡型予算を維持していることを評価をさせていただいておりますが、だからといって、この高い経常収支比率、致し方がないとはいえ、よしとするわけにもいかないと私は考えております。国分寺市は今後、さらなる必要経費、ここの部分の拡大が見込まれる。そのような状況で、やはり今後は徹底的な予算検証並びに業務改革、行政改革、これをしっかりと行っていき、経常収支比率、これを改善していくことが急務であると考えておりますので、こちらに尽力いただきますよう、強く要望のほうをさせていただきます。

次に、予算策定の根拠に関してです。

総じて、この予算策定根拠に関しては妥当性があり、現時点では、この予算は必要である、必要でないという部分は、しっかりと考えられるものとして、問題ないかなと考えております。空間放射線の測定を来年度から行わない、こういったことに関しては、非常に合理的で正しい判断であったとも私は考えております。

しかし、一部に関しましては、その根拠の合理性に欠けているものがあつたことも事実です。一つ例を挙げさせていただきますと、ぶんバスの料金を引き上げる件に関しては、現状の原価高騰、人材費や燃料などの高騰に関して、それ以外の様々な観点からも受益者負担が必要であると考え、本件は致し方ないという結論が私の中には以前からありました。しかし、委員会で根拠を述べられる中で、民業を圧迫していると申されておりましたが、その根拠となるデータはないというような、言うなれば希望的観測で結論を導き出していると捉えられても仕方がない、そのような策定根拠も見受けられました。これは民間では、下手すると取引の見直しにもつながりかねないような内容です。ぜひとも、このようなマインドセットが前提にあるというのであれば非常に危険ですので、いま一度、定性より定量的な情報を重視し、業務遂行を心がけるよう、役所全体で働き方への意識改革をしていただきたいと思います。

また、今後は民間への出向やMBAなどの取得も、役所のほうで、ぜひとも必要に応じて検討していき、こういったマインドセットの新たなアップデートを図っていただければと、ここで意見を申し上げます。

最後に、子育て支援に関してです。

令和7年度からはベビーシッター利用支援事業や一部の保育園での1歳児及び2歳児を対象にした定期利用保育などの拡充といった新たな試みもあり、こういった部分を高く評価をさせていただきます。こちらに関しても、ほかと同様に、実証後の検証をしっかりと行い、そこで拡充の有無の判断だけでなく、ブラッシュアップ並びにこれらを応用した事業、これらの考案などを行っていただくよう要望させていただきます。子育て支援自体は、今を支える現役世代を支える施策であるのと同時に、未来を担う子どもたちが育つためのベースづくりといった、今だけでなく、未来のこのまち、そしてこの国にとって非常に重要な役割を担っている、そう考えております。さらにこの分野に力を入れていくこと、これはひょっとしたらですが、子育てとは関係のない方からは批判的な意見も少なからず出てくるかとは思いますが、しかし、本件は結果として、間接的にでも、全ての世代、全ての市民にとってプラスの施策になることをどうかしっかりと説明、市民の方々にお伝えいただきながら前へと推し進めていただきますよう心からお願い申し上げます。

以上で私、無会派（日本維新の会）寺嶋たけしの賛成討論とさせていただきます。

○議長（田中政義君） 続きまして、無会派（日本共産党国分寺市議団）の中山議員。

○5番（中山ごう君） 議案第1号、令和7年度国分寺市一般会計予算について、無会派（日本共産党国

分寺市議団）は反対の立場で討論いたします。

初めに、様々な資料を作成していただいた職員の皆様に感謝申し上げます。

新年度予算の一部には、過去に求めてきた施策の予算が計上されているなど評価できる部分もあります。しかし、食料品やガソリン代などの高騰が続く中、市民の生活と営業をどう支えるのか、この点は地方自治体にとっても最重要課題の一つになっています。

しかし、施政方針では、物価高騰での市民生活や営業のことには触れず、市内事業者への支援策の具体化がないことに驚きを隠せません。昨年12月の臨時交付金およそ1億7,000万円のうち1億3,000万円を既に事業化していたぶんじ商品券事業に充当してしまいましたが、この交付金で新たな事業者支援策を具体化することが必要でした。本来であれば、2024年度の補正予算で支援策を具体化すべきでした。

質疑の中で市長は、変わっていく社会状況、経済状況に応じて、その場で判断する。市民に寄り添ってというところは同じという答弁をされました。昨年末に新たな臨時交付金が交付されたこと、そして今年に入ってから急激な物価高騰を考えれば、まさに今が新たな事業者支援策を具体化すべきタイミングです。早急な具体化、特にこの間の支援策では、結果的に支援を受けられる業種、事業者に偏りが出ていることから、予算特別委員会で紹介しました狛江市のような、業種に偏りが出ない、電気・ガス代を補助する事業者支援の具体化を求めます。

また、物価高騰で市民が苦しんでいるときに、ぶんバスの運賃を値上げすることに反対です。バス運転手の処遇改善の取組は一定評価をしています。しかし、その原資をどこに求めるのか。このようなときに、市民に新たな負担を課すべきではありません。そして、値上げするのであれば、少なくともその理由や根拠など、市民に説明することは、市が果たすべき最低限の責任です。ところが、その最低限の説明責任さえ果たしていないと言わざるを得ません。ルートの競合により、利用客がぶんバスに流れていると説明するものの、その根拠は全く説明がありません。2002年、平成14年、国分寺市地域バス実施検討委員会の報告書には、地域バスは、バスサービスのされてない地域への路線開設を前提とすると明記されています。この前提では、利用客がぶんバスに流れるということはほとんど考えられません。それでも理由の一つに位置づけるのであれば、その根拠はきちんと説明すべきです。

また、運賃値上げに伴う増収分を事業者に再分配するという大事な視点を市民に全く説明せずに値上げを強行することも大問題だと考えます。このような進め方は市民を置き去りにした進め方であり、許されることではないと思います。値上げは一度ストップすべきです。少なくとも、シルバーパスの適用、また生活困窮者自立支援の学習支援を受けている中高生などへのぶんバス負担の在り方など、必要な方への軽減策の拡大を早急に求めます。

そのほかの個別政策についても幾つか述べていきます。

P F A S 対策について、多くの市民が不安を抱えたままになっています。公害対策として、予防原則の立場に立った対応を市にも東京都にも国にも求めたいと思います。本来であれば、国や東京都がもっと積極的に動くべき問題だと考えていますが、国や東京都の動きが遅過ぎる中で、市が果たすべき役割、市としてできることはもっとあると考えます。吉備中央町が血液検査を実施しましたように、国分寺市でも血液検査の実施を求めます。

また、市内医療機関で血液検査を実施しています。この費用を補助すること、また市民が所有している井戸の検査など、やる気になれば市としてできることはたくさんあります。早急な対策強化を求めます。

国3・4・6号線、熊野神社通りと西武国分寺線の踏切において、立体交差化事業が完了するまで、踏

切内の歩道拡幅を強く求めます。御存じのとおり非常に危険な踏切であり、国土交通省は、踏切道改良促進法に基づいた改良すべき踏切に指定しています。また、同じく国土交通省の踏切道の拡幅に係る指針には、立体交差化の工事施工協定が結ばれている場合の一時的な道路拡幅と位置づけがあります。この踏切の改良は市民の安全を守る取組です。市民の安全を第一に考えるのであれば、踏切内の安全対策を事業完了まで待つのではなく、踏切内の歩道の拡幅に向けて真剣に早急に検討するよう求めます。

学校給食無償化では、不登校の子どもと中学校で特別な理由なく弁当持参を選択した生徒が無償化の対象外になっています。給食を喫食している中学生本人から、個別の事情で給食を選択しない、できない生徒に費用負担が残るのは不公平ですという声が寄せられています。また、不登校の保護者を中心に、差別、不公平、分断、格差といった声も上がっています。多摩地域では初めて西東京市が不登校の子を無償化の対象にしました。「すべての人を大切にするまち宣言」をした市長として、市独自に対象を広げるべきです。

また、中学校給食の提供方式の見直しでは、子どもたちの声も聞きながら、できる限り早急に方向性を決めることを求めます。

最後に、放課後子どもプランについて、放課後の児童の居場所として、また、公設学童の狭隘状況への対応として、放課後子どもプランの実施回数を増やすこと、各学校で実施回数にばらつきがある状況も増やす方向での改善が求められています。一方で、保護者中心の実行委員会体制は限界にきています。このままでは、いずれ放課後子どもプランを実施できない学校が出てしまいます。そうなる前に、市教育委員会として、適正に職員を配置することを求めまして、討論を終わります。

○議長（田中政義君）　　続きまして、無会派の木村議員。

○6番（木村 徳君）　　無会派、木村徳、最後の討論となります。簡潔に行わせていただきたいと思います。

それでは、令和7年度国分寺市一般会計予算に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず冒頭、担当の職員の皆様方におかれましては、様々な詳細な資料を御用意いただいたことに関しましては、感謝を申し上げたいと思います。また、丸山委員長、そして星副委員長、両正副委員長におかれましても、適切な委員会運営の中で、スムーズな進行を行っていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

私自身、常に財政の問題は議会の中で事あるごとに取り上げさせていただいている中で、特に当初予算の議論に当たっては、そのことを大変重視をさせていただいております。

まず、1点目といたしまして、基金残高について触れさせていただきます。

これは以前から行政と議会との一つの約束の形になっております財政調整基金と公共施設整備基金、この2基金において、50億円を確保していくということは、本予算においても、このフレーム資料の中で、令和12年度に至るまで約束が守られるという形に対しては大変評価をいたします。

ただ一方で、令和7年度の段階では基金全体で95億円の残高がある一方、令和12年度には56億円と、大きく減少の一途をたどるということは、今後の市財政、しっかりと将来を見据えた財政規律というものが一層求められるという数字になっておりますので、そこは強く求めていきたいと思っております。

市債の未償還額につきましても、令和7年度におきましては361億円、これは一方、令和4年度の3年前の段階では268億8,000万円でしたので、約100億円近くが市債未償還額として増えております。この一番大きなものは、まさにこの場所、市役所の新庁舎の建設に係る起債という、ある種の特殊要因ではあり

ますけども、今後も様々な公共施設の建て替え等を順次行っていく中で、この市債の未償還額についての検証というものは常に行っていただきたい、このことも求めておきたいと思っております。

また一方で、扶助費に関しては、平成28年度の段階では106億円であったものが、令和7年度におきましては186億円と80億円の増加を見ております。これは行政改革云々ではなくて必要な経費ですので、確保していかなければいけない。しかし、これだけ大きく金額が上がっているところを鑑みると、やはりより一層の行政改革というものは進めていかない限りにおいては、収支均衡予算というものを維持していくのはなかなか難しいだろうということから、そのことも求めておきたいと思います。

また、これは常に申し上げているふるさと納税についても一言触れさせていただきます。

当初予算上の見込額としては、初めて令和7年度におきまして、10億円を超える10億5,000万円を流出額として見込まれたということでございます。いよいよ看過できない金額に到達してきたなど。ちなみに令和7年度の経常収支比率は96.6%でありますので、自由度の高い財源として残されているのは、計算しますと3.4%分、約20億5,900万円です。その数字から比較をいたしますと、その半分の額がふるさと納税で流出をしてしまっていると、こういう捉え方もできるわけで、そのことに対しては、市民の方々に本来御提供すべき新規の行政サービス、これがなかなか提供できなくなってしまうかねない、そういった事態であるということは、市民、行政、そして我々議会も含めて共有しながら、しっかりとこのふるさと納税の流出の在り方というものは考えていかなければいけませんし、また一方で、国に対しての求め、不交付団体がゆえに、本来、交付団体であれば4分の3の75%が戻ってくるわけですが、10億5,000万円が流出すれば、国分寺市の場合は10億5,000万円が財政負担となってしまうということに関して、国の制度の改善というものも、ぜひ引き続き求めていただきたいと、このように考えております。

各論で多少述べさせていただきますと、まず、議会事務局の職員体制に関しましては、これまで議長会会長市という関係もあって増員はしていただいたんですが、その増員体制を維持をしていただけるということでございます。井澤市長も以前は議員であり、また議長もお務めになったということで、行政と議会の二代表制の中での議会、そして議会事務局の重要性というものをしっかりと御認識をいただいた御対応だということで、高く評価をさせていただきます。

ただ一方で、当初予算の中には、パソコンの購入費など、本来、当初予算に計上すべきかどうかというところの計上根拠が多少曖昧になっていた計上も見受けられたので、その改善は求めたいと思います。

ペンシルロケット発射実験から、新年度の4月12日に、ちょうど70周年を迎えます。もう既にこの庁舎の1階のスペースで展示会を開いておりますけども、国分寺市のまちの魅力を発信する大変貴重なツールでもありますし、これを機会に国分寺市に訪問をしていただける方々が増えて、その中には国分寺市の魅力を高く評価をしていただいて提示をしていただけるような方が増えればいいなと思っておりますので、もう先はそんなにないわけですが、4月12日に向けて、しっかりPR活動をしていただきたいとお願いを申し上げます。

市役所がこちらに移転をしたことによりまして、市民課の窓口が全て中央線沿い、もしくはその南側という偏った形になってしまった中で、令和7年度の6月から恋ヶ窪市民サービスコーナーが開設をされることになりました。市域の中央部、あるいは北部、そういった地域の方々の市民サービスの低下にならないように、この恋ヶ窪市民サービスコーナーがより市民に活用されるよう、こちらもより周知を図っていただきたいと、このようにお願いをさせていただきます。

LEDに関しても議論をさせていただきました。水銀に関する水俣条約の発効まで、あと3年弱という

ことで、大変喫緊の課題であると。しかし、まだまだLED化されていない道路、あるいは公共施設も多々あるわけで、この条約発効直前になると、急激に需要が増えてしまって調達ができないというおそれがあります。特に道路の街路灯などは防犯や事故抑止というところで大変重要な問題でありますので、これは、より前倒しをして対応していただきたいということをお願いを申し上げます。

最後に、新庁舎にこの1月から移りまして、令和7年度は、年度を通じて、初めてこの新庁舎で業務を行う年度となります。この新庁舎の建設に当たりましては、井澤市長は、まずは防災拠点ということをつの庁舎建て替えの理由として述べられておりました。もう一つおっしゃっていたのは、分散庁舎による非効率性の解消と、これもおっしゃっていたわけで、後者においては、ここでもう解消したわけでございますし、ぜひ、この新年度におきましては、定期的な検証をしていただいて、その非効率性がどこまで解消して、業務の効率化を図ったのか、あるいはその業務の効率化が図られたことによって、金額としてどのぐらいのコストの削減になったのか、こういったことをぜひ検証をしていただきたいという願いと同時に、職場環境が非常によくなったということを踏まえて、職員の皆様にも、ぜひ業務効率を上げていただいて、その意識を高く持っていただきたいということを強く求めまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（田中政義君） 以上で討論を終わります。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10分程度休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後4時07分再開

○議長（田中政義君） それでは、会議を再開いたします。



日程第25 議案第2号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算（審査報告）

日程第26 議案第4号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算（審査報告）

日程第27 議案第5号 令和7年度国分寺市下水道事業会計予算（審査報告）

日程第28 議案第3号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算（審査報告）

○議長（田中政義君） 日程第25、議案第2号から日程第28、議案第3号までを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別副委員長。

（15番 星いつろう君登壇）

○予算特別副委員長（星いつろう君） 議案第2号、令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算から議案第3号、令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算までの4件を一括して、予算特別委員会の審査模様を報告いたします。

本4議案は、2月21日開催の本会議において、予算特別委員会の設置とともに本委員会に付託されたものであり、3月17日に審査を行いました。

本4議案の審査に当たりましては、各担当からの説明及び各種提出資料を審査の参考とし、委員からは多岐にわたる質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、議案第2号につきましては賛成多数、議案第4号、議案第5号及び議案第3号につきましては全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しております。

議員の皆様におかれましては、委員会における慎重審査を踏まえ、賛否の判断を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） 委員長報告に対する質疑につきましては、申合せのとおり省略いたします。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第2号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

反対討論からお願いします。

○5番（中山ごう君） 議案第2号、令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険加入者について、毎年の決算特別委員会で請求しています資料によると、所得200万円未満の世帯が1万4,210世帯、加入世帯に占める割合は7割を超えています。その中でも所得ゼロ円の世帯が一番多く6,073世帯、加入世帯全体の3割も占めています。また、所得200万円未満の世帯のうち533世帯が子育て世帯であり、所得ゼロ円の子育て世帯が230世帯もあります。

国保税の値上げについて、2033年、令和15年まで、東京都が示す標準保険料率にすると答弁があり、標準保険料率まで毎年値上げしていく方針が改めて示されました。しかも、標準保険料率は毎年改定されることから、2033年以降も値上げが続くおそれさえあります。このような値上げを続ければ、低所得世帯中心の国保加入者の暮らしは国保税によって追い詰められることになり、滞納の増加だけでなく、必要な医療さえ受けられなくなってしまう。国保制度の持続可能性と言われますが、国保加入者の生活、また必要な医療を受ける権利の持続可能性はどう考えているのか、私には疑問でなりません。

低所得者中心の国保加入者に物価高騰の中で国保税まで値上げすることは、住民の福祉の向上を本旨とする地方自治体としてするべきではありません。国民健康保険は国民皆保険を支えるセーフティーネットとして制度設計され始まった社会保障としての社会保険制度です。制度創設時の立場に戻るべきです。

ところが国は社会保障を自己責任に置き換えてきている中で、国庫負担を減らしてきました。そこで国保税が高くなり過ぎないように、地方自治体が懸命に努力してきたのが法定外繰入れです。そうした自治体の努力に対してペナルティまでかけて法定外繰入れをなくさせようとする国、東京都のやり方は許せません。

しかし、繰り返し指摘していますが、標準保険料率はあくまで参考値です。国や東京都が一方的に赤字と決めつけた法定外繰入れですが、その繰入額を決める決定権は市長にあります。このことは国会でも答弁されています。また、標準保険料率についても参考値だと国も言わざるを得ません。法定外繰入れをなくさなければならないという法的根拠はありません。今、国や東京都の赤字削減の取組によって国保税が高くなり過ぎることに悩んでいる自治体はあるはずです。そうした自治体と協力して、東京都が目指している統一保険料に反対するべきです。自治体の協力がなければ、統一保険料は実施できません。市長がこ

の立場に立つことを強く求めます。

最後に、子どもの均等割減免について、全国知事会など地方団体は、就学前児童の均等割減額にとどまらず、子どもの均等割問題の根本的解決を図ることを国に求めています。本来は国で制度設計すべきですが、自治体の努力によって子どもの均等割を軽減している自治体があります。

予算委員会での質疑では、減免した分の一般会計からの補填は赤字にみなされるといった答弁がありました。しかし、子どもの均等割軽減を実施している多くの自治体では、国保料であれば国民健康保険法77条、国保税であれば地方税法717条の規定を活用し、いわゆる条例減免によって実施しています。この条例減免に係る自治体の公費投入は、2018年度の資料によると、厚生労働省は決算補填等目的以外の法定外繰入れとして認めています。直近の取扱いについては確認する必要がありますが、この点でも市長が子育て世帯の負担を軽減していく立場に立ち、子どもの均等割軽減の実施を求めていくことを強く求めます。

以上で討論を終わります。

○議長（田中政義君） 次に、賛成討論の発言を願います。

○7番（寺嶋たけし君） 私、寺嶋たけしは、令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険に関しましては、私自身も被保険者であり、その負担の大きさは身をもって知っております。そのような中で、国分寺市にとって、この国民健康保険に関しては特に厳しい選択を強いられているということを改めて思い知らされた次第です。法定外繰入れを行い、一般会計予算を圧迫しながらも、どうにかその場しのぎをするしかない自治体の実情、そして現役世代を中心に、この国民健康保険の加入者の減少なども相まって、国分寺市としても保険料を苦渋の決断で値上げするしかない、そういった現実、これらのような点からも、地方自治体から見れば、この国民健康保険、この制度は破綻していると言っても過言ではないと私は考えております。

しかし、そうはいつても、地方自治体は、決められたルールの中で、どうにか無理やりでも、やりくりをするしかないという、この上なく厳しい現状を加味し、賛成とさせていただきます。どうか、この実情を切実に訴え、持続可能な保険制度の抜本的な見直しを国に図っていただくようこの場でお願いをし、討論を終了します。

○議長（田中政義君） 次に、反対討論。

○1番（鈴木ちひろ君） 議案第2号、令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算について、無会派（グリーンな国分寺）は反対の立場で討論いたします。

昨年12月の第4回定例会で、国民健康保険税を値上げする条例案が賛成多数で可決されました。それを反映した新年度の予算編成となっています。

その際にも反対しましたが、やはり所得割額のみならず均等割額も引き上げる保険料の値上げに賛同できないため、本議案には反対いたします。

国民健康保険は社会保険方式の制度ではありますが、前期高齢者や低所得の世帯、無職の人などが多く加入するセーフティーネットとしての役割が強い医療保険です。国分寺市では加入世帯の約7割が所得200万円未満で所得ゼロの世帯が約6,000世帯、所得がない子育て世帯も約230世帯です。この実情に対して、物価高が生活を直撃する中、所得割のみならず、均等割も値上げする方針は到底受け入れられません。

質疑の中では今後の適用拡大の影響で、国保加入者の約3.3%が被用者保険に移行する見通しだということも分かりました。さらに高齢化が進み、医療費が増えていくことで、国保財政が今後より厳しくなる

ことは避けられず、制度自体が既に実態に合わないものとなりつつあることは、市も認識していることではないでしょうか。

市はこれまで一般会計からの繰入金を投入することで、セーフティーネットとしての国保を支えてきました。こうした措置を継続するとともに、引き続き国による財政支援をさらに強化するよう要望していたきたいと思います。

また、市ができることとして、より一層の市民の健康増進と予防原則に基づく病気にならない環境づくりや啓発などがあります。こうしたことに力を入れていくことも重要です。

必要なのは抜本的な制度改革であり、市民に負担を強いる値上げではありません。セーフティーネットとしての国民健康保険を持続するために、値上げを抑える努力を引き続きしていただくことを求め、反対の討論といたします。

○議長（田中政義君） 次に、賛成討論の発言ございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） それでは、反対討論。

○２番（高野ふみお君） 議案第２号、令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を申し上げます。

本予算では、保険税額料率の改定によって、所得ゼロでも均等割分が値上げされ、たとえ７割軽減を受けても年間１,８００円の負担増となります。そうした負担増も含んだ結果として、約１億７,０００万円の収入増を見込んでいます。

市内の国民健康保険加入世帯の所得階層は、そうした所得ゼロ円の階層が最大階層です。さらに所得ゼロ円世帯は令和３年度には５,６８０世帯で全体の２９％だったのが、令和５年度には６,０７３世帯、３９４世帯増加し、全体の３０％となっており、所得格差の広がりが見てとれます。

国分寺市においては、国民健康保険予算に占める一般会計からの法定外繰入金額の割合が、令和４年度決算の数字で１０.５９％と、多摩２６市中２位の順位でした。これはすなわち低所得者の方が中心で、医療費も比較的にかかる集団を全体で支える自治体として努力してきたあかしだったと言えます。

一方、本予算では、法定外繰入れであるその他繰入金が前年度と比べて約３億円以上減少することにより、その地位は低下することが見込まれます。

全国市長会国民健康保険制度等の改善強化に関する提言（令和６年６月１２日）を見ると、国に対し、「こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること」を求めています。こうした子どもへの均等割、すなわち子どもがいるだけで、人頭税のように定額が負担させられる子育て罰のような仕組みは即刻解消すべきだと考えます。国がそうしないと言うのなら、最も市民に近い立場である市が独自で支援策を打ち出すべきではないのでしょうか。赤字補填と見られるので難しいというのであれば、国や都への要望を上げ続けるとともに、低所得者に負担させるのではなく、財政支出をし、市民生活を支える道を追求するべきではないかと訴え、反対の討論といたします。

○議長（田中政義君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） それでは、以上で討論を終わります。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(田中政義君) 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第4号についてお諮りいたします。
討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(田中政義君) 討論なしと認めます。
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(田中政義君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号についてお諮りいたします。
討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(田中政義君) 討論なしと認めます。
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(田中政義君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第3号についてお諮りいたします。
討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(田中政義君) 討論なしと認めます。
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(田中政義君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

日程第29 議案第27号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算(第1号)(審査報告)

○議長(田中政義君) 日程第29、議案第27号を議題といたします。
本案に関し、委員長の報告を求めます。
補正予算審査特別委員長。

(20番 木島たかし君登壇)

○補正予算審査特別委員長(木島たかし君) 議案第27号、令和7年度国分寺市一般会計補正予算(第1号)について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額605億6,408万9,000円に歳入歳出それぞれ1億2,026万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ606億8,435万2,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、新しい地方経済・生活環境創生交付金3,800万円の増額を行い、歳出においては、防災・罹災対策に要する経費8,028万9,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課及び担当より本案の説明が詳細になされた後、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中政義君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中政義君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

日程第30 閉会中の継続審査について

○議長（田中政義君） 日程第30、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました閉会中継続審査申出等一覧のとおり、閉会中審査することを認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査について認めることに決しました。

各委員会の閉会中継続審査申出等一覧

総務委員会

種 別	件 名	付託年月日
調 査	行政改革について	R 5 . 7 . 3

閉会中審査予定 未 定

厚生文教委員会

種 別	件 名	付託年月日
陳情第6－6号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	R 6 . 9 . 6
陳情第6－2号	補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情	R 6 . 6 . 6
陳情第5－3号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	R 5 . 12 . 4
陳情第5－1号	有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情	R 5 . 9 . 7

閉会中審査予定 未 定

建設環境委員会

種 別	件 名	付託年月日
調 査	第三次国分寺市環境基本計画の策定について	R 5 . 7 . 3

閉会中審査予定 未 定

議会運営委員会

閉会中審査予定 R 7 . 4 . 7

公共施設等総合管理特別委員会

閉会中審査予定 未 定

新庁舎建設等特別委員会

閉会中審査予定 未 定



日程第31 議員派遣について

○議長（田中政義君） 日程第31、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第165条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項については議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（田中政義君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。



○議長（田中政義君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

ここで、3月31日をもって役職定年等を迎える皆様に一言御挨拶申し上げます。

議場におられる沢柳政策部長ほか、役職定年等を迎える職員の皆様には、大変長い間、国分寺市政発展のために御尽力いただき、心より感謝申し上げます。今後とも健康に留意され、その経験を生かし、後輩の育成やさらなる市政の発展のために一層の御協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでした。

以上で令和7年国分寺市議会第1回定例会を閉会いたします。

午後4時26分閉会

○議長（田中政義君） ただいま閉会をしたところではありますが、市長から発言の申出がありました。皆様、御清聴いただきますよう、お願いいたします。

○市長（井澤邦夫君） 定例会が終わったところでありますけれども、令和7年第1回定例会、議員の皆さんの御協力によりまして、大変スムーズに開催することができました。ありがとうございました。そして、大変お疲れさまでございました。

そしてまた、第2次国分寺市総合ビジョン前期実行計画について御議論いただき、また令和7年度予算を慎重審議の上、御可決いただき、誠にありがとうございました。

また、議会最終日終了後の貴重なお時間に、私のほうで発言の機会をいただき、大変恐縮ではありますが、議場をお借りして、まずは議員の皆様、私の今後の活動について御報告をさせていただきたいと思います。

まだ私の任期は、3期目の任期である本年7月の12日まで残っております。しかし、第2回定例会後、本年6月には市長選挙を控えており、ここで私の進退を表明させていただきたいと思います。

この12年間、市長という重責を担い務めてまいりましたが、当初の公約で掲げておりました3期12年を迎え、長期の課題も一定程度解決できたため、この任期をもって退任させていただき、6月の国分寺市長選挙には出馬しないこととしたいと考えております。

この間、公約に掲げた事業の遂行に全身全霊を注ぎ、市民、職員、議員の皆様のお協力をいただきながら、多くの事業を達成することができました。特に、まずは厳しい状況にあった財政の立て直しを図りつつ、分散庁舎による市民サービスの低下や施設の老朽化による職員の執務環境の改善を、この新庁舎を完成させたことで解消することができました。また、長年の懸案であった国分寺駅北口再開発の進捗、可燃ごみ施設の共同処理やし尿処理施設の共同処理、またぶんバス6路線による交通不便地域の解消などに一定のめどをつけることができました。そして、ゼロベース積み上げ方式の予算編成による財政の健全化や、こくベジ、ペンシルロケット、新幹線、史跡などの魅力発信によって人口増加を図り、商業振興、観光振興など、にぎわいの創出も定着させることができたと思っております。

また、商工会、JAなど、地域活性化包括連携協定等による公民学の幅広い連携や、姉妹都市、友好都市、災害協定締結都市との広域連携強化、そして全国史跡整備市町村協議会の5年間の会長職を通して、国や都、他自治体との連携なども図ることができました。

そして、何よりも困難な対応が求められた新型コロナウイルス感染症対策において、日頃より構築してきた医師会等との協力体制により、何とか乗り越えることができました。今後想定される自然災害時においても、医療機関や関係機関とのさらなる連携が必要と考えます。

その他この間の事業として、市制施行50周年と60周年記念イベント、小惑星「Kokubunji」誕生、ペンシルロケット発射60周年、70周年記念イベントなど、また、歴史遺産である基壇、長屋門、参道などの復元により史跡整備も進めてまいりました。

議員時代8年間を含め通算20年間国分寺市政に関わらせていただき、市民のために働くことができたことは私の人生にとってすばらしい時間となりました。まだまだ解決しなければならないことは山積しており、またどんな緊急事態が発生するかもしれませんが、自らの体力と気力に限界を感じ、この後の市政を次の世代に託させていただきたいと思います。

任期満了まで、残る約3か月半、ちょうど110日でありますけれども、最後までしっかりと責任を全うしたいと思いますので、引き続きの御理解、御協力をお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

誠に御清聴ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（田中政義君） 御清聴いただき、ありがとうございました。皆様、大変お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

国分寺市議会議長 田 中 政 義

国分寺市議会議員 鈴 木 ちひろ

国分寺市議会議員 高 野 ふみお

国分寺市議会議員 鳥 居 あかね

国分寺市議会議員 対 馬 ふみあき

国政情発第130号

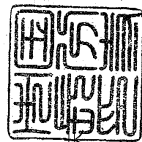
令和7年2月14日

国分寺市議会議長

田中政義様



国分寺市告示第57号



国分寺市長 井澤邦

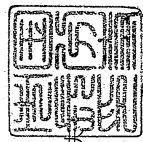
令和7年国分寺市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和7年国分寺市議会第1回定例会の招集について（通知）

令和7年2月14日

このことについて、令和7年国分寺市議会第1回定例会を2月21日に招集

する旨の告示をしたので通知します。



国分寺市長 井澤邦

1 期 日 令和7年2月21日

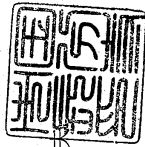
2 場 所 国分寺市議事堂

令和7年2月14日

国分寺市議会議長

田中政義様

国分寺市長 井澤邦夫



議案の送付について

令和7年国分寺市議会第1回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- 議案第1号 令和7年度国分寺市一般会計予算
議案第2号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算
議案第3号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算
議案第4号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号 令和7年度国分寺市下水道事業会計予算
議案第6号 専決処分について
議案第7号 令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）
議案第8号 令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第9号 令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第10号 令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第11号 国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について

- 議案第12号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第13号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号 国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第16号 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号 国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
議案第18号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号 国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第20号 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号 国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について
議案第22号 国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
議案第23号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第24号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について
議案第25号 国分寺市オンブズパーソンの選任について

国政情発第161号

令和7年3月18日

国分寺市議会議長

田中政義様



国分寺市長 井澤邦夫

議案の送付について

令和7年国分寺市議会第1回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- 1 議案第26号 令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）
- 2 議案第27号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）

国政情発第123号

令和7年1月15日

国分寺市議会議長

田中政義様



国分寺市長 井澤邦夫

令和6年度国分寺市議会出席者の変更について（報告）

令和6年4月1日付け国政情収第2号で報告しました本会議の出席者について、下記のとおり変更が生じたので報告します。

記

- 1 変更理由 人事異動
- 2 変更出席者名簿 別紙のとおり

本会議出席者名簿

令和7年1月15日現在

職名	氏名	職名	氏名
市長	井澤邦夫	市民生活部経済課長	飯塚達儀
副市長	橋本正之	市民生活部協働コミュニティ課長	小坂彰久
副市長	塩野目龍一	市民生活部文化振興課長	鈴木淳司
政策部長	沢柳和彦	市民生活部人権平和課長	平原直樹
公共施設マネジメント担当部長	細川啓明	市民生活部スポーツ振興課長	岡田周作
総務部長	宮本学	健康部地域共生推進課長	小峯基弘
市民生活部長	杉本守啓	健康部保険年金課長	越川徹子
健康部長	新井宏伸	健康部健康推進課長	占部英一
福祉部部長兼福祉事務所長	玉井理加	福祉部生活福祉課長	伊東正明
子ども家庭部長	石丸明子	福祉部障害福祉課長	宮外智美
まちづくり部長	加藤政幸	福祉部高齢福祉課長	澤田元織
建設環境部長	島崎進一	福祉部地域包括ケア担当課長	土井直人
会計管理者心得兼会計課長	野中美由貴	子ども家庭部子ども若者計画課長	千葉昌恵
政策部市政戦略室長	村越隆治	子ども家庭部保育幼稚園課長	桑野正樹
政策部情報管理課長	波岡宗一	子ども家庭部子ども子育て支援課長	山元めぐみ
政策部デジタル行政推進室長	山下由朗	子ども家庭部子育て相談室長	坂本岳人
政策部政策経営課長	渡邊浩典	子ども家庭部子ども発達支援担当課長	前田典人
政策部環境経営担当課長	坂本たかし	まちづくり部まちづくり計画課長	三田俊子
政策部公共施設マネジメント課長	久保崇徳	まちづくり部まちづくり推進課長(事務)	加藤政幸
政策部新庁舎建設担当課長	高木恵美	まちづくり部都市開発課長	清水健二
政策部政策法務課長	久保宏樹	まちづくり部駅周辺整備課長	細江隆
政策部政策法務担当課長	柳井幸	まちづくり部建築指導課長	小泉章子
政策部財政課長	松下正幸	建設環境部建設事業課長	山口真人
総務部秘書課長	佐藤久美子	建設環境部街路整備担当課長	田中宏和
総務部契約管財課長	佐藤義文	建設環境部道路管理課長	柳川太郎
総務部職員課長	増田雄二	建設環境部交通対策課長	古谷隆之
総務部付課長	桜井隆二	建設環境部下水道課長	野口和男
総務部防火安全課長	木村達郎	建設環境部緑と公園課長	岡沢法彦
総務部課税課長	高杉強	建設環境部環境対策課長	池田順彦
総務部納税課長	下河原顕子	建設環境部清掃施設担当課長	井上智昭
市民生活部市民課長	桑田知彦	建設環境部ごみ減量推進課長	栗原洋

※変更箇所は網掛け部分になります。

国政情報第163号

令和7年3月19日

国分寺市議会議長

田中政義様

国分寺市長 井澤邦夫



令和6年度国分寺市議会出席者の変更について（報告）

令和7年1月15日付け国政情報第123号で報告しました本会議の出席者について、下記のとおり変更が生じましたので報告します。

記

- 1 変更理由 退職
- 2 変更出席者名簿 別紙のとおり

本会議出席者名簿

令和7年3月19日現在

職名	氏名	職名	氏名
市長	井澤 邦夫	市民生活部協働コミュニティ課長	小坂 彰久
副市長	橋本 正之	市民生活部文化振興課長	鈴木 淳司
副市長	塩野 目龍一	市民生活部人権平和課長	平原 直樹
政策部長	沢柳 和彦	市民生活部スポーツ振興課長	岡田 周作
公共施設マネジメント担当部長	細川 啓明	健康部地域共生推進課長	小峯 基弘
総務部長	宮本 一宇	健康部保健年金課長	越川 僚子
市民生活部長	杉本 守啓	健康部健康推進課長	占部 英一
健康部長	新井 宏伸	福祉部生活福祉課長	伊東 正明
福祉部長兼福祉事務所長	玉井 理加	福祉部障害福祉課長	宮外 智美
子ども家庭部長	石丸 明子	福祉部高齢福祉課長	澤田 元織
まちづくり部長	加藤 政幸	福祉部地域包括ケア担当課長	土井 直人
建設環境部長	島崎 進一	子ども家庭部子ども若者計画課長	千葉 昌恵
会計管理者心得兼会計課長	野中 美由貴	子ども家庭部保育幼稚園課長	桑野 正樹
政策部市政戦略室長	村越 隆治	子ども家庭部子ども子育て支援課長	山元 めぐみ
政策部情報管理課長	波岡 宗一	子ども家庭部子育て相談室長	坂本 岳人
政策部デジタル行政推進室長	山下 由朗	子ども家庭部子ども発達支援担当課長	前田 典人
政策部政策経営課長	渡邊 浩典	まちづくり部まちづくり計画課長	三田 俊子
政策部環境経営担当課長	坂本 たかし	まちづくり部まちづくり推進課長(兼務)	加藤 政幸
政策部公共施設マネジメント課長	久保 崇徳	まちづくり部国分や新宮等緑地まちづくり担当課長	清水 健二
政策部新庁舎建設担当課長	高木 恵	まちづくり部まちづくり部周辺整備課長	細江 隆
政策部政策法務課長	久保 宏	まちづくり部建築指導課長	小泉 章子
政策部政策法務担当課長	柳井 幸	建設環境部建設事業課長	山口 真人
政策部財政課長	松下 正幸	建設環境部街路整備担当課長	田中 宏和
総務部秘書課長	佐藤 久美子	建設環境部道路管理課長	柳川 太郎
総務部契約管理課長	佐藤 義文	建設環境部交通対策課長	古谷 隆之
総務部職員課長	増田 雄二	建設環境部下水道課長	野口 和男
総務部防災安全課長	木村 達郎	建設環境部緑と公園課長	岡沢 法彦
総務部環境課長	高杉 強	建設環境部環境対策課長	池田 順彦
総務部納税課長	下河原 颯子	建設環境部清掃施設担当課長	井上 智昭
市民生活部市民課長	桑田 知彦	建設環境部ごみ減量推進課長	栗原 洋
市民生活部経済課長	飯塚 達儀		

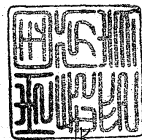
国政情発第121号

令和7年1月15日

国分寺市市議会議長

田中 政義 様

国分寺市長 井澤 邦夫



令和7年国分寺市議会第1回定例会議事日程について（依頼）

このことについて、下記日時において公務が重なっているため、議事日程の特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 日時 令和7年3月7日（金）午後5時15分～
- 2 内容 小金井・国分寺防犯協会創立70周年記念式典及び祝賀会
- 3 場所 小金井警察署（小金井市貫井南町3丁目21番3号）

令和7年2月26日

国分寺市市議会議長

田中政義様



国分寺市長 井澤邦末

令和7年国分寺市議会第2回定例会議事日程について（依頼）

このことについて、下記日時において公務が重なっているため、議事日程の特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

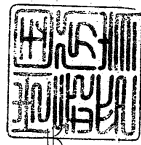
記

- | | | |
|---|----|--|
| 1 | 日時 | ① 令和7年5月14日（水）午前9時～午後5時
② 令和7年5月19日（月）午後1時30分～午後5時
③ 令和7年5月27日（火）午後1時30分～午後5時
④ 令和7年6月4日（水）午前9時～午後5時 |
| 2 | 内容 | ① 全国市長会関東支部 総会
② 東京都市長会 役員会
③ 東京都市長会 全体会
④ 全国市長会議 総会 |
| 3 | 場所 | ① ハワイランドリゾート ホテル&スパ
（山梨県富士吉田市新西原5-6-1）
② 東京自治会館（府中市新町2-77-1）
③ 東京自治会館（府中市新町2-77-1）
④ ホテルニューオータニ（千代田区紀尾井町4-1） |

令和7年2月14日

国分寺市議会議長

田中政義様



国分寺市長 井澤邦

議会の委任による専決処分について（報告）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

国政情発第135号

令和7年2月14日

国分寺市議会議長 殿

国分寺市長 井 澤 邦



東京都国分寺市土地開発公社の経営状況の提出について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3（財政状況の公表等）第2項の規定により、別紙のとおり送付します。

記

- 1 令和6年度東京都国分寺市土地開発公社事業計画（補正4号）
- 2 令和6年度東京都国分寺市土地開発公社補正予算（第4号）
- 3 令和6年度東京都国分寺市土地開発公社資金計画（補正4号）



国監発第21号

令和6年12月23日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

国分寺市監査委員

川 畑 一 郎

高 瀬 かおる



令和6年度第1回定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和6年度第1回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。



国監発第22号

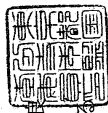
令和6年12月23日

国分寺市議会議長

田中政義様

国分寺市監査委員

川畑一良
高瀬かおる



国監発第23号

令和6年12月23日

国分寺市議会議長

田中政義様

国分寺市監査委員

川畑一良
高瀬かおる



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

令和6年度公の施設の指定管理者監査の結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

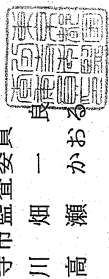
- 1 検査年月日 令和6年12月23日(月)
- 2 検査対象 令和6年11月分の一般会計、土地取得特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 11月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。



国監発第26号
令和7年1月24日

国分寺市議会議長
田中政義様

国分寺市監査委員



国分寺市監査委員



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

記

- 1 検査年月日 令和7年1月24日(金)
- 2 検査対象 令和6年12月分の一般会計、土地取得特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 12月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。



国監発第29号
令和7年2月20日

国分寺市議会議長
田中政義様

国分寺市監査委員



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

記

- 1 検査年月日 令和7年2月20日(木)
- 2 検査対象 令和7年1月分の一般会計、土地取得特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 1月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。

条例

国分寺市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条（定義）第8項」を「第2条（定義）第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項、第47条及び第48条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年2月21日提出

国分寺市議会運営委員会

委員長 木 島 たかし

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、引用条項を改めるほか、文言を整理するため、必要がある。

令和 7 年度国分寺市一般会計予算

令和 7 年 2 月 21 日提出

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 60,564,089 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 法第 230 条第 1 項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員に係る職員手当及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)		
款	項	金額
1 市税		26,624,172
	1 市民税	14,571,845
	2 固定資産税	8,866,017
	3 軽自動車税	94,317
	4 市たばこ税	1,011,478
2 地方譲与税	5 都市計画税	2,080,515
		200,400
	1 地方揮発油譲与税	45,486
	2 自動車重量譲与税	137,130
	4 森林環境譲与税	17,784
3 利子割交付金		155,864
4 配当割交付金	1 利子割交付金	155,864
		383,572
5 株式等譲渡所得割交付金	1 配当割交付金	383,572
		723,191
6 地方消費税交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	723,191
		3,387,201
7 環境性能割交付金	1 地方消費税交付金	3,387,201
		74,025
8 法人事業税交付金	1 環境性能割交付金	74,025
		513,111
9 地方特例交付金	1 法人事業税交付金	513,111
		121,401
10 地方交付税	1 地方特例交付金	121,401
		50,000
11 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	50,000
		8,252
12 分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金	8,252
		322,610
13 使用料及び手数料	1 負担金	322,610
		1,110,324
14 国庫支出金	1 使用料	569,769
	2 手数料	540,555
		11,375,722
	1 国庫負担金	8,777,146

(単位：千円)		
款	項	金額
15 都支出金	2 国庫補助金	2,568,113
	3 委託金	30,463
		9,964,319
	1 都負担金	3,174,766
	2 都補助金	6,272,440
16 財産収入	3 委託金	517,113
		160,938
	1 財産運用収入	109,740
	2 財産売却収入	51,198
		59,901
17 寄附金	1 寄附金	59,901
		1,061,280
18 繰入金	1 特別会計繰入金	41,796
	2 基金繰入金	1,019,484
19 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
20 諸収入		850,006
	1 延滞金、加算金及び過料等	18,254
	2 市預金利子	24
	3 貸付金元利収入	15,462
	4 収益事業収入	100,000
	5 雑入	660,512
21 市債	6 受託事業収入	55,754
		2,417,800
	1 市債	2,417,800
歳入合 計		60,564,089

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		349,216
	1 議会費	349,216
2 総務費		6,636,879
	1 総務管理費	5,282,865
	2 徴税費	497,992
	3 戸籍住民基本台帳費	485,645
	4 選挙費	223,644
	5 統計調査費	114,063
	6 監査委員費	32,670
3 民生費		29,057,732
	1 社会福祉費	10,757,629
	2 児童福祉費	15,538,644
	3 生活保護費	2,720,483
	4 国民年金費	40,976
4 衛生費		5,352,881
	1 保健衛生費	1,961,740
	2 清掃費	3,391,141
5 労働費		12,367
	1 失業対策費	2
	2 労働諸費	12,365
6 農林費		109,668
	1 農業費	109,668
7 商工費		136,347
	1 商工費	136,347
8 土木費		5,789,244
	1 土木管理費	215,162
	2 道路橋りょう費	1,841,326
	3 都市計画費	3,716,435
	4 住宅費	16,321
9 消防費		1,696,286
	1 消防費	1,696,286
10 教育費		8,106,156
	1 教育総務費	3,099,356
	2 小学校費	2,202,943
	3 中学校費	777,596
	4 社会教育費	1,671,456

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 保健体育費	354,805
11 公債費		2,384,260
	1 公債費	2,384,260
12 諸支出金		783,053
	2 開発公社費	27,011
	3 基金費	756,042
13 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳 出 合 計		60,564,089

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国分寺市土地開発公社の土地先行取得事業	令和7年度 から 履行の年度まで	令和7年度に国分寺市土地開発公社が取得した用地買収費等
金融機関に対する債務保証	令和7年度 から 金融機関との協議に基づき元利償還の期間まで	令和7年度に国分寺市が国分寺市土地開発公社に委託した業務につき同公社が融資を受けた元金及び利子
国分寺市融資制度による損失補償(小口事業資金、住宅改修、がけの崩壊による災害防止)	融資金弁済不能と認められたとき	弁済不能となった元金及び遅延損害金の合計額
国分寺市融資制度による利子補給(小口事業資金、住宅改修、がけの崩壊による災害防止、商店街近代化等事業資金)	国分寺市融資条例に定める期間内	国分寺市融資条例に基づく融資金に対する利子補給額
犯罪被害者等生活支援資金融資に対する保証料補助及び利子補給	国分寺市犯罪被害者等支援条例に定める期間内	国分寺市犯罪被害者等支援条例に基づく融資金に対する保証料補助額及び利子補給額
事務機器・OA機器及びOA機器をもって構成する電子計算組織の賃貸借事業	令和8年度 から 賃貸借契約終了年度まで	賃貸借契約により決定した額
公共施設清掃業務委託事業	令和8年度 から 令和10年度まで	1,268
市議会首声データー反訳及び会議録作成業務委託事業	令和8年度 から 令和9年度まで	委託契約により決定した額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
統一的な基準による地方公会計財務書類作成等支援業務委託事業	令和8年度 から 令和9年度まで	990
電話交換設備保守点検業務委託事業	令和8年度 から 契約終了年度まで	27,512
防犯管理設備保守点検業務委託事業	令和8年度 から 令和11年度まで	11,765
庁用車借上事業	令和8年度 から 令和14年度まで	15,491
包括施設管理委託事業(令和7年度追加業務等対応)	令和8年度 から 令和10年度まで	535,233
旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント及び設計施工監督員補助業務委託事業	令和8年度 から 令和10年度まで	136,726
旧庁舎用地複合公共施設工事業	令和8年度 から 令和10年度まで	7,324,344
建築営繕業務における業務効率化事業	令和8年度 から 令和9年度まで	959

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民アンケート調査業務委託事業	令和7年度 から 令和11年度まで	9,697
芸術文化振興事業補助事業	令和7年度 から 令和8年度まで	1,000
もとまちプラザ付属建物借上事業	令和8年度 から 令和9年度まで	55,440
第3期基幹系システム等導入・運用委託事業(令和7年度戸籍システム端末導入・保守)	令和8年度まで	1,331
第3期例規システム導入・運用委託事業	令和7年度 から 令和11年度まで	21,257
行政手続オンライン化支援業務委託事業	令和8年度まで	18,150
AI-OCR実施事業	令和7年度 から 令和8年度まで	契約により決定した額
提案型協働事業	令和7年度 から 令和8年度まで	2,500

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
情報配信業務委託事業	令和8年度 から 令和9年度まで	2,329
民生・児童委員等及啓発グッズ購入事業(令和8年度納品分)	令和7年度 から 令和8年度まで	59
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託事業	令和8年度まで	4,363
障害者計画等策定業務委託事業	令和8年度まで	3,637
障害者センター管理運営委託事業(点検業務、人件費等追加分)	令和8年度 から 令和9年度まで	7,534
児童発達支援センターつくしんぼ連絡帳管理システム導入・運用委託事業	令和8年度 から 令和11年度まで	845
ベビーマッサージ利用支援事業(令和8年度実施分)	令和7年度 から 令和9年度まで	協定に基づき負担すべき額
児童保育所入退室管理システム運用委託事業(第四日吉児童保育所設置分)	令和8年度 から 令和10年度まで	337

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第八小学校区学童保育所設置工事 事業	令和8年度まで	153,000
第八小学校区学童保育所設置工事に伴う工事監理委託事業	令和7年度 から 令和8年度まで	8,018
児童館ランドセル来館入退室管理システム運用委託事業	令和8年度 から 令和10年度まで	238
(仮称)健康ポイントアプリ導入・運用委託事業	令和8年度 から 令和9年度まで	14,168
清掃センター工場棟他解体撤去工事 事業	令和7年度 から 令和10年度まで	2,315,500
国分寺市地域産業活性化プラン策定業務委託事業	令和8年度まで	5,742
戸倉橋補修工事施工委託事業(塗装塗装工事等)	令和7年度 から 令和8年度まで	240,000
住宅マスタープラン改定支援業務委託事業	令和8年度まで	9,702

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地理情報システム(GIS)導入・運用等委託事業	令和8年度 から 令和12年度まで	99,055
国分寺駅南口再整備に向けた検討業務委託事業	令和8年度 から 令和9年度まで	30,470
西国分寺駅北口駅前エリア整備実現化検討のための業務委託事業	令和8年度 から 令和9年度まで	79,970
国分寺市立西町緑地土地賃貸借事業	令和8年度 から 令和9年度まで	13,438
防火貯水槽用地賃貸借事業	令和8年度 から 令和9年度まで	1,414
IP無線機借上事業(令和7年度台数追加分)	令和8年度 から 令和11年度まで	2,952
防災行政無線固定局用地賃貸借事業	令和8年度 から 令和9年度まで	285
GIGAスクールタブレット共同調達事業	令和8年度 から 令和12年度まで	139,498

(単位：千円)			
事 項	期 間	限 度 額	
G I G Aスクーラルタブレット回収・処分業務委託事業	令和7年度 から 令和8年度まで	29,842	
自家用電気工作物保安管理業務委託事業	令和8年度 から 契約終了年度まで	6,734	
小中学校エアコン（図書室等）借上事業	令和8年度 から 令和17年度まで	425,367	
小中学校LED照明借上事業 ・国分寺市立第二小学校 ・国分寺市立第四小学校 ・国分寺市立第四中学校 ・国分寺市立第五中学校	令和8年度 から 令和17年度まで	164,884	
中学校給食調理業務委託事業	令和7年度 から 令和12年度まで	委託契約により決定した額	
史跡地内文化財倉庫解体・整備工事事業	令和8年度まで	5,988	
図書館資料運搬業務委託事業	令和8年度まで	6,929	

第3表 地方債

(単位：千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
内藤地域センター施設改修事業	103,400	証書借入れ 又は 証券発行	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率の見直しを行った後に引き上げ後の利率) その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。	借入れの時期から据置期間を含め25年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利償に借換えすることをできる。
旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地購入事業	124,900			
旧庁舎等解体工事業	337,300			
旧庁舎用地複合公共施設建設事業	26,600			
恋ヶ窪保育園外部改修事業	86,500			
第五小学校児童保育所設置事業	3,900			
第八小学校児童保育所設置事業	24,900			
いずみプラザ施設改修事業	28,300			
地方道路等整備事業	610,900			
都市計画道路整備事業	460,600			
新町一丁目緑地事業	76,300			
黒鐘公園整備事業	208,400			
第二小学校校舎大規模改造整備事業	91,600			
第九小学校校舎大規模改造整備事業	92,500			
第一中学校水飲栓直結事業	48,500			
史跡武蔵国分寺跡公園整備事業	71,500			
史跡武蔵国分寺跡公園用地買収事業	21,700			

議案第2号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)		
款	項	金額
1 国民健康保険税		2,571,781
	1 国民健康保険税	2,571,781
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 都支出金		7,130,934
	1 都補助金	7,130,933
	2 財政安定化基金交付金	1
5 繰入金		1,162,752
	1 他会計繰入金	1,162,752
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		18,688
	1 延滞金、加算金及び通料	10,327
	2 市債金利子	1
	3 雑入	8,360
歳入		10,884,158

令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算

令和7年度国分寺市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,884,158千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用のときと定める。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井澤邦夫

歳 出			(単位：千円)	
款	項	金 額		
1 総務費	1 総務管理費	109,167		
	2 徴税費	94,209		
2 保険給付費		14,958		
		6,983,084		
	1 療養諸費	6,089,610		
	2 高額療養費	838,098		
	3 移送費	150		
	4 出産育児諸費	32,500		
	5 葬祭諸費	8,850		
	6 結核・精神医療給付金	13,866		
	7 傷病手当金	10		
		3,643,657		
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分	2,432,717		
	2 後期高齢者支援助金等分	905,193		
	3 介護納付金分	305,747		
5 保健事業費		117,419		
	1 特定健康診査等事業費	101,485		
6 公債費	2 保健事業費	15,934		
		241		
7 諸支出金	1 公債費	241		
		27,590		
	1 償還金及び還付金	27,588		
	2 延滞金	1		
8 予備費	3 繰出金	1		
		3,000		
	1 予備費	3,000		
歳 出 合 計		10,884,158		

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)			
事 項	期 間	限 度	額
医療費適正化支援業務委託事業	令和 8 年度 から 令和11年度まで		47,076

第1表 歳入歳出予算
歳入

		(単位：千円)	
款	項	金額	
1 保険料		2,173,618	
	1 介護保険料	2,173,618	
2 分担金及び負担金		1	
	1 負担金	1	
3 使用料及び手数料		2	
	1 手数料	2	
4 国庫支出金		2,094,815	
	1 国庫負担金	1,679,540	
	2 国庫補助金	415,275	
5 支払基金交付金		2,610,145	
	1 支払基金交付金	2,610,145	
6 都支出金		1,403,561	
	1 都負担金	1,349,126	
	3 都補助金	54,435	
7 財産収入		2,046	
	1 財産運用収入	2,046	
9 繰入金		1,798,236	
	1 一般会計繰入金	1,616,092	
	2 基金繰入金	182,144	
10 繰越金		5,057	
	1 繰越金	5,057	
11 諸収入		338	
	1 延滞金及び通料	62	
	2 預金利子	1	
	3 雑入	275	
歳入合計		10,087,819	

令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算

令和7年度国分寺市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,087,819千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当、共済費（会計年度任用職員に係る職員手当及び共済費を除く。）及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用のときと定める。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

議案第4号

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
1 総務費		315,801
	1 総務管理費	210,854
	2 徴収費	5,263
	3 介護認定費	99,684
2 保険給付費		9,322,337
	1 介護サービス給付費	8,617,553
	2 介護予防サービス給付費	250,033
	3 高額介護サービス等費	271,550
	4 高額医療合算介護サービス等費	48,591
	5 その他諸費	11,425
	6 市町村特別給付費	3,365
	7 特定入所者介護サービス等費	119,820
4 保健福祉事業費		1
	1 保健福祉事業費	1
5 地域支援事業費		399,784
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	323,554
	2 一般介護予防事業費	8,579
	3 包括的支援事業費・任意事業費	66,591
	4 その他諸費	1,060
6 基金積立金		2,046
	1 基金積立金	2,046
7 諸支出金		46,850
	1 償還金及び還付加算金	5,056
	2 繰出金	41,794
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,087,819

令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度国分寺市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,468,994千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		2,040,977
	1 後期高齢者医療保険料	2,040,977
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
5 繰入金		1,379,354
	1 他会計繰入金	1,379,354
6 繰越金		2,568
	1 繰越金	2,568
7 諸収入		46,093
	1 延滞金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	2,139
	3 預金利子	1
	4 受託事業収入	43,850
	5 雑入	2
歳入	合計	3,468,994

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		27,638
	1 総務管理費	17,364
	2 徴収費	10,274
2 保険給付費		43,850
	1 葬祭費	43,850
3 広域連合納付金		3,391,495
	1 広域連合負担金	3,391,495
4 保健事業費		1,380
	3 疾病予防費	1,380
5 諸支出金		3,631
	1 償還金及び還付加算金	3,630
	2 繰出金	1
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,468,994

令和 7 年度国分寺市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度国分寺市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところ
による。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 計画人口 118,300人
- (2) 年間処理水量 17,432,400㎡
- (3) 一日平均処理水量 47,760㎡
- (4) 主要な建設改良事業
管きょ建設改良事業
 - ・公共下水道ストックマネジメント計画（第 1 期）委託料 601,000千円
 - ・道路排水施設等共同施工負担金（国 3・4・6 号線） 40,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第 1 款 下水道事業収益
 - 第 1 項 営業収益 2,515,251千円
 - 第 2 項 営業外収益 1,944,164千円

支 出

- 第 1 款 下水道事業費用 2,983,651千円
- 第 1 項 営業費用 2,850,581千円
- 第 2 項 営業外費用 131,990千円
- 第 3 項 特別損失 80千円
- 第 4 項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入
額が資本的支出額に対し不足する額405,394千円は、当年度分消費税及び
地方消費税資本的収支調整額62,750千円及び過年度分損益勘定留保資金
342,644千円で補填するものとする。）。

収 入

- 第 1 款 下水道事業資本的収入 697,126千円
- 第 1 項 企業債 531,200千円
- 第 3 項 他会計補助金 24,876千円
- 第 5 項 国庫等補助金 135,050千円
- 第 6 項 負担金等 6,000千円

支 出

- 第 1 款 下水道事業資本的支出 1,102,520千円
- 第 1 項 建設改良費 885,288千円
- 第 2 項 企業債償還金 215,232千円
- 第 5 項 予備費 2,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のと
おりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金融資あっせんによる損失補償	融資金弁済不能と認められたとき	弁済不能となった元金及び遅延損害金の合計額
水洗便所改造資金融資あっせんによる利子補給	国分寺市水洗便所普及条例に定める期間内	国分寺市水洗便所普及条例に基づく融資金に対する利子補給額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	387,900千円	証書借入れ又は証券発行	5％以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時期から据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。
流域下水道事業債	143,300千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用と営業費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

107,028千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、61,635千円である。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井澤 邦夫

専決処分について

令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

による。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額（68, 703, 354千円）に歳入歳出それぞれ 366, 395千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69, 069, 749千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 1 月 31 日

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

住民税非課税世帯給付金・子ども加算給付金給付事業を速やかに行う必要があり、専決処分したので議会の承認を求めるため、必要がある。

歲出

歳入					(単位: 千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
14 国庫支出金		11,741,078	366,395	12,107,473		
	2 国庫補助金	3,574,568	366,395	3,940,963		
歳入	合 計	68,703,354	366,395	69,069,749		

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		14,502,751	2,829	14,505,580
	1 総務管理費	13,378,672	2,829	13,381,501
3 民生費		29,014,359	363,566	29,377,925
	1 社会福祉費	11,815,388	363,566	12,178,954
合 計		68,703,354	366,395	69,069,749

議案第 7 号

令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）

令和 6 年度国分寺市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額（69,069,749千円）に歳入歳出それぞれ

759,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

69,829,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の変更及び廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

第 2 表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯給付金・子ども加算給付金給付事業	363,566

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入					(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計		
9 地方特例交付金		735,258	137	735,395		
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	137	137		
12 分担金及び負担金		321,367	▲41	321,326		
	1 負担金	321,367	▲41	321,326		
14 国庫支出金		12,107,473	▲61,425	12,046,048		
	1 国庫負担金	8,136,210	80,374	8,216,584		
15 都支出金		3,940,963	▲141,799	3,799,164		
	2 国庫補助金	9,112,118	8,596	9,120,714		
17 寄附金	1 都負担金	3,070,677	49,826	3,120,503		
	2 都補助金	5,618,085	▲30,075	5,588,010		
	3 委託金	423,356	▲11,155	412,201		
18 繰入金		91,137	▲6,000	85,137		
	1 寄附金	91,137	▲6,000	85,137		
20 繰収入		6,432,907	1,023,271	7,456,178		
	2 基金繰入金	6,244,825	1,023,271	7,268,096		
21 市債		937,846	▲1,195	936,651		
	5 繰入	827,695	▲1,195	826,500		
	1 市債	6,629,800	▲203,500	6,426,300		
歳 入 合 計					69,069,749	69,829,592

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		414,175	▲6,818	407,357
	1 議会費	414,175	▲6,818	407,357
2 総務費		14,505,580	13,710	14,519,290
	1 総務管理費	13,381,501	25,864	13,407,365
	3 戸籍住民基本台帳費	426,362	▲999	425,363
	4 選挙費	179,510	▲11,155	168,355
		29,377,925	51,467	29,429,392
3 民生費	1 社会福祉費	12,178,954	122,141	12,301,095
	2 児童福祉費	14,459,490	▲62,217	14,397,273
	3 生活保護費	2,696,405	▲8,457	2,687,948
		5,470,588	▲76,997	5,393,591
4 衛生費	1 保健衛生費	2,066,863	▲47,021	2,019,842
	2 清掃費	3,403,725	▲29,976	3,373,749
7 商工費		595,834	▲5,007	590,827
	1 商工費	595,834	▲5,007	590,827
8 土木費		4,583,941	▲138,100	4,445,841
	2 道路橋りょう費	1,886,993	▲113,030	1,773,963
	3 都市計画費	2,469,877	▲25,070	2,444,807
9 消防費		2,084,924	▲6,476	2,078,448
	1 消防費	2,084,924	▲6,476	2,078,448
10 教育費		8,010,369	▲74,708	7,935,661
	1 教育総務費	2,017,039	▲3,000	2,014,039
	4 社会教育費	1,873,584	▲69,637	1,803,947
	5 保健体育費	385,206	▲2,071	383,135
		1,524,135	1,002,772	2,526,907
12 諸支出金	3 基金費	1,520,020	1,002,772	2,522,792
歳 出 合 計		69,069,749	759,843	69,829,592

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新庁舎建設事業債	4,522,000	証書借入れ 又は 証券発行	5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	借入れの時期から据 置期間を含め25年以内 に償還する。 ただし、財政その他の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利債に借換えす ることができる。 その他の借入れにつ いては、借入先の融資 条件に従う。	4,451,800	証書借入れ 又は 証券発行	5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	借入れの時期から据 置期間を含め25年以内 に償還する。 ただし、財政その他の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利債に借換えす ることができる。 その他の借入れにつ いては、借入先の融資 条件に従う。
内藤地域センター施設改 修事業債	80,000				67,400			
第八小学校区学童保育所 設置事業債	80,100				65,000			
地方道路等整備事業債	486,300				381,900			
史跡武蔵国分寺跡公園整 備事業債	48,400				47,200			

第 2 表 債務負担行為補正

変 更	事 項	補正前		補正後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
	次世代教育系シス テム導入・運用保 守委託事業	令和6年度 から 令和12年度まで	5,728,137	令和6年度 から 令和12年度まで	4,705,244

廃 止	事 項	期 間	限 度 額
		令和7年度 から 令和10年度まで	5,280
	電話交換設備保守点検業務委託事業		
	第3期基幹系システム等導入・運用 委託事業(いずみアラザ基幹系ネッ トワーク)	令和7年度 から 令和11年度まで	728

第 1 表 歲入 歲出 予算 補正

(単位:千円)

(歳入歳出予算の補正)

17,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

夫邦澤井長寺分国

— 177 —

[illegible][illegible]

令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算(第4号)

令和6年度国分寺市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額（10,154,676千円）から歳入歳出それぞれ

92,114千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

10,062,562千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月21日提出

国分寺市長井澤邦夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
4 国庫支出金		2,069,392	▲26,233	2,043,159	
	1 国庫負担金	1,638,254	▲22,208	1,616,046	
2 国庫補助金		431,138	▲4,025	427,113	
	1 支払基金交付金	2,549,286	▲32,068	2,517,218	
5 支払基金交付金		2,549,286	▲32,068	2,517,218	
	1 支払基金交付金	2,549,286	▲32,068	2,517,218	
6 都支出金		1,369,621	▲16,392	1,353,229	
	1 都負担金	1,318,656	▲16,392	1,302,264	
9 繰入金		1,771,815	▲17,421	1,754,394	
	1 一般会計繰入金	1,595,682	▲17,421	1,578,261	
歳入		10,154,676	▲92,114	10,062,562	

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		327,648	▲2,575	325,073	
	1 総務管理費	222,312	▲2,575	219,737	
2 保険給付費		9,105,660	▲121,813	8,983,847	
	1 介護サービス給付費	8,416,139	▲85,517	8,330,622	
	6 市町村特別給付費	7,473	▲3,040	4,433	
	7 特定入所者介護サービス等費	117,342	▲33,256	84,086	
6 基金積立金		110,795	32,274	143,069	
	1 基金積立金	110,795	32,274	143,069	
歳出		10,154,676	▲92,114	10,062,562	

議案第10号

令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度国分寺市の下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度国分寺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号を次のように改める。

（4）主要な建設改良事業

管きょ建設改良事業

・公共下水道ストックマネジメント計画（第1期）委託料

267,000千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（補正前の額） （補正額） （計）

支 出

第1款 下水道事業費用

3,007,765千円 ▲29,594千円 2,978,171千円

第1項 営業費用

2,893,233千円 ▲26,381千円 2,866,852千円

第2項 営業外費用

113,452千円 ▲3,213千円 110,239千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

340,737千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

266,072千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

59,173千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

38,994千円」に、「過年度分損益勘定留保資金281,564千円」を「過年度

分損益勘定留保資金227,078千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額

を次のとおり補正する。

（補正前の額） （補正額） （計）

収 入

第1款 下水道事業資本的収入

685,296千円 ▲147,400千円 537,896千円

第1項 企業債

523,300千円 ▲147,400千円 375,900千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出

1,026,033千円 ▲222,065千円 803,968千円

第1項 建設改良費

777,768千円 ▲222,065千円 555,703千円

（企業債）

第5条 予算第6条の表中「348,600千円」を「201,200千円」に改める。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

議案第11号

国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例

国分寺市庁舎建設資金積立基金条例（平成28年条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

国分寺市庁舎建設資金積立基金を廃止するため、必要がある。

議案第12号

国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例

国分寺市職員定数条例（昭和41年条例第8号）の一部を次のように改正する。

国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「567人」を「585人」に改め、同表教育委員会の職員の項中「82人」を「84人」に改め、同表合計の項中「666人」を「686人」に改める。

上記の議案を提出する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

市長の事務部局等の職員に係る定数を改めるため、必要がある。

条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項及び第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第19条において「配偶者等」という。）」を加える。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

令和7年2月21日提出

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴い、超過勤務の免除の見直し等を行うため、必要がある。

附 則

議案第14号

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第9条の3に規定する超過勤務の免除に係る請求は、施行日前においても行うことができる。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

東京都に準じた扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の改定等を行うため、必要がある。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号に掲げる扶養親族については6,000円」を「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円」に改め、「（別表第1に掲げる行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）については、3,000円）とし、同項第2号に掲げる扶養親族については1人につき9,000円」を削り、「同項第3号から第6号まで」を「同項第2号から第5号まで」に、「行(1)4級職員」を「別表第1に掲げる行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）」に改める。

第9条第1項第3号及び第4号を削り、同条第3項前段中「さらに」を「更に」に、「扶養手当を受けている職員」を「又は扶養手当を受けている職員」に改め、「又は扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同項後段中「さらに」を「更に」に改め、「（扶養親族たる満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者でないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者でない職員となった場合における当該満18歳

に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第9条の4第2項中「月額」を「額」に改め、同項第1号ただし書中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第3号中「合計額」の次に「（その額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額が150,000円を超えるときは、150,000円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額）」を加える。

第16条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第16条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第7条の2の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対応に従事するため午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第9条の改正規定及び第9条の4第2項の改正規定（「月額」を「額」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 2 施行日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第8条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に掲げる扶養親族に係る扶養手当は、別表第1に掲げる行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「(別表第1に掲げる行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員（以下「行(1)4級職員」という。）については、3,000円）」とあるのは「(行(1)4級職員については、3,000円)とし、同項第6号に掲げる扶養親族については3,000円」とする。

議案第15号

国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定を整理するため、必要がある。

国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第19条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した国分寺市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正等に伴い、外国旅行の旅費に係る規定を整理するため、必要がある。

国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国

分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第31条から第35条まで、第39条及び第39条の2」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第5条から第9条まで、第11条及び第15条」に、「同法」を「同令」に、「指定職の職務にある者」を「指定職職員等」に改める。

（国分寺市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 国分寺市職員の旅費に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第31条から第35条まで、第39条（規則で定める場合を除く。）及び第39条の2」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第5条から第9条まで、第11条及び第15条」に、「同法」を「同令」に、「8級の職務にある者」を「職務の級が8級の者」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、引用条項を整理するため、必要がある。

議案第18号

国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第42条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第71条第2項第2号及び第150条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

付則第26条の4第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

福祉事務所嘱託医等の報酬の額を改定するため、必要がある。

国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例

国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和40年条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「113,200円」を「116,280円」に、「56,600円」を「58,140円」に改める。

別表第3中「700,260円」を「717,354円」に、「628,260円」を「645,354円」に、「150,680円」を「153,001円」に、「544,500円」を「556,050円」に、「452,800円」を「465,120円」に、「1,920,000円」を「2,063,970円」に、「707,500円」を「726,750円」に改める。

別表第4中「28,300円」を「29,070円」に、「42,450円」を「43,605円」に、「28,200円」を「29,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

国分寺市長 井 澤 邦 夫

国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する規定を整備するため、必要がある。

国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1号被保険者をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を、「員数」の次に「（国分寺市地域包括支援センター運営協議会（国分寺市地域包括支援センター運営協議会設置条例（平成17年条例第53号）に規定する国分寺市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員員数を常勤の職員員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、国分寺市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

第3条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「（国分寺市地域包括支援センター運営協議会設置条例（平成17年条例第53

号）に規定する国分寺市地域包括支援センター運営協議会をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例
及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営の基準に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

正)

第1条 国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

令和7年2月21日提出

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

国分寺市長 井 澤 邦 夫

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

提案理由

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

と。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項中「家庭的保育事業所等に搬入する」を「、家庭的保育事業所等に搬入する」に改め、同項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

(国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いづれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように

するための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保する

こと。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

- ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項においては「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

課の名称を変更するため、必要がある。

国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例

議案第22号

国分寺市環境基本条例（平成16年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第31条第6項中「まちづくり部まちづくり計画課」を「まちづくり部環境経営課」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の改正に伴い、引用条項を整理するため、必要がある。

国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

の一部を改正する条例

国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「第26条（認定特定建築物等の容積率の特例）」を「第27条（認定特定建築物等の容積率の特例）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第23号

国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）等の改正に伴い、事務手数料に関する規定を整備するため、必要がある。

国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 国分寺市事務手数料条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項及び2の項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同表10の項から16の項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表17の項から19の項までの規定中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表20の項中「第18条第24項第1号及び第2号」を「第18条第38項第1号及び第2号」に改める。

第2条 国分寺市事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「又は通知に係る計画に法第18条第5項ただし書を適用し、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第9条の3（確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準）に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準等に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）を「を適用し、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が同項ただし書第1号及び第2号に規定する確認審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）を行う部分が含まれる場合又は通知に係る計画に法第18条第5項ただし書を適用し、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が特定建築基準適合審査」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表2の項中「法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定に基づく建築物に関する確認の申請及び計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査」を「法第6条の3第1項ただし書の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査又は

は法第18条第5項ただし書の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査」に改め、同表10の項中「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表14の項中「9,900円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「23,000円」に、「21,000円」を「29,000円」に改め、同表73の項中「令」を「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）」に改める。

別表第2の86の項及び87の項を次のように改める。

86	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）第53条（低炭素建築物新築等計画の認定）第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて低炭素法第54条（低炭素建築物新築等計画の認定基準等）第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項、3の項、4の項又は5の項に掲げる額（申請に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について6の項又は7の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）
(1)	ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） イ ア 住宅部分以外 市長	申請に併する。以下同じ。） 5,800円 当該部分の床面積の合計が300平方

指 定 する 者 が 作 成 し た 低 炭 素 法 第 54 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ	建 築 物 の 建 造 に 関 する 規 定 を 定 め る 省 令 （ 平 成 28 年 経 済 産 業 省 ・ 国 土 交 通 省 令 第 1 号 。以 下 「 基 準 省 令 」 と い う。 。） 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ	ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 （ 平 成 28 年 経 済 産 業 省 ・ 国 土 交 通 省 令 第 1 号 。以 下 「 基 準 省 令 」 と い う。 。） 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ	方 メ ー ト ル 未 満 の も の 11,300 円 当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 300 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 23,800 円 当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 52,800 円 当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 10,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 94,700 円 当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 10,000 平 方 メ ー ト ル 以 上	た 場 合	上 25,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 119,000 円 当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 25,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の 148,000 円 非 住 宅 部 分 （ 基 準 省 令 第 1 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 非 住 宅 部 分 を い う。 以 下 同 じ。 ） 方 メ ー ト ル 以 上 1,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の 19,500 円 当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 2,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の

31,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

(2)	ア	(ア) 誘導仕様基準 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準 (令和4年国土交通省告示第1106号)をいう。以下同じ。) による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のも 22,200円

(イ) 標準	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40, 200 円
計算法	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上
(基準省令第10条(建築物	のもの 44, 900 円
エネルギー消費性	
能誘導基準) 第2号イ(1)及び同号	
ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下86の項、	
87の項、89の項及び90の項において同じ。)による場合	

(ウ) 仕様・計算併用法による場合(誘導仕様基準及び標準計算法を併用する場合をいう。以下86の項、87の項、89の項及び90の項において同じ。)	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上
イ ア 住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38, 700 円
住 (ア) 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38, 700 円
宅 部 分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38, 700 円
建 築 物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38, 700 円

(イ) 標準計算法による場合	方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 66,900円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 81,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル

ル未満のもの 135,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 329,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

	449, 000円
(ウ) 仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59, 800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 100, 000円
	当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 175, 000円
	当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 256, 000円

	当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの 304, 000円
	当該部分の床面積の合計が25, 000平方メートル以上のもの 354, 000円
非標準入力	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266, 000円
住法等の場	
宅合（実際	
部の設計仕	
分様の条件	
を基に算	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 334, 000円
定した基	
準省令第	
1 条第 1	
項第 1 号	
イの一次	
エネルギー	当該部分の床面積の合計が1, 000
一消費量	

(以下86	平方メートル以
の項及び9	上2,000平方メー
2の項にお	トル未満のもの
いて「一	431,000円
次エネルギー消費	当該部分の床面
量」とい	積の合計が2,000
う。)及	平方メートル以
び基準省	上5,000平方メー
令第10条	トル未満のもの
	615,000円
第1号イ	当該部分の床面
(1)の屋	積の合計が5,000
内周囲空	平方メートル以
間の年間	上10,000平方メ
熱負荷	ートル未満のも
(以下	の 758,000円
「屋内周	当該部分の床面
囲空間の	積の合計が10,00
年間熱負	0平方メートル以
荷」とい	上25,000平方メ
う。)を	ートル未満のも
用いて評	の 896,000円
価する場	当該部分の床面
合をい	積の合計が25,00

う。以下	0平方メートル以
87の項、	上のもの
89の項及	1,020,000円
び90の項	
において	
同じ。)	
モデル建	当該部分の床面
物法によ	積の合計が300平
る場合	方メートル未満
(一次エ	のもの 102,000
ネルギー	円
消費量の	当該部分の床面
算出に用	積の合計が300平
いるべき	方メートル以上
標準的な	1,000平方メート
建築物及	ル未満のもの
び屋内周	129,000円
囲空間の	当該部分の床面
年間熱負	積の合計が1,000
荷の算出	平方メートル以
に用いる	上2,000平方メー
べきもの	トル未満のもの
として国	171,000円
土交通大	当該部分の床面

臣が定める建築物を用いて評価する場合をいう。以下	積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円
87の項、	当該部分の床面積の合計が
89の項及び90の項において同じ。）	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円
	当該部分の床面積の合計が
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 434,000円
	当該部分の床面積の合計が
	25,000平方メートル以上のもの 509,000円

87	低炭素法第55条 (低炭素建築物新築等計画の変更) 第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更 の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて低炭素法第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づき申出があった場合においては、一の建築物について1の項、3の項、4の項及び5の項に掲げる額（申請に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について6の項又は7の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）												
		<table> <tr> <th>(1)</th><th>ア 一戸建て住宅</th><th>4,100円</th></tr> <tr> <td>申請に併せて市長が指定する者が作成した低炭素法第54条</td><td>イ ア 以外 の建築物</td><td>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上</td></tr> </table>	(1)	ア 一戸建て住宅	4,100円	申請に併せて市長が指定する者が作成した低炭素法第54条	イ ア 以外 の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上
(1)	ア 一戸建て住宅	4,100円												
申請に併せて市長が指定する者が作成した低炭素法第54条	イ ア 以外 の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円												
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円												
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上												

第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類が 提出 され た場 合	非住宅部分	上5,000平方メー トル未満のもの 37,000円	当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの 13,800円
		当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の 66,500円	当該部分の床面 積の合計が1,000 平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの 22,200円
		当該部分の床面 積の合計が25,00 0平方メートル以 上のもの 103,000円	当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートル以 上5,000平方メー トル未満のもの 66,100円
		当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル未満 のもの 8,000円	当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の 104,000円

(2)	ア 戸建 で住 宅 (1)以 外の 場合	(ア) 誘導 仕様基準 による場 合	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの の 132,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上15,100円のもの 15,100円
(1)以外の場合	ア	(イ) 標準 計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 15,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上15,100円のもの 15,100円

イ 以外 の建 築物	(ア) 誘導住宅部分による場合	(ウ) 仕様 ・計算併 用法によ る場合	のもの 28,300 円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上 のもの 31,500 円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満 のもの 21,100 円
イ 以外 の建 築物	(ア) 誘導住宅部分による場合	(ウ) 仕様 ・計算併 用法によ る場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上 のもの 23,300 円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 26,800 円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 26,800 円

(イ) 標準計算法による場合	方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 46,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル

ル未満のもの 94,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

	314, 000円
(ウ) 仕様・計算方法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42, 000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 70, 500円
	当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 122, 000円
	当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 179, 000円

	当該部分の床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの 213, 000円
	当該部分の床面積の合計が25, 000平方メートル以上のもの 248, 000円
非標準入力	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186, 000円
住法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 234, 000円
区分	当該部分の床面積の合計が1, 000

0平方メートル以 上のもの	715,000円
モデル建 物法によ る場合	当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル未満 のもの 71,600 円
	当該部分の床面 積の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの 91,100円
	当該部分の床面 積の合計が1,000 平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの 119,000円
	当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートル以 上5,000平方メー

平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	301,000円
当該部分の床面 積の合計が2,000 平方メートル以 上5,000平方メー トル未満のもの	430,000円
当該部分の床面 積の合計が5,000 平方メートル以 上10,000平方メ ートル未満のも の 531,000円	
当該部分の床面 積の合計が10,00 0平方メートル以 上25,000平方メ ートル未満のも の 627,000円	
当該部分の床面 積の合計が25,00	

法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第30条	(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出され	ア 一戸建て住宅 イ ア以外の建築物	5,800円	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円
(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等) 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

39	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合においては、当該申出に係る建築物について1の項に掲げる額（申請
----	-------------------------------	--

た場合	の 94,700円 当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満のも の 119,000円	の 94,700円 当該部分の床面積の 合計が2,000平方メ ートル以上5,000平 方メートル未満のも の 94,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

イ ア以外 の建 築物	住 宅 部 分	(ア) 誘 導 仕 樣 基 準	合計が200平方メー トル以上のもの 22, 200円	
			当該住宅の床面積の 合計が200平方メー トル未満のもの 40, 200円	
			当該住宅の床面積の 合計が200平方メー トル以上のもの 44, 900円	
			当該住宅の床面積の 合計が200平方メー トル未満のもの 30, 100円	
			当該住宅の床面積の 合計が200平方メー トル以上のもの 33, 200円	
	イ ア以外 の建 築物	(ウ)	仕 樣 ・計 算 併 用 法 に よ る 場 合	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの 38, 700円
				当該部分の床面積の 合計が200平方メー トル以上のもの 135, 000円
				当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メー トル以上のもの 183, 000円
				当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メー トル以上のもの 135, 000円
				当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メー トル以上のもの 135, 000円

(イ) 標準 計算 法による 場合	場合	合計が300平方メー トル以上のもの 66, 900円
	当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メー トル未満のもの 120, 000円	当該部分の床面積の 合計が5, 000平方メー トル以上のもの 183, 000円
	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの 81, 000円	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上のもの 135, 000円
	当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メー トル以上のもの 135, 000円	当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メー トル以上のもの 135, 000円

1メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
併用 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方	

場合	100,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
非標準	当該部分の床面積の
住入力	合計が300平方メートル
宅法等	トル未満のもの

部 分	に よ る 場 合	266, 000円	方メートル未満のもの の 896, 000円
	合	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1, 000平方 メートル未満のもの 334, 000円	当該部分の床面積の 合計が25, 000平方メ ートル以上のもの 1, 020, 000円
部 分	に よ る 場 合	431, 000円	モデ ル建 物法 によ る場 合
	合	当該部分の床面積の 合計が1, 000平方メ ートル以上2, 000平 方メートル未満のもの の 431, 000円	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1, 000平方 メートル未満のもの 129, 000円
部 分	に よ る 場 合	615, 000円	モデ ル建 物法 によ る場 合
	合	当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メ ートル以上5, 000平 方メートル未満のもの の 615, 000円	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1, 000平方 メートル未満のもの 129, 000円
部 分	に よ る 場 合	758, 000円	モデ ル建 物法 によ る場 合
	合	当該部分の床面積の 合計が5, 000平方メ ートル以上10, 000平 方メートル未満のもの の 758, 000円	当該部分の床面積の 合計が1, 000平方メ ートル以上2, 000平 方メートル未満のもの の 171, 000円
部 分	に よ る 場 合	10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	モデ ル建 物法 によ る場 合
	合	当該部分の床面積の 合計が10, 000平方メ ートル以上25, 000平 方メートル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メ ートル以上5, 000平 方メートル未満のもの

90	建築物省エネ法第31条（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更）第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画は7の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額					の 276,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの の 361,000円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの の 434,000円 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 509,000円	(1) 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 戸建て住宅 イ ア以外の建築物	4,100円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円 当該部分の床面積の合計が10,000平方メ

	1メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円						1メートル未満のもの 66,100円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円
	非住宅部分 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円						当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 15,100円						当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円
	(2) (1)以外の場合						(ア) 戸建て住宅 誘導仕様の標準による場合

イ	ア以外の建築物	(イ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円
		(ウ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円
イ	ア以外の建築物	(イ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円
		(ウ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円
イ	ア以外の建築物	(イ) 標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円
		(ウ) 仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 28,300円

イ	ア以外の建築物	(イ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円
		(ウ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円
イ	ア以外の建築物	(イ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円
		(ウ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円
イ	ア以外の建築物	(イ) 標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円
		(ウ) 仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 28,300円

	当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートル以上10,000平 方メートル未満のも の 231,000円
	当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満のも の 273,000円
	当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートル以上のもの 314,000円
(ウ)	当該部分の床面積の
仕	合計が300平方メー
様・	トル未満のもの
計算	42,000円
併用	当該部分の床面積の
法に	合計が300平方メー
よる	トル以上2,000平方
場合	メートル未満のもの
	70,500円
	当該部分の床面積の

	合計が2,000平方メ ートル以上5,000平 方メートル未満のも の 122,000円
	当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートル以上10,000平 方メートル未満のも の 179,000円
	当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満のも の 213,000円
	当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートル以上のもの 248,000円
非	標準
住	入力
宅	合計が300平方メー
部	トル未満のもの
によ	186,000円
る場	当該部分の床面積の
分	合計が300平方メー
合	

	合計が25,000平方メートル以上のもの 715,000円
モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 234,000円

トル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 301,000円	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円	
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円	
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 715,000円	

				一メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 357,000円
91	建築物省エネ法第11条（建築物エネルギー消費性能適合性判定）第1項ただし書又は第12条（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）第2項ただし書	法第6条第4項及び第18条第3項の規定に基づく審査のうち行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準への適合審査手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額を1の項に掲げる額の手数料に加えた額	(1) 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 2,500円	
			建て	当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 4,700

規定に基づく審査（建築物省エネ法第11条に規定する特定建築物の行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条（建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的事易な特定建築物の第1項第1号イ又はロに該当する場合に限る。）		円
当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800	円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円	
(2) 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円	
（1）以外の		
当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200	円
当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300	円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900	円
当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円	
当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円	
当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートル		

92	建築物省エネ法 第11条第1項及 第12条第2項 の規定に基づく 建築物エネルギ ー消費性能適合 審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる 額	ルを超え5,000平方メートル以内のもの 50,100円 当該住宅の床面積の合計が5,000平方メー トルを超えるもの 68,900円	合義 務)	メートル未満のもの 94,700円
				第1 項に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類と して 市長 が定 める もの が提 出さ れた 場合	当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満のもの の 119,000円
		ア 一戸建て住宅	住宅部分		当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートル以上のもの 148,000円
		イ	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの 11,300円	非住宅部分	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの 11,300円
		計画 の提 出又 は計 画の 通知 に併 せて 建築 物 省 エネ 法第 10条 (建 築主 の基 準適	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上2,000平方メ ートル未満のもの 23,800円 当該部分の床面積の 合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のもの 52,800円 当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートル以上10,000平方		当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1,000平方メ ートル未満のもの 19,500円
					当該部分の床面積の 合計が1,000平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの

		31,600円
		当該部分の床面積の 合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの 94,300円
		当該部分の床面積の 合計が5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のもの 149,000円
		当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満のも の 188,000円
		当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートル以上のもの 235,000円
(2)	ア	当該住宅の床面積の
(1)	(ア) 仕様基準又 は誘導仕様基準 による場合	合計が200平方メー トル未満のもの 20,700円
以外 の場 合		

合 建 て 住 宅	当該住宅の床面積の 合計が200平方メー トル以上のもの 22, 200円	
	(イ) 標準計算法 (基準省令第 1 条第 1 項第 2 号 イ (1) 及び同号ロ (1) の基準により 評価する方法又 は第 10 条第 2 号 イ (1) 及び同号ロ (1) の基準により 評価する方法を いう。以下 92 の 項及び 93 の項に おいて同じ。) による場合	当該住宅の床面積の 合計が 200 平方メー トル未満のもの 40, 200 円
	(ウ) 仕様・計算 併用法による場 合 (仕様基準又 は誘導仕様基準 及び標準計算法 を併用する場合	当該住宅の床面積の 合計が 200 平方メー トル未満のもの 30, 100 円
		当該住宅の床面積の 合計が 200 平方メー トル

	をいう。以下92の項及び93の項において同じ。）	ル以上のもの 33, 200円	ル未満のもの 81, 000円	場合
イ ア 以 外 の 建 築 物	住宅部分 (ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の 合計が300平方メートル未満のもの 38, 700円	当該部分の床面積の 合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 135, 000円	
		当該部分の床面積の 合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 229, 000円	当該部分の床面積の 合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 329, 000円	
		当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 120, 000円	当該部分の床面積の 合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの 390, 000円	
		当該部分の床面積の 合計が300平方メートル	当該部分の床面積の 合計が25, 000平方メートル	
	(イ) 標準計算法による	当該部分の床面積の 合計が300平方メートル	当該部分の床面積の 合計が25, 000平方メートル	

[illegible]

		94,300円		以下93の項に	
		当該部分の床面積の		工 場	合計が1,000平方メー
		合計が5,000平方メー		等	トル以上2,000平方メ
		トル以上10,000平方		の	ートル未満のもの
		メートル未満のもの		み	431,000円
		149,000円		の	当該部分の床面積の
		当該部分の床面積の		場	合計が2,000平方メー
		合計が10,000平方メ		合	トル以上5,000平方メ
		ートル以上25,000平		以	ートル未満のもの
		方メートル未満のも		外	615,000円
		の 188,000円		の	当該部分の床面積の
		当該部分の床面積の		非	合計が5,000平方メー
		合計が25,000平方メ		住	トル以上10,000平方
		ートル以上のもの		宅	メートル未満のもの
		235,000円		部	758,000円
		当該部分の床面積の		分	当該部分の床面積の
		合計が300平方メート		の	合計が10,000平方メ
		ル未満のもの		場	ートル以上25,000平
		266,000円		合	方メートル未満のも
		当該部分の床面積の			の 896,000円
		合計が300平方メート			当該部分の床面積の
		ル以上1,000平方メー			合計が25,000平方メ
		トル未満のもの			ートル以上のもの
		334,000円			1,020,000円
		標準入力法等			
		非			
		住			
		による場合			
		宅			
		(実際の設計			
		部			
		仕様の条件を			
		分			
		基に算定した			
		の			
		一次エネルギー			
		用			
		消費量を用			
		途			
		いて評価する			
		が			
		場合をいう。			

モデル建物法による場合（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する場合をいう。以下93の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102, 000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 129, 000円
	当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 171, 000円
	当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 276, 000円
	当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 361, 000円

に関する証明書 の交付) の規定第 に基づく軽微な 変更の申請に対 する審査	エネ 法第 10条 第1 項に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類と して	非住宅部分	ートル未満のもの 37,000円	13,800円
			当該部分の床面積の 合計が5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のもの 66,500円	当該部分の床面積の 合計が1,000平方メー トル以上2,000平方メ ートル未満のもの 22,200円
			当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満のも の 83,500円	当該部分の床面積の 合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの 66,100円
			当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートル以上のもの 103,000円	当該部分の床面積の 合計が5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のもの 104,000円
			当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの 8,000 円	当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満のも の 132,000円
			当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1,000平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートル以上のもの

(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	165,000円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		(イ) 標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
		(ウ) 仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		
イ ア 以外の建築物	住宅部分	(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円	23,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円	
		(イ) 標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円	

	合計が300平方メートル未満のもの 42,000円	計算併用法 による場合	
	当該部分の床面積の 合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円		
	当該部分の床面積の 合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円		
	当該部分の床面積の 合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円		
	当該部分の床面積の 合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 213,000円		
	当該部分の床面積の		
	合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円		
	当該部分の床面積の 合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円		
	当該部分の床面積の 合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円		
	当該部分の床面積の 合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円		
	当該部分の床面積の 合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円		
(ウ) 仕様・	当該部分の床面積の		

	合計が25,000平方メートル以上のもの 248,000円	トール以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円
非住宅部分の用途が工場等の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 234,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル
標準入力法等による場合		
非住宅部分の用途が工場等		

の み の 場 合 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	モデル建物法 による場合	ートル未満のもの 301, 000円	71, 600円
		当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メー トル以上5, 000平方メ ートル未満のもの 430, 000円	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1, 000平方メ ートル未満のもの 91, 100円
		当該部分の床面積の 合計が5, 000平方メー トル以上10, 000平方 メートル未満のもの 531, 000円	当該部分の床面積の 合計が1, 000平方メ ートル以上2, 000平方メ ートル未満のもの 119, 000円
		当該部分の床面積の 合計が10, 000平方メ ートル以上25, 000平 方メートル未満のも の 627, 000円	当該部分の床面積の 合計が2, 000平方メ ートル以上5, 000平方メ ートル未満のもの 193, 000円
		当該部分の床面積の 合計が25, 000平方メ ートル以上のもの 715, 000円	当該部分の床面積の 合計が5, 000平方メ ートル以上10, 000平方 メートル未満のもの 253, 000円
		当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の 合計が10, 000平方メ ートル以上25, 000平

				方メートル未満のもの の 304,000円
				当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートル以上のもの 357,000円

別表第2備考1中「第34条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）第3項各号」を「第29条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）第3項各号」に改め、同表備考3中「89の項から91の項まで」を「89の項、90の項、92の項又は93の項」に、「91の項に規定する手数料にあっては性能基準による場合又はフロア入力法による」を「92の項又は93の項に規定する手数料にあっては仕様基準又は誘導仕様基準による場合以外の」に、「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「及び共用部分の床面積の合計の床面積に基づき」を「と共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。）の床面積の合計により」に改め、同表備考4中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同表備考5中「89の項から91の項まで」を「89の項から93の項まで」に、「91の項に規定する手数料にあっては性能基準による場合及びフロア入力法による場合以外の」を「92の項又は93の項に規定する手数料にあっては仕様基準又は誘導仕様基準による」に、「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「加算しない床面積に基づき」を「除いた床面積の合計により」に改め、同表備考6中「91の項から」を「92の項又は」に、「91の項に」を「92の項に」に、「同項(2)の項イの項(イ)の項」を「同項(2)の項イの項」に、「92の項に」を「93の項に」に、「同項(2)の項アの項に掲げる標準入力法等による場合により、93の項に規定する手数料にあって

は同項(2)の項アの項に掲げる標準入力法等による場合により」を「同項(2)の項イの項に掲げる標準入力法等による場合とみなして」に改め、同表備考7中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同表備考8中「第4条（特定建築物の非住宅部分の規模等）第1項」を「第3条（エネルギー消費性能に及ばず影響が少ない建築物の建築の規模）第1項」に改め、同表備考9中「当該各項の(2)の区分より、非住宅部分の床面積に基づき」を「用途が工場等の場合以外の非住宅部分の場合として」に改め、同表中備考10を次のように改める。

10 92の項又は93の項に規定する手数料について、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみを利用する部分の床面積の合計が居住者のみを利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。別表第2備考11中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改める。

別表第2の備考に次のように加える。

12 91の項に規定する手数料について、気候風土適応住宅（基準省令第1条第1項第2号イただし書に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅をいう。以下同じ。）の法第6条第4項及び第18条第3項に基づく審査の中で行う仕様基準への適合審査手数料の額は、91の項の場合とみなして算出した額とする。

13 92の項又は93の項に規定する手数料について、気候風土適応住宅の適合性判定手数料、気候風土適応住宅の変更に係る適合性判定手数料又は気候風土適応住宅の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、92の項(2)の項又は93の項(2)の項に掲げる仕様・計算併用法による場合とみなして算出した額とする。

14 92の項又は93の項に規定する手数料について、複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条（適用除外）に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当することの証明手数料の額は、92の項(2)の項又は93の項(2)の項に掲げる工場等の場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

議案第24号

国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

市立公園を1件新設するため、必要がある。

国分寺市立公園条例の一部を改正する条例

議案第25号

国分寺市立公園条例（平成4年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項国分寺市立窪東公園の項の次に次のように加える。

国分寺市立戸倉みんなの公園	国分寺市戸倉四丁目16番地2
---------------	----------------

附 則

この条例は、令和7年3月27日から施行する。

国分寺市オンブズパーソンの選任について

国分寺市オンブズパーソンに次の者を選任したいので、国分寺市オンブズパーソン条例（平成14年条例第50号）第7条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月21日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

1	住 所	東京都府中市
2	氏 名	高 野 太 一 朗
3	年 齢	43歳

提案理由

国分寺市オンブズパーソンの任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

第 1 表 繰越明許費補正

追加		(単位：千円)	
款	項	事業名	金額
8. 土木費	3. 都市計画費	街路事業	7,648

議案第26号

令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度国分寺市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月18日提出

国分寺市長 井澤 邦夫

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		11,375,722	38,000	11,413,722
2 国庫補助金		2,568,113	38,000	2,606,113
15 都支出金		9,964,319	15,105	9,979,424
2 都補助金		6,272,440	15,105	6,287,545
18 繰入金		1,061,280	67,158	1,128,438
2 基金繰入金		1,019,484	67,158	1,086,642
歳入	合 計	60,564,089	120,263	60,684,352

令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度国分寺市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額（60,564,089千円）に歳入歳出それぞれ

120,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

60,684,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 18 日 提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

総務委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年2月25日

国分寺市議会議長

田中政義様

総務委員会委員長 丸山哲平

記

議案番号	件名	審査結果
第12号	国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	可決
第13号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第14号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第15号	国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第16号	国分寺市特別職の職員の常勤のもの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第17号	国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	可決

厚生文教委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年2月26日

国分寺市議会議長

田中政義様

厚生文教委員会委員長 中山ごう

記

議案番号	件名	審査結果
第8号	令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決
第9号	令和6年度国分寺市介護保険特別会計補正予算(第4号)	可決
第18号	国分寺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第19号	国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	可決
第20号	国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	可決

建設環境委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年2月27日

国分寺市議会議長

田中政義様

建設環境委員会委員長 星 いつろう

記

議案番号	件名	審査結果
第10号	令和6年度国分寺市下水道事業会計補正予算(第2号)	可決
第21号	国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について	可決
第22号	国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第23号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について	可決
第24号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について	可決

新庁舎建設等特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年3月4日

国分寺市議会議長

田中政義様

新庁舎建設等特別委員会委員長 森 田 たかし

記

議案番号	件名	審査結果
第11号	国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について	可決

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年3月5日

国分寺市議会議長

田中政義様

補正予算審査特別委員会委員長 木島 たくし

記

議案番号	件名	審査結果
第6号	専決処分について	承認
第7号	令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）	可決

予算特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年3月14日

国分寺市議会議長

田中政義様

予算特別委員会委員長 丸山 哲平

記

議案番号	件名	審査結果
第1号	令和7年度国分寺市一般会計予算	可決

予 算 特 別 委 員 会 議 案 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年3月17日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

予算特別委員会副委員長 星 いろいろ

記

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果
第 2 号	令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算	可 決
第 4 号	令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算	可 決
第 5 号	令和7年度国分寺市下水道事業会計予算	可 決
第 3 号	令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算	可 決

補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会 議 案 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年3月25日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

補正予算審査特別委員長 木 島 たかし

記

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果
第 26 号	令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）	可 決
第 27 号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）	可 決

公共施設等総合管理特別委員会請願・陳情審査報告書

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、付託された請願・陳情審査の結果、下記のとおり議決したので報告します。
なお、採択すべきものと決定した請願・陳情は、市長その他の関係機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めます。

令和7年3月3日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

公共施設等総合管理特別委員会委員長 尾 沢 しゅう

記

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第6－3号	国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情	採 択

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお取り計らいをお願いします。

令和7年2月25日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

総務委員会委員長 丸 山 哲 平

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
調 査	行政改革について	R 5 . 7 . 3	R 7 . 2 . 25

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経ようお取り計らいをお願いします。

令和7年2月26日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

厚生文教委員会委員長 中山 ご う

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
陳 情 第 6 - 6 号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	R 6 . 9 . 6	R 7 . 2 . 26
陳 情 第 6 - 2 号	補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情	R 6 . 6 . 6	R 7 . 2 . 26
陳 情 第 5 - 3 号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	R 5 . 12 . 4	R 7 . 2 . 26
陳 情 第 5 - 1 号	有機フッ素化合物（PFAS）汚染の血液検査の実施を求める陳情	R 5 . 9 . 7	R 7 . 2 . 26

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経ようお取り計らいをお願いします。

令和7年2月27日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

建設環境委員会委員長 星 い っ ろ う

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
調 査	第三次国分寺市環境基本計画の策定について	R 5 . 7 . 3	R 7 . 2 . 27

議 決 事 項 一 覧

１．議 案 （28件）

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
委員会提出議案 第 1 号	国分寺市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 2. 21	可 決	即 決
第 1 号	令和 7 年度国分寺市一般会計予算	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	予算特別
第 2 号	令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	予算特別
第 3 号	令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計予算	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	予算特別
第 4 号	令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	予算特別
第 5 号	令和 7 年度国分寺市下水道事業会計予算	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	予算特別
第 6 号	専決処分について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	承 認	補正予算 審査特別
第 7 号	令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	補正予算 審査特別
第 8 号	令和 6 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	厚生文教
第 9 号	令和 6 年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	厚生文教
第 10 号	令和 6 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	建設環境
第 11 号	国分寺市庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	新庁舎 建設等 特 別
第 12 号	国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	総 務
第 13 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	総 務
第 14 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	総 務
第 15 号	国分寺市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	総 務

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 16 号	国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例及び国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	総 務
第 17 号	国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	総 務
第 18 号	国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	厚生文教
第 19 号	国分寺市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	厚生文教
第 20 号	国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	厚生文教
第 21 号	国分寺市環境基本条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	建設環境
第 22 号	国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	建設環境
第 23 号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	建設環境
第 24 号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について	R 7. 2. 21	R 7. 3. 25	可 決	建設環境
第 25 号	国分寺市オンブズパーソンの選任について	R 7. 2. 21	R 7. 2. 21	同 意	即 決
第 26 号	令和 6 年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）	R 7. 3. 25	R 7. 3. 25	可 決	補正予算 審査特別
第 27 号	令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号）	R 7. 3. 25	R 7. 3. 25	可 決	補正予算 審査特別

2. 陳 情 （5 件）

番 号	件 名	付託年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 5 - 1 号	有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情	R 5. 9. 7	R 7. 3. 25	継 続	厚生文教
第 5 - 3 号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	R 5. 12. 4	R 7. 3. 25	継 続	厚生文教
第 6 - 2 号	補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情	R 6. 6. 6	R 7. 3. 25	継 続	厚生文教

番 号	件 名	付託年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 6 - 3 号	国分寺市現庁舎用地複合公共施設整備事業の促進を求める陳情	R 6 . 6 . 6	R 7 . 3 . 25	不採択	公 共 施 設 等 総 合 管 理 特 別
第 6 - 6 号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	R 6 . 9 . 6	R 7 . 3 . 25	継 続	厚生文教

3. 補正予算審査特別委員会委員の選任

(2 月 21 日 選 任)

委員長	副委員長	委 員
木 島 たかし	高 瀬 かおる	対 馬 ふみあき 寺 嶋 たけし 尾 沢 しゅう 及 川 妙 子 はぎの 英 輔

4. 予算特別委員会委員の選任

(2 月 21 日 選 任)

委員長	副委員長	委 員
丸 山 哲 平	星 いづろう	議長以外の全議員

令和7年 第1回定例会 日程

月	日	曜日	開議	会 議 名
2 月	19	水	9:30	代表者会議/議会運営委員会
	20	木		
	21	金	9:30	本会議（施政方針/付託等）
	22	土		
	23	日	9:30	本会議（代表質問）
	24	月		
	25	火	9:30	総務委員会
	26	水	9:30	厚生文教委員会
	27	木	9:30	建設環境委員会
	28	金		（委員会予備日）
3 月	1	土		
	2	日		
	3	月	9:30	公共施設等総合管理特別委員会
	4	火	9:30	新庁舎建設等特別委員会
	5	水	9:30	補正予算審査特別委員会
	6	木		（委員会予備日）
	7	金	9:30	予算特別委員会
	8	土		
	9	日		
	10	月	9:30	予算特別委員会
	11	火	9:30	予算特別委員会
	12	水	9:30	予算特別委員会
	13	木	9:30	予算特別委員会
	14	金	9:30	予算特別委員会
	15	土		
	16	日		
	17	月	9:30	予算特別委員会
	18	火		（委員会予備日）
	19	水		事務整理日
	20	木		
	21	金		事務整理日
	22	土		
	23	日		
	24	月		事務整理日
	25	火	9:30	議会運営委員会/本会議/総務委員会/厚生文教委員会/
				建設環境委員会/補正予算審査特別委員会/議会運営委員会/本会議

会期
33
日間